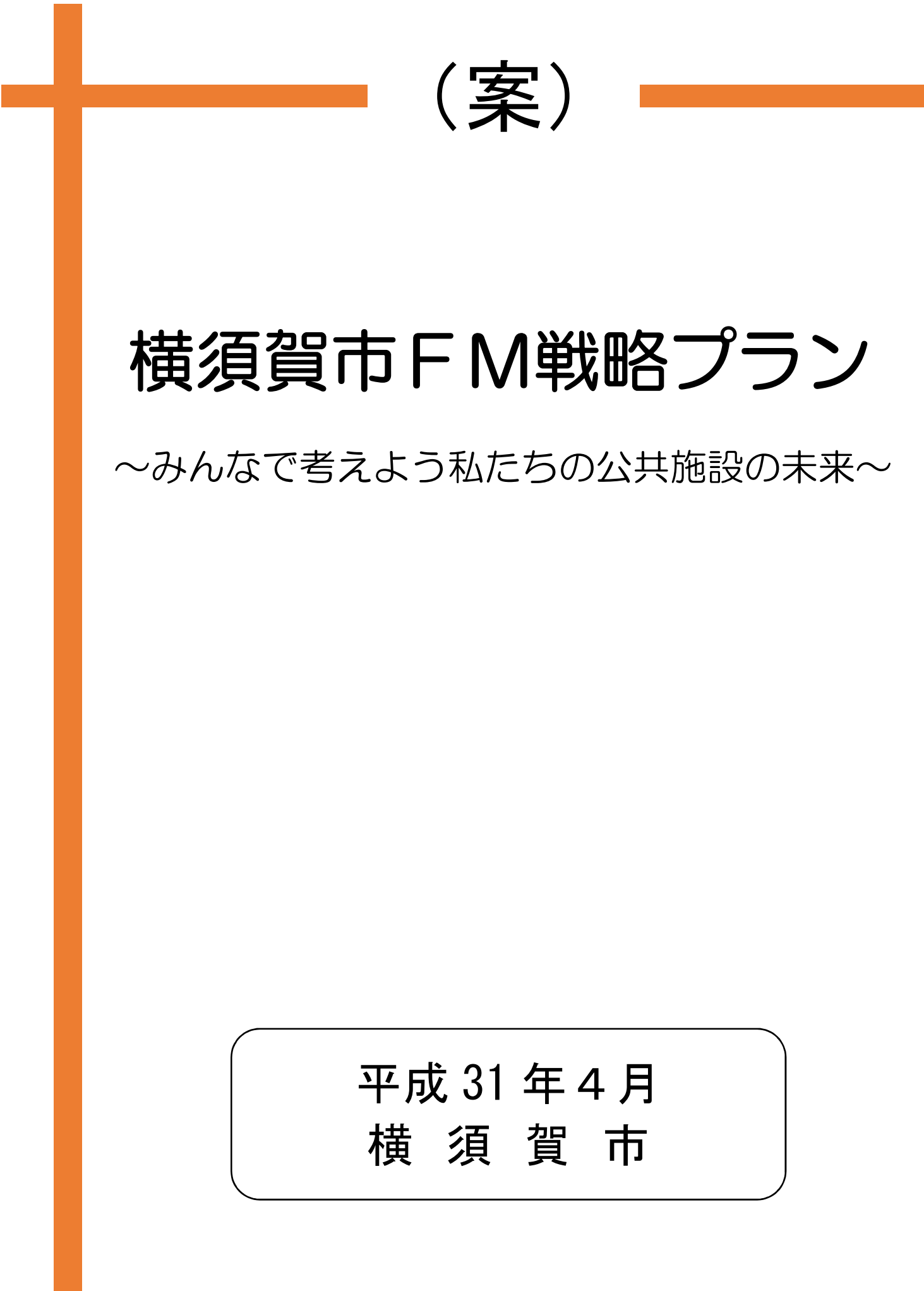




(案)

横須賀市 F M 戦略プラン

～みんなで考えよう私たちの公共施設の未来～

平成 31 年 4 月
横 須 賀 市

目 次

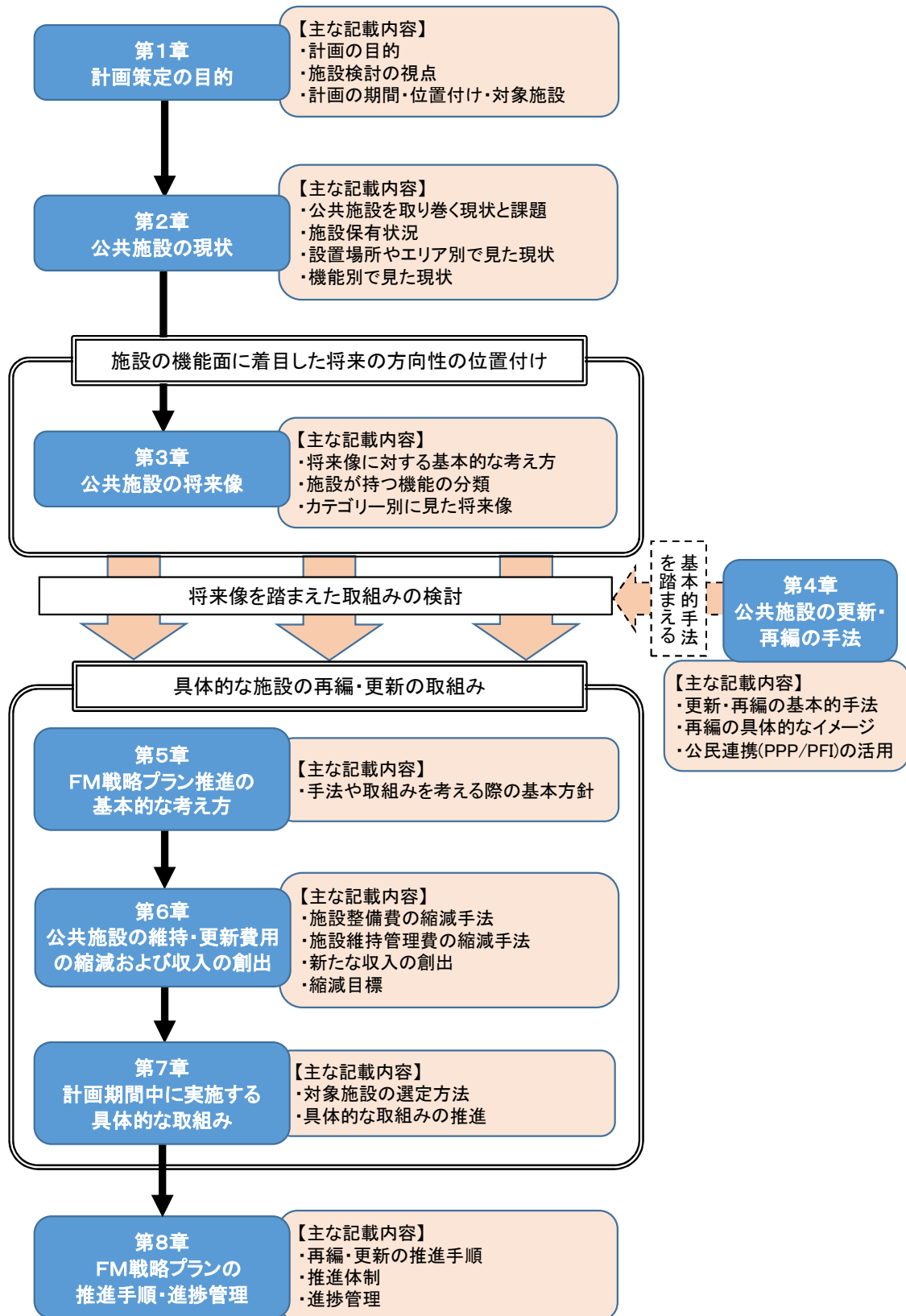
第1章 計画策定の目的	1
1 計画の目的	1
2 FM戦略プランにおける施設検討の視点	3
3 計画の期間・位置付け・対象施設	5
第2章 公共施設の現状	9
1 横須賀市の公共施設を取り巻く現状と課題	9
2 公共施設の保有状況	15
3 設置場所・利用者エリア別で見た現状	19
4 機能別で見た現状	23
第3章 公共施設の将来像	31
1 施設の将来像に対する基本的な考え方	31
2 施設の機能をカテゴリー毎に分類	31
3 カテゴリー別に見た将来像	33
第4章 公共施設の更新・再編の手法	53
1 更新・再編の基本的手法および建物等の取扱い	53
2 再編手法の具体的なイメージ	55
3 公民連携（PPP/PFI）の活用	60
第5章 FM戦略プラン推進の基本的な考え方	63
1 基本方針	63
第6章 公共施設の維持・更新費用の縮減および収入の創出	69
1 施設整備費の縮減手法	69
2 施設維持管理費の縮減手法	74
3 新たな収入の創出	74
4 縮減目標等	76
第7章 計画期間中に実施する具体的な取組み	79
1 優先的に取り組む対象施設の選定方法	79
2 対象施設における具体的な取組みの推進	80
第8章 FM戦略プランの推進手順・進捗管理	87
1 再編・更新の推進手順	87
2 推進体制	89
3 進捗管理	90
資料編	94

《年号表記について》

今後、元号の変更が予定されていますが、本計画の検討時点では新元号が決まっていなかったため、表記の連続性および分かりやすさの観点から、和暦で表記する箇所については平成の表記としています。

なお、計画の公表時には、元号表記の修正を行います。

【FM戦略プランの構成イメージ】



第1章 計画策定の目的

公共施設の更新・再編に関する計画の策定にあたっては、本市が置かれている状況を把握し、まちづくりなどの将来像と整合を図る必要があります。

本章では、こうした背景を整理した上で、計画策定の目的および計画の期間・位置付けを示します。

1 計画の目的

(1) 計画策定の背景

本市の人口は、戦後から平成2年(1990年)の43.3万人(国勢調査より)をピークとして増加を続けてきました。しかし、その後、減少に転じ、平成30年(2018年)には40万人を下回る(推計人口)状況となっており、2040年には、30万人台前半になることが予測されています。

また、財政面に着目すれば、人口減少・少子高齢化の進展により、市税収入の減少や社会保障費の増加など、今後、一層厳しい状況になることが見込まれています。

さらに、時代の推移とともに市民の生活スタイルも大きく変わり、行政に対するニーズも大きく変化しています。

人口増加とともに整備を進めた本市の公共施設は、平成30年度時点で、その7割以上が建築後30年を経過しており、近い将来、多額の更新費用が必要となりますが、こうした背景を踏まえると、今後も同じ規模・機能の施設を維持していくことは困難であると考えられ、将来に向けて、施設のあり方を見直す必要があります。

(2) まちづくりの考え方との整合

公共施設は、様々な行政サービスが提供される場であり、まちづくりを考える上で、非常に重要な位置付けであると言えます。このため、施設のあり方を考える際には、まちのにぎわいや活力を失うことにならないよう、将来に向けたまちづくりの考え方を強く意識して取組みを進めることが何よりも重要となります。

この、まちづくりの考え方が示されている本市の主な計画としては、総合計画の一部を為す『横須賀再興プラン(平成30年(2018年)3月策定)(以下「再興プラン」という。)」や実現すべき都市の将来像を都市計画の面から示した『横須賀市都市計画マスタープラン(平成28年(2016年)3月改訂)(以下「都市計画マスタープラン」という。)」があります。

再興プランでは、中長期的な視点で本市が目指す姿として、「Ⅰ 海洋都市」、「Ⅱ 音楽・スポーツ・エンターテインメント都市」、「Ⅲ 個性ある地域コミュニティのある都市」の「目指すまちづくりの3つの方向性」を掲げています。

こうした方向性の下、将来も安心して暮らすことができる、そして、助け合いが自然と生まれるような地域社会の形成、すなわち「誰も一人にさせないまち」の実現を目指しています。

また、都市計画マスタープランでは、取組みの基本的な考え方として「都市魅力の創造」と「拠点ネットワーク型都市づくり」の2本の柱を設定し、「豊かな暮らしと、いきいきとした交流をはぐくむ都市」という将来像の実現を目指しています。

こうした再興プランや都市計画マスタープランが目指すまちの実現に向け、今後の公共施設はどうあるべきかを考えていかなければなりません。

(3) FM戦略プラン策定の目的

『FM戦略プラン』は、「(1) 計画策定の背景」を踏まえ、「(2) まちづくりの考え方との整合」で示した本市の目指すまちの実現に向けて、『ファシリティマネジメント※』(以下、「FM」という。)の手法に基づき、長期的な施設の更新・再編をどのようにしていくべきか、その方向性を定めるとともに、中期的に実施する具体的な取組みを示すものです。

取組みを進めていく際には、公共施設がどのような役割を果たすのか、そのあり方を明確にしていく必要があり、公共施設が日々の暮らしにおける多様な活動をサポートしているということを、念頭において検討していくことが何よりも重要です。

このFM戦略プランを着実に推進することで、限られた財源の中、公共施設の量を需要に応じた適正な規模にしていくとともに、施設の利便性を高めていくことを目指します。

※《用語解説》ファシリティマネジメント=Facility Management (FM)

施設総量の適正化のほか、維持管理や運営方法の見直し、資産の有効活用等により、経営的な視点を持って施設を有効かつ適切に運営管理する取組みのこと

2 FM戦略プランにおける施設検討の視点

先に述べたとおり、公共施設は、多様な機能を持っており、本市のまちづくりに欠かせない要素です。このため、具体的な取組みを進めていく際には、その公共施設が持っている機能に着目し、まちづくりの考え方にどのような効果・影響をもたらすのか、施設が果たす役割やそのあり方を明確にしていかなければなりません。

そして、将来の公共施設が果たす役割やあり方の明確化に向け、「1 計画の目的」に記載のまちづくりの考え方と整合を図るために、公共施設はどうあるべきなのか、検討の視点を整理する必要があります。

再興プランでは、「誰も一人にさせないまち」について、「横須賀が再び活力を取り戻す」、「不安を抱えている市民に寄り添うことができる」、「将来も安心して暮らすことができる」という言葉で説明しています。

同様に、都市計画マスタープランでは、「都市魅力の創造」について「いろいろな交流をはぐくむまちをつくる」、「地域力を活かした活力をはぐくむまちをつくる」、「子育てがしやすいまちをつくる」という言葉で説明し、「拠点ネットワーク型都市づくり※」について「拠点の配置と連携」という言葉で説明しています。

各計画で示されたこれらの言葉を横断的に見て、公共施設の面から分類すると、「地域経済の活性化」、「地域コミュニティの活性化」、「将来も安心して暮らす」という3つの考え方に整理できます。

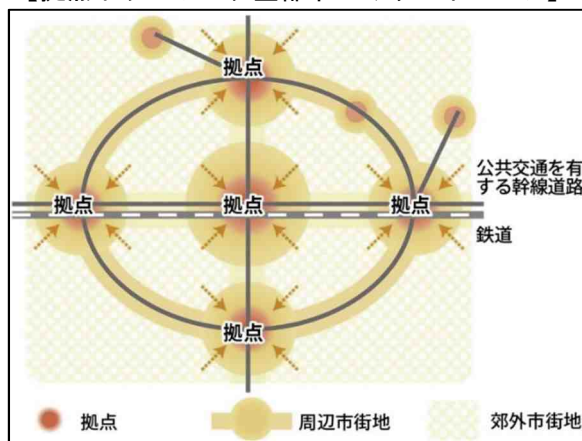
この考え方を公共施設のあり方について検討する際の表現に整理したものが、「まちづくりの考え方を踏まえた公共施設検討の視点」です。

本計画では、今後の公共施設のあり方について、こうして導き出した3つの視点から検討を進めることとします。

※《用語解説》拠点ネットワーク型都市づくり

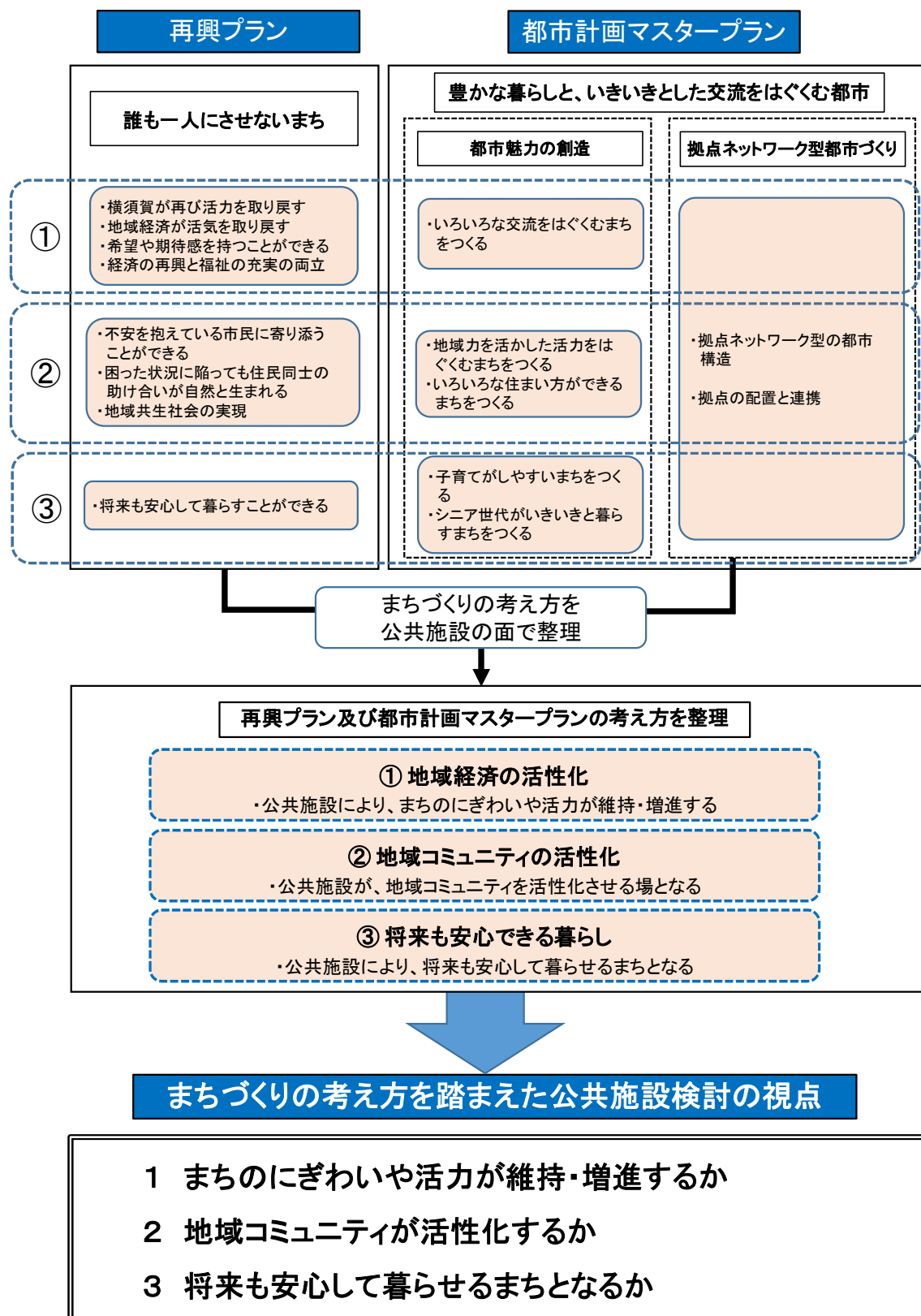
市街地をコンパクト化し、それぞれの拠点市街地間および拠点市街地と周辺市街地をネットワークさせて、効率的で利便性の高い暮らしやすい都市づくりを目指すこと

【拠点ネットワーク型都市づくりのイメージ】



出典：横須賀市都市計画マスタープラン

【図 1－1 まちづくりの考え方と公共施設検討の視点との関係性】



3 計画の期間・位置付け・対象施設

(1) 計画の期間

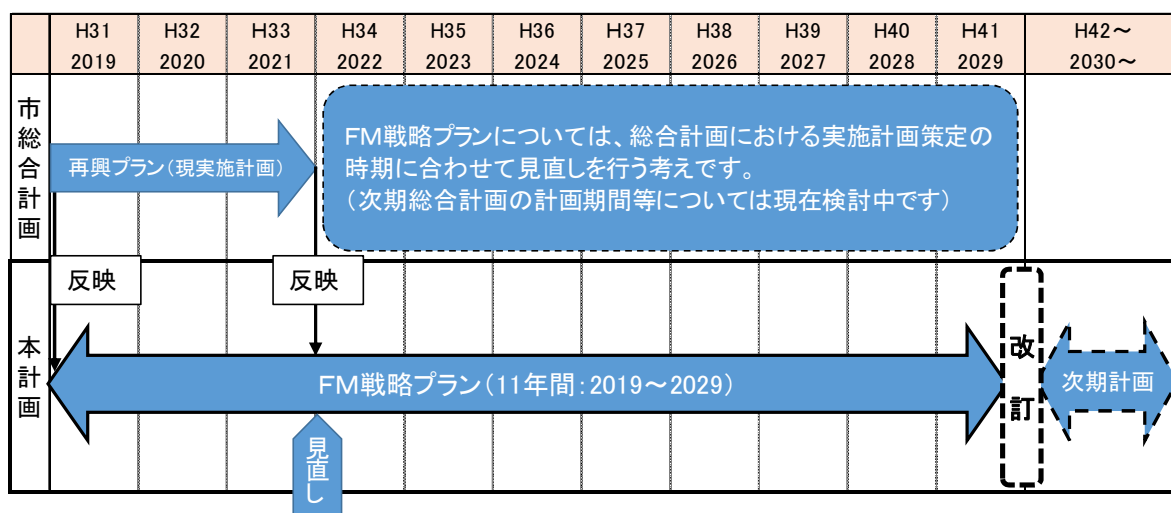
本計画は、平成 31 年度（2019 年度）～平成 41 年度（2029 年度）の 11 年間を計画期間とします。

公共施設の将来像を示し、その実現を図るためには、超長期での取組みが必要となります。しかし、時代の変化のスピードが非常に速い中、現時点で超長期間の人口推移や市民ニーズの変化を正確に予測することは困難なため、まずは将来像を踏まえた 11 年間の取組みをこの計画に位置付けていきます。

なお、当該期間中においても、市総合計画の策定状況に応じて、本計画の見直しを行います。

そして、計画期間中の取組みの成果や課題を踏まえた上で、平成 42 年度（2030 年度）以降に策定する次期計画でさらなる取組みを行っていくこととします。

【図 1－2 計画期間】

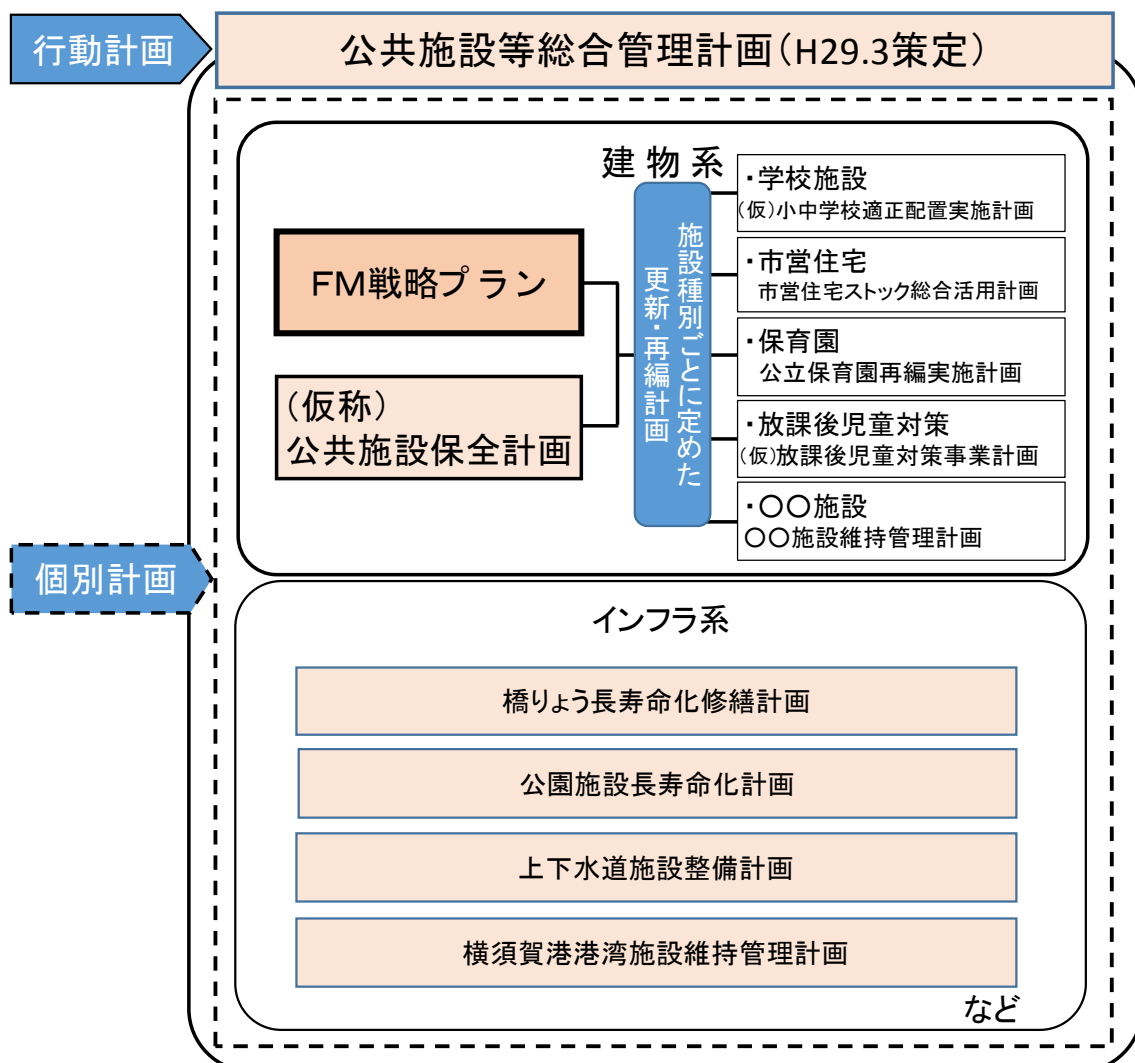


（２）計画の位置付け

国の定める「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体に対し、インフラを含むすべての公共施設の行動計画となる「公共施設等総合管理計画」の策定と、個別施設毎の長寿命化計画にあたる個別計画を策定することを求めています。本市でも、この要請を受けて、建物系とインフラ系の個別計画の策定を進めています。

本計画は、横須賀市の公共施設のうち、建物に関する将来のあり方等について定める計画であり、別に策定する「（仮称）公共施設保全計画」と併せて、建物系の個別計画として位置付けます。

【図１－３ 計画の位置付け】



(3) 対象施設

本計画では、市保有建物のうち、財政面への影響が大きい床面積 50 ㎡以上のものを対象施設とします。

平成 29 年度末現在における、本市が保有する床面積 50 ㎡以上の施設は 341 施設、総延床面積は約 125 万㎡となっています（用途廃止した建物等を除きます。）。

会計別では、一般会計、特別会計公園墓地事業費、病院事業会計の建物が対象であり、既に独自の計画を策定済みの水道事業会計、下水道事業会計の建物は対象外です。

【表 1－1 本計画の対象施設（平成 29 年度末現在）】

対象施設数		対象面積	
341 施設	うち市民利用施設	1, 253, 085 ㎡	うち市民利用施設
	308 施設		1, 170, 277. 94 ㎡

本計画の対象施設は上記の 341 施設になりますが、まちづくりの視点で施設の機能分析を行い、将来像を示す必要があるものは、「市民利用施設」であると考えます。

このため、「第 2 章 公共施設の現状」の「3 設置場所・利用者エリア別で見た現状」、「4 機能別で見た現状」および「第 3 章 公共施設の将来像」については、日常的に市民利用がない施設（倉庫、ごみ処理施設、事務室等）を除外して記載しています。

【表 1－2 会計別の計画対象施設一覧】

会計の別		施設保有	計画対象	対象外の理由等
1	一般会計	○	○	
2	国民健康保険費	×	—	
	公園墓地事業費	○	○	
	介護保険費	×	—	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	×	—	
	公債管理費	×	—	
	後期高齢者医療費	×	—	
3	水道事業会計	○	×	インフラ系の個別計画が別途あるため
	下水道事業会計	○	×	
	病院事業会計	○	○	

＜第 1 章 まとめ＞

本市を取り巻く人口減少等の背景から、公共施設のあり方を見直す必要がありますが、その際には、まちづくりの考え方を強く意識して取り組むことが重要です。

この計画は、平成 31 年度（2019 年度）～平成 41 年度（2029 年度）を対象期間、財政面への影響が大きい 50 m²以上の建物（341 施設）を対象施設とし、公共施設の将来のあり方等を定めるものです。

第2章 公共施設の現状

公共施設は、これまで人口推移や社会的ニーズなどを背景に、教育・福祉・文化等の目的を持って設置・整理されてきましたが、実際には、多様な使い方がされている施設も散見されるため、現状を的確に把握する必要があります。

本章では、公共施設を取り巻く現状のほか、現在の施設の保有量・配置状況・機能等を以下のとおり、整理します。

1 横須賀市の公共施設を取り巻く現状と課題

本市の公共施設を取り巻く現状について、人口推移、財政状況、および公共施設の更新に係る中長期的な経費見込みを示し、そこから見える課題を把握します。

(1) 人口推移

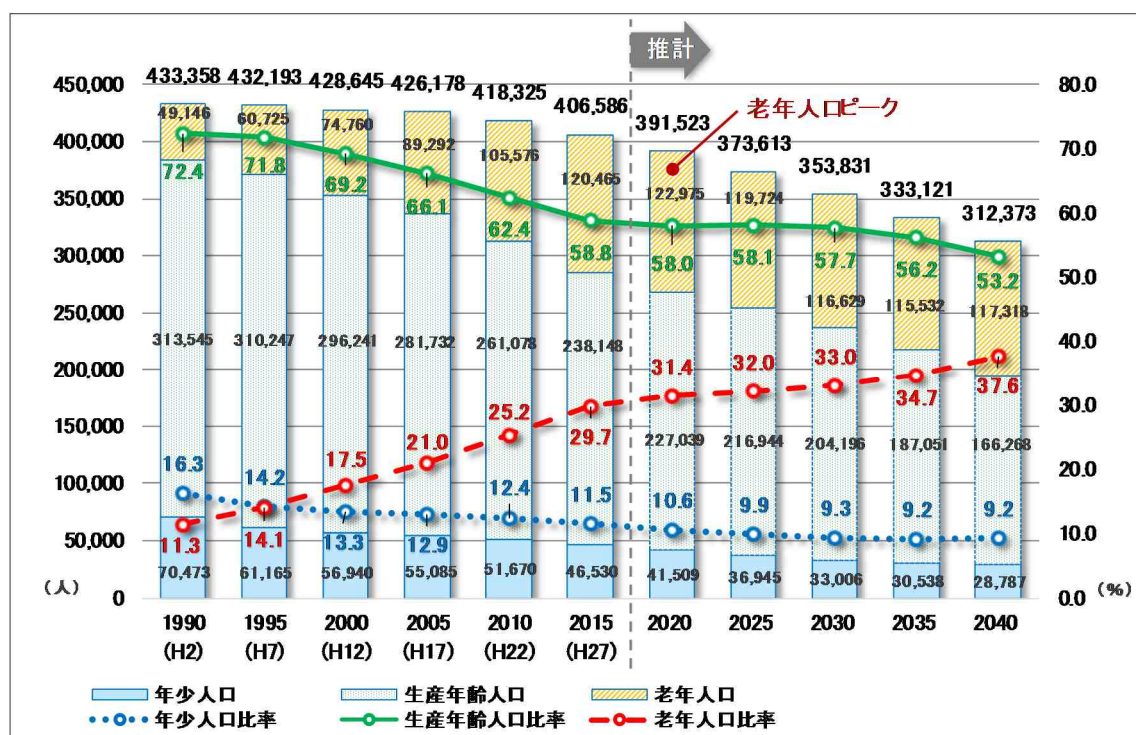
図2-1は、本市の人口推移を表したグラフです。

国勢調査の結果によると、本市の人口は平成2年(1990年)の433,358人をピークに減少しており、平成27年(2015年)では、406,586人となっています。

総人口は、平成30年(2018年)で40万人を割り込んでおり、さらに平成52年(2040年)には30万人近くになると予測されています。また少子高齢化が進展し、平成52年(2040年)には、年少人口割合は9.2%、生産年齢人口割合は53.2%まで減少し、老年人口割合は37.6%まで上昇すると予測されています。

本市の公共施設の多くは、人口のピークや当時の年齢構成を基準として整備されていますので、現在の人口や年齢構成に合わなくなっており、こうした隔たりは、今後さらに大きくなっていくことが予測されます。

【図2-1 本市の人口推移(年齢3区分人口の推移)】



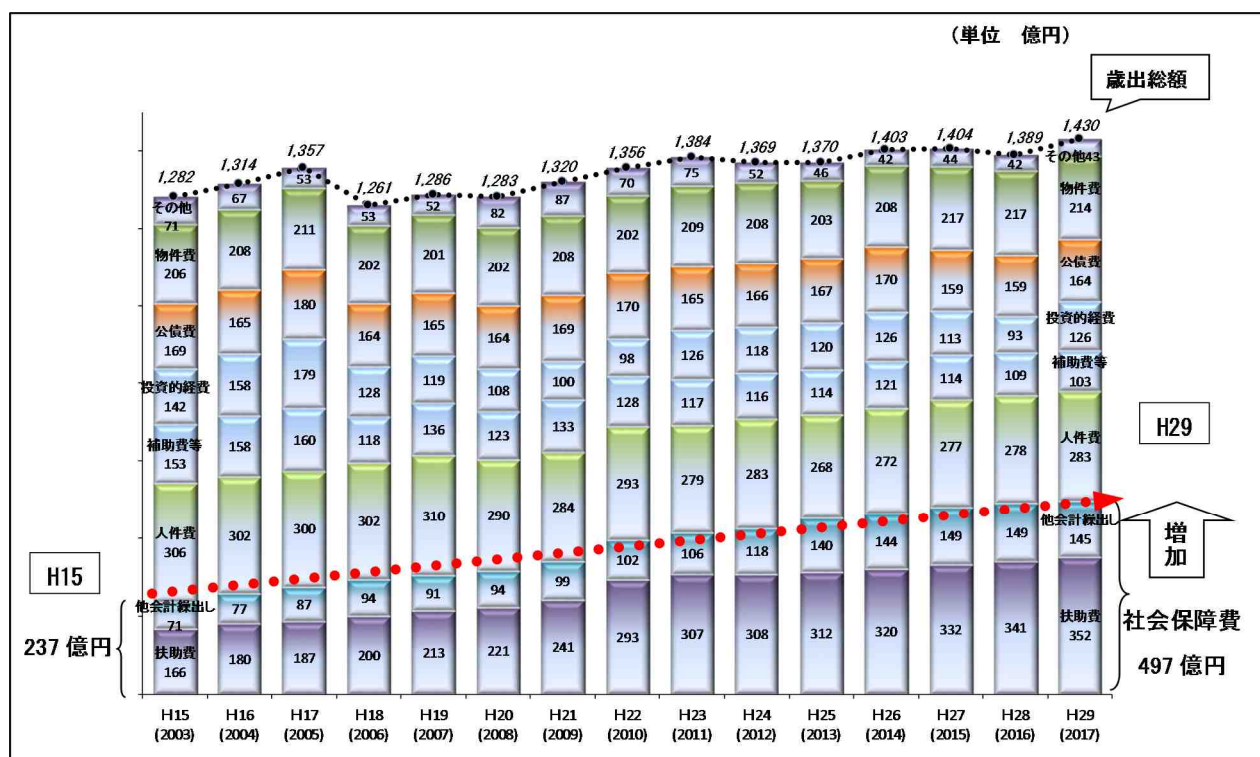
出典：横須賀市立地適正化計画

(2) 財政状況（決算額の推移）

図2-2は、歳出決算額の推移を表したグラフで、使い道（性質別経費）がどのように変化してきたかを示したものです。

歳出全体の推移をみると、「扶助費」や「他会計繰出し」等の社会保障費が年々増加している状況であり、また、施設の更新にかかる費用である「投資的経費」の継続的な増加は見込めない状況にあります。

【図2-2 性質別歳出決算額構成比の推移】



出典：横須賀市財政白書～平成29年度決算と本市の財政状況～

《用語解説》

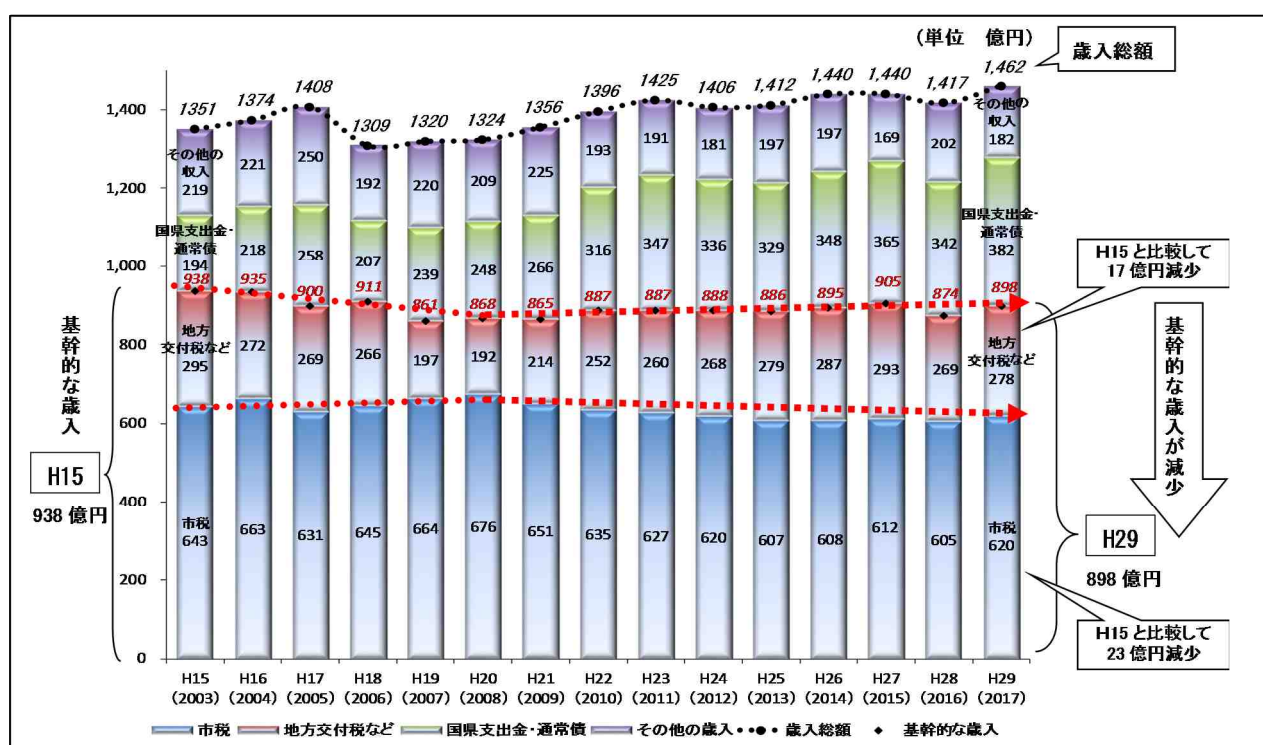
- 扶 助 費**：社会保障制度の一環として、生活保護法などの各種法令に基づいて支払われる経費、および地方公共団体が単独で行っている住民福祉に要する経費
- 他会計繰出し**：一般会計から特別会計等に対して支払う経費。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療（老人保健医療）等に対する一般会計の負担のことをいう。
- 公 債 費**：地方自治体が借り入れた地方債（借金）の元金と利子の償還（返済）金および一時借入金の利子の合算額
- 物 件 費**：消耗品などの物品購入費や、光熱水費、委託料などに要する経費
- 投資的経費**：学校、ごみ処理施設等、将来に残る施設等を整備するための経費
- 補 助 費 等**：公益上の必要があり、それを育成・助長するための補助金や謝礼、賠償金などに要する経費

図 2－3 は、歳入決算額の推移を表したグラフです。

歳入の内訳をみると、歳入の大部分を占め、使途が自由な「市税」および「地方交付税など」の「基幹的な歳入」が減少している状況です。

制度上、市税の減少は国からの地方交付税等で補てんされ、市民サービスが提供できる仕組みとなっていますが、本市は地方交付税の算定項目である人口が減少していることもあり、市税の減少分を補うことができていない状況です。

【図 2－3 歳入決算額の推移】



出典：横須賀市財政白書～平成 29 年度決算と本市の財政状況～

《用語解説》

市 税：市が収入する税の総称。市民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等がある。
地方交付税：国と地方の財源調整と、地域間の財源の偏りを調整するため、国が地方へ交付する交付金

国・県支出金：市の収入源の一つで、国や県から市へ交付される補助金等の総称

通常債：市債のうち、道路、学校などの建設事業等を行う場合の借入金

（３）公共施設の更新に係る中長期的な経費見込み

図２－４は、平成 29 年（2017 年）3 月に策定した「横須賀市公共施設等総合管理計画」において、平成 29 年度（2017 年度）～平成 64 年度（2052 年度）の 36 年間に、公共施設の更新および大規模改修に必要と見込まれる費用を推計したグラフです。

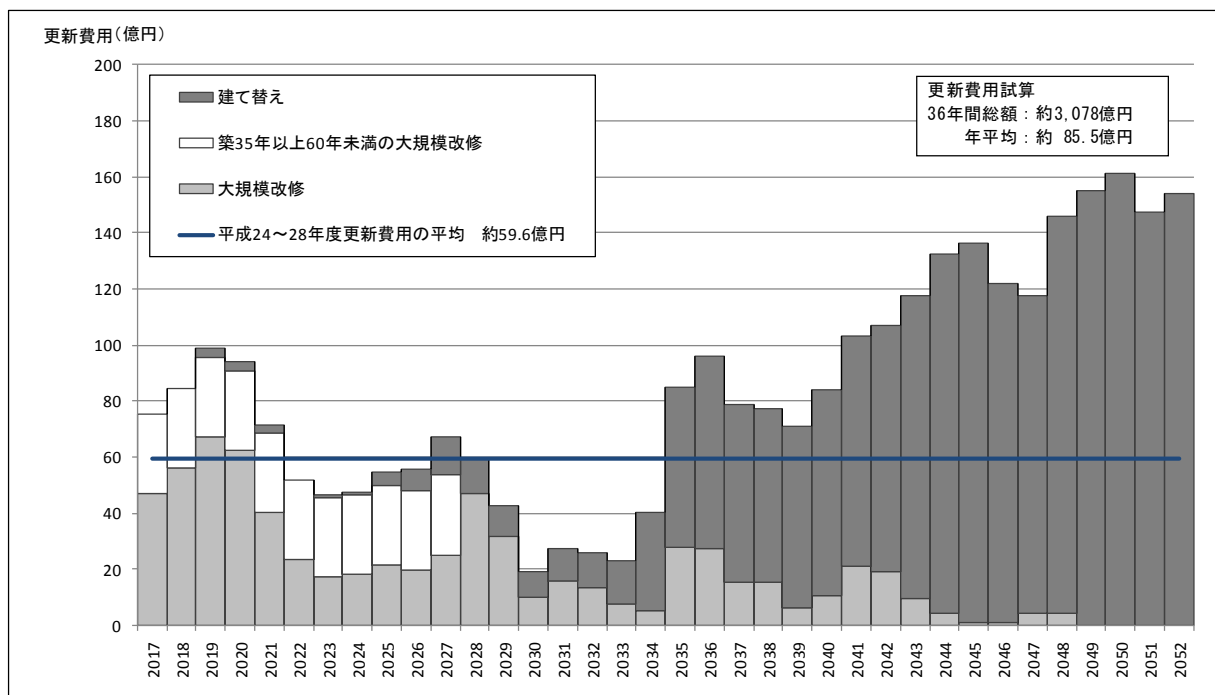
この試算では、36 年間総額で約 3,078 億円、年平均約 85.5 億円の経費が必要と見込まれる結果となりました。

なお、施設更新に係る本市の年平均予算額は、平成 24 年度（2012 年度）～平成 28 年度（2016 年度）において約 59.6 億円であり、先の試算結果と比較すると、約 25.9 億円、約 30%不足することになります。

直近 5 年間（平成 26 年度（2014 年度）～平成 30 年度（2018 年度））の年平均予算額は約 76.1 億円となりますが、平成 29・30 年度予算には、ごみ処理施設建設関連事業費が計 112 億円ほど含まれているため、一時的に予算が増加しています。

このため、直近 5 年間の平均値ではなく、その 2 か年を除いた平成 24 年度（2012 年度）～平成 28 年度（2016 年度）の 5 年間を基準として比較しました。

【図 2－4 将来更新費用推計】



出典：横須賀市公共施設等総合管理計画

《用語解説》大規模改修

建築後一定程度経過した建物の劣化した部位の改修工事を、建物の大部分において行うことで、建築当初の状態以上に建物の性能向上をはかること

また、年度毎の推計との比較では、平成 46 年度（2034 年度）までは、概ね直近 5 年間における予算の平均値（59.6 億円）の範囲内で更新費用を賄える見込みですが、本格的に施設の更新が始まる平成 47 年度（2035 年度）以降は、この額を超える費用が必要になると見込まれます。

まちづくりの視点に基づいて公共施設のあり方を考える際には、将来的に増加が避けられない費用をいかに減らしていくかが大きな課題です。

2 公共施設の保有状況

公共施設の現状を把握するため、施設の種別、保有面積、築年数等を、以下のとおり整理することとします。

(1) 保有面積、施設数の状況

【表 2－1 施設種別ごとの保有面積・施設数（平成 29 年度末現在）】

分 類	施 設 種 別	面 積			施 設 数		
		面積 (㎡)	市民利用 施設	割合 (%)	施設数	市民利用 施設	割合 (%)
市民文化系 施 設	集会施設	40,560.14	40,560.14	3.2%	40	40	11.7%
	文化施設	34,226.60	34,226.60	2.7%	3	3	0.9%
社会教育系 施 設	図 書 館	7,644.43	7,644.43	0.6%	4	4	1.2%
	博物館等	25,786.01	25,786.01	2.1%	6	6	1.8%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	41,195.42	41,195.42	3.3%	21	21	6.2%
	レクリエーション・観光施設	11,301.05	11,301.05	0.9%	4	4	1.2%
産業系施設	産業系施設	9,604.95	8,901.16	0.8%	4	3	1.2%
学校教育系 施 設	学 校	540,267.66	540,267.66	43.1%	74	74	21.7%
子育て支援 施 設	幼稚園・保育園	6,967.58	6,967.58	0.6%	13	13	3.8%
保健・福祉 施 設	高齢福祉施設	7,366.91	7,366.91	0.6%	12	12	3.5%
	障害福祉施設	3,217.15	3,217.15	0.3%	2	2	0.6%
	児童福祉施設	8,684.37	8,684.37	0.7%	3	3	0.9%
	保健施設	12,942.03	12,942.03	1.0%	8	8	2.3%
	その他社会福祉施設	12,816.68	12,816.68	1.0%	1	1	0.3%
医療施設	医療施設	1,895.27	1,895.27	0.2%	1	1	0.3%
行政系施設	庁 舎 等	48,058.55	47,579.56	3.8%	12	10	3.5%
	消防施設	22,592.05	19,850.45	1.8%	52	49	15.1%
	その他行政系施設	15,778.57	1,797.87	1.3%	16	1	4.7%
公営住宅	市営住宅	269,651.67	269,651.67	21.5%	31	31	9.1%
公 園	公 園	5,385.04	5,385.04	0.4%	11	11	3.2%
供給処理 施 設	供給処理施設	43,035.46	0	3.4%	4	0	1.2%
そ の 他	そ の 他	34,013.83	12,147.31	2.7%	17	9	5.0%
病院施設 (病院会計)	病院施設(病院会計)	50,093.58	50,093.58	4.0%	2	2	0.6%
合 計		1,253,085.00	1,170,277.94	100.0%	341	308	100.0%

※上記は市保有建物のうち、床面積 50 ㎡以上のものについて記載

図 2－5 は施設種別ごとの面積の割合を表したグラフです。
種別ごとの面積は、学校（43.1%）が最も多く、次いで市営住宅（21.5%）となっており、この 2 種別だけで全種別の 6 割超を占めています。

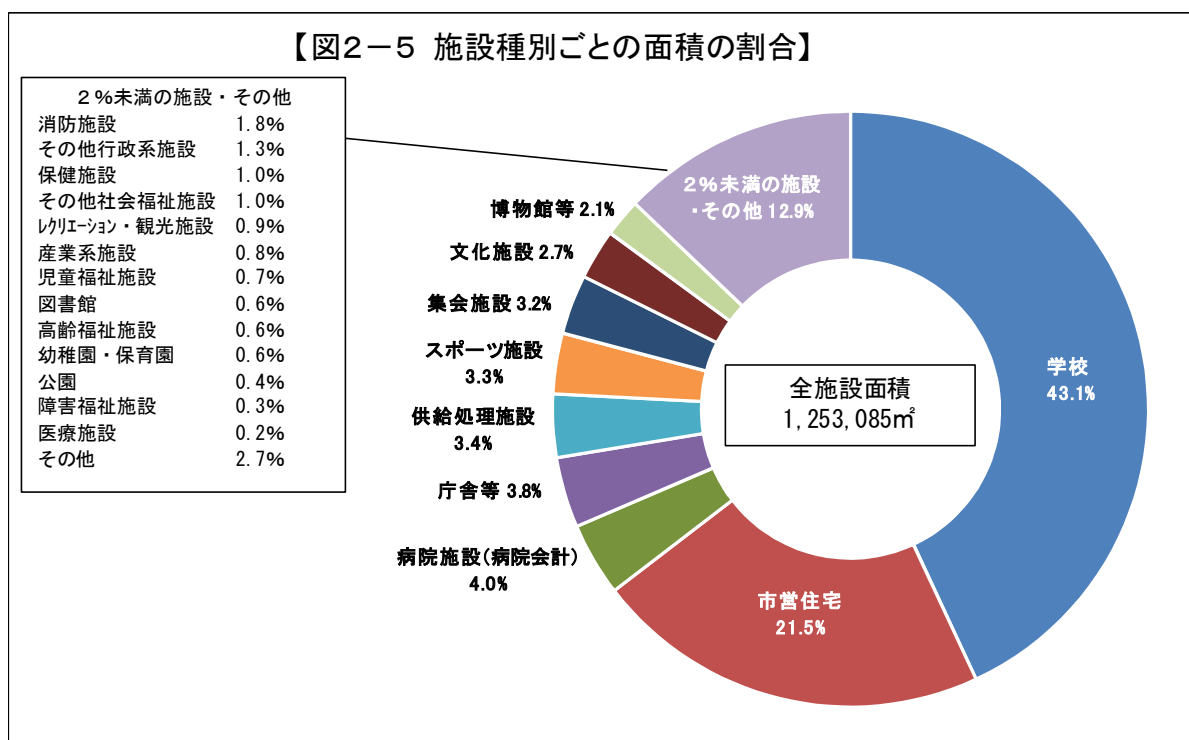
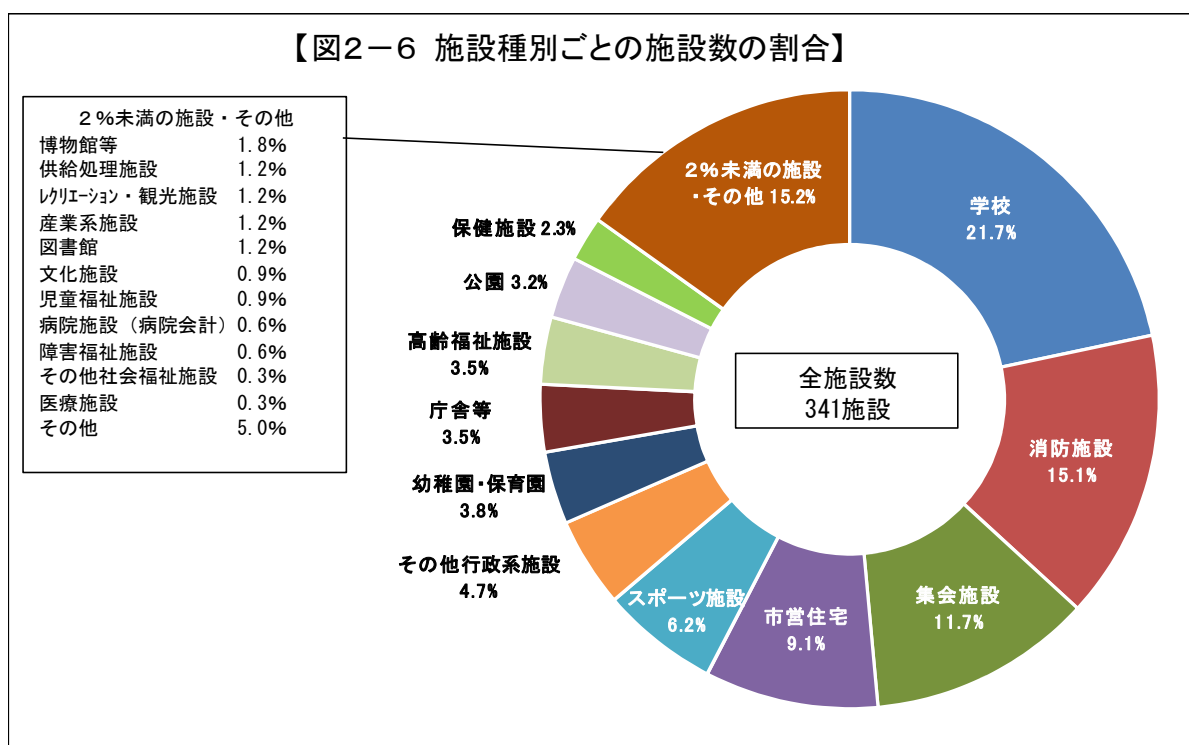


図 2－6 は施設種別ごとの施設数の割合を表したグラフです。
種別ごとの施設数については、学校（21.7%）が最も多く、次いで消防施設（15.1%）、集会施設（11.7%）となっており、面積と施設数の割合の傾向は必ずしも一致していません。



(2) 築年別施設整備状況

図 2-7 は、本市の公共施設の築年別の施設整備面積を表したグラフです。

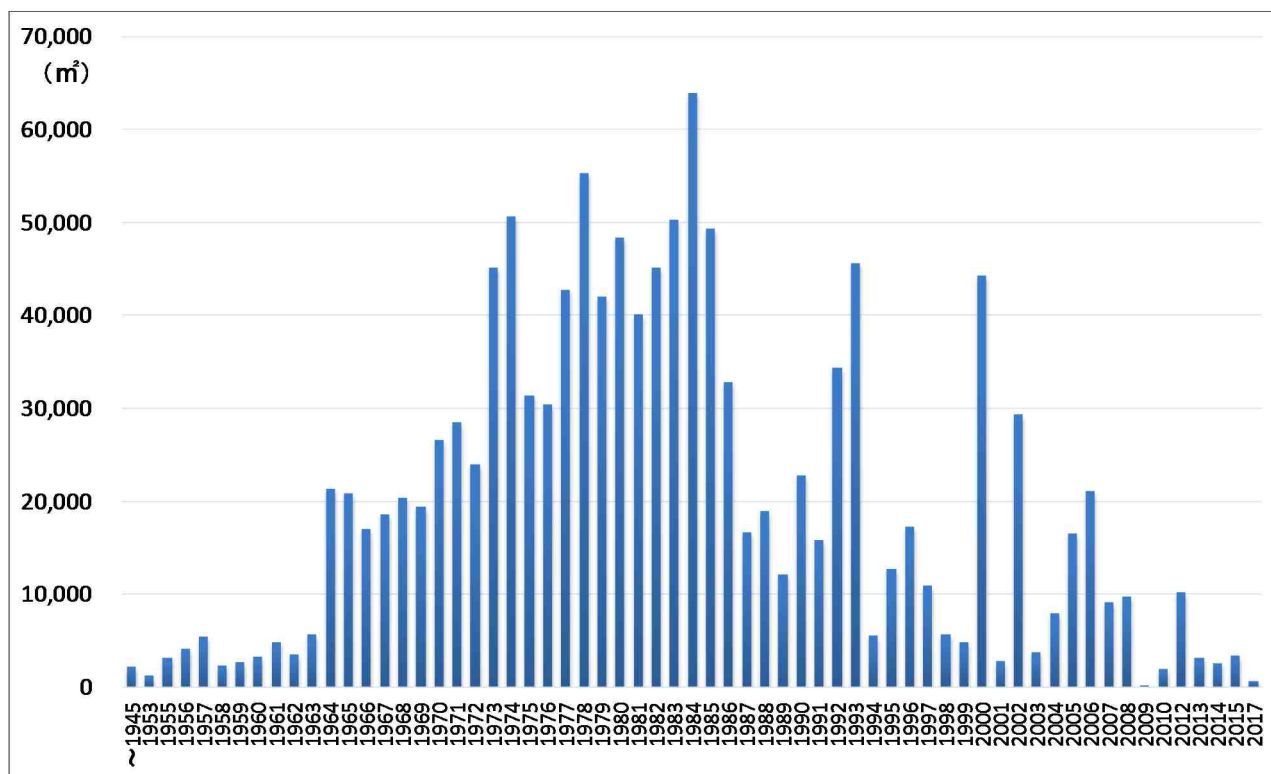
本市の公共施設は、1970 年代半ばから 1980 年代半ばにかけて多くが整備され、築年別の整備面積は、昭和 59 年度（1984 年度）の 63,925.44 m²がピークとなっています。

また、平成 30 年度（2018 年度）時点で、昭和 52 年度（1977 年度）以前に建築した築 40 年以上の施設は全体の 34.77%、昭和 62 年度（1987 年度）以前に建築した築 30 年以上の施設は、全体の 70.22%を占めています。

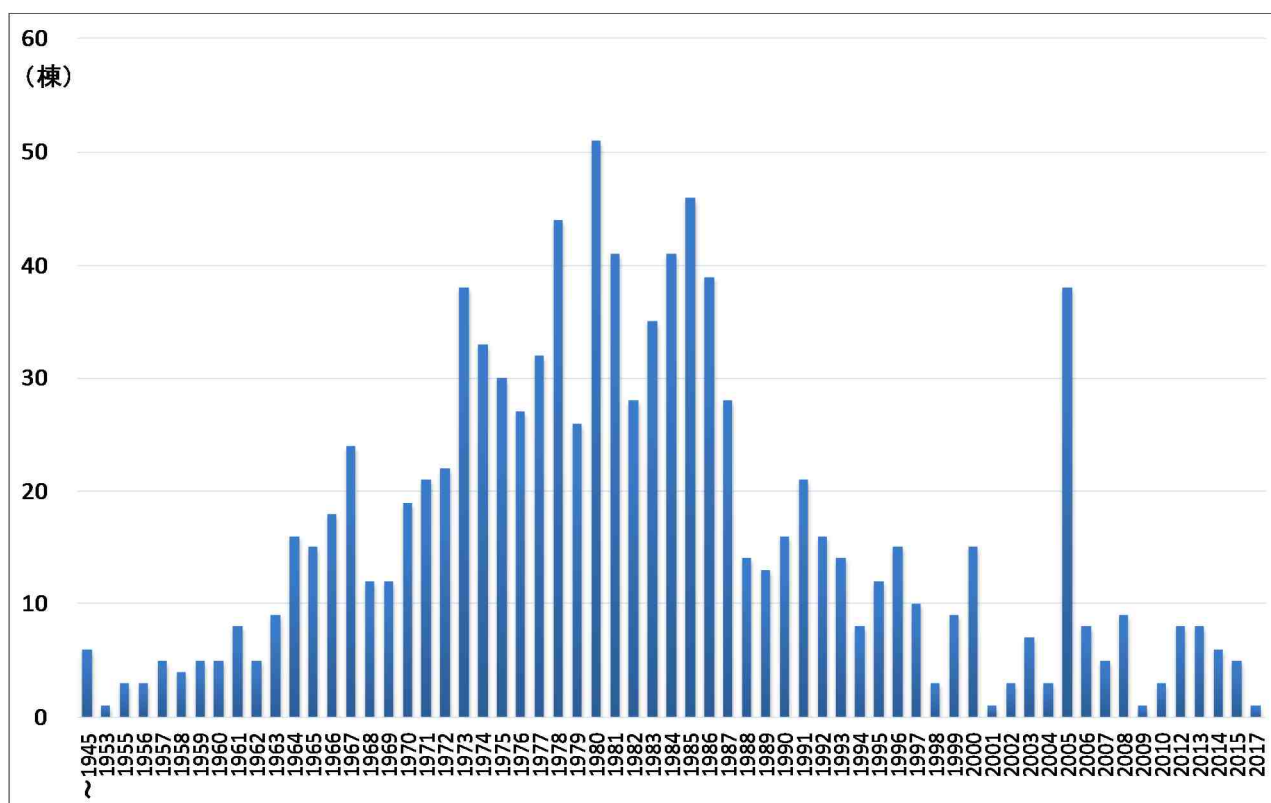
現在の耐震基準が定められた昭和 57 年（1982 年）より前に整備された施設は、全体の 49.61%となっていますが、本市では、学校をはじめとして不特定多数の利用者がいる施設については、改修等により既に耐震性を有しています。

図 2-8 は、本市の公共施設の築年別の施設整備棟数を表したグラフです。築年別の整備棟数については、昭和 55 年度（1980 年度）の 51 棟が最も多いものの、全般的な傾向は、整備面積の状況と大きな違いはありません。

【図 2－7 築年別施設整備 面積】



【図 2－8 築年別施設整備 棟数】



3 設置場所・利用者エリア別で見た現状

本市は、三方を海に囲まれ複数の丘陵地により平野部が分断されている地勢や、鉄道駅が東京湾側に集中しているなどの地理的な特徴があります。こうした特徴を背景に、同じ市内であっても、まちの形成状況に大きな違いがあります。

また、まちの機能の一部である公共施設についても、このようなまちの形成状況のほか、施設の性格や市民ニーズ等に応じて、市内で1か所だけ設置されているものから、身近な地域に複数設置されているものまで、施設によってその設置状況は大きく異なります。

公共施設の現状を把握するためには、施設の種類と併せて、どの範囲からの利用を想定し、どのような単位で設置しているのかという視点も大切になります。

施設を利用者エリアにより分類すると、現状、利用者エリアが最も小さい（＝施設数が最も多い）公共施設は小・中学校になります。しかし、小・中学校の学区を基準とした場合、学区と同等のエリアを単位として設置されている公共施設は小・中学校以外には無いことや、学区を束ねたものと、行政センター管区のエリアが必ずしも一致しないことなどから、公共施設の配置を考える際に、小・中学校の学区まで小さいエリアで現状を捉えることには課題があります。

このため、各施設を、全市からの利用者を想定している「全市エリア施設」、都市計画マスタープランで区分された東西南北の4地域に区分した利用者を想定している「大エリア施設」、さらに行政センター管区以下の地域からの利用者を想定している「中エリア施設」の3つに分類して、現状の施設を整理します。

(1) 全市エリア施設

設置単位	・概ね全市域に1か所設置
利用者 エリア	・全市域の住民等
施設例	・総合福祉会館 ・産業交流プラザ ・横須賀芸術劇場 ・はまゆう会館 ・勤労福祉会館 ・生涯学習センター ・文化会館 ・青少年会館
配置の 傾向	・交通利便性が高い本庁および逸見地区に多く配置されている。

(2) 大エリア施設

設置単位	・概ね北、東、南、西の各地域※を単位に設置 ※都市計画マスタープランにおいて区分された4地域 北：追浜、田浦 東：本庁、逸見、衣笠、大津 南：浦賀、久里浜、北下浦 西：西（大楠、武山、長井）
利用者 エリア	・概ね市域を北、東、南、西に分けた各地域の住民等
施設例	・図書館 4施設（北、中央、児童、南） ・体育会館 4施設（北、総合、南、西） ・健康福祉センター 4施設（北、中央、南、西）
配置の 傾向	・4地域の中でも拠点となる地区（追浜、本庁、久里浜、大楠）に多く配置されている。

(3) 中エリア施設

設置単位	・概ね各行政センター管区またはそれよりも小さいエリアを単位に設置
利用者 エリア	・概ね各行政センター管区の住民等
施設例	・コミュニティセンター 22施設（分館等含む） ・老人福祉センター、老人憩いの家 7施設 ・青少年の家 14施設 ・中学校 23施設 ・小学校 46施設
配置の 傾向	・コミュニティセンターや小・中学校は各地区に複数配置されている。 ・老人福祉センター、老人憩いの家および青少年の家は一部地区に配置されている。

公共施設 設置場所・利用者エリア別一覧

利用者 エリア		設 置 場 所					
全市 エリア施設		施 設 名					
	庁舎等				市役所本庁舎 はぐくみかん 児童相談所 消防局庁舎		
	社会 教育・文 化・施設 等		ウエルティ市民プラザ 生涯学習センター		勤労福祉会館 アイリスアよこすか一番館 横須賀芸術劇場 産業交流プラザ 市民活動サポートセンター 青少年会館 文化会館		
	公園等		田浦青少年自然の家		自然・人文博物館	はまゆう会館	馬堀自然教育園
	その他		保健所		中央斎場	公園墓地	
	病 院 医 療 保 健 福 祉	動物愛護センター			デュオよこすか 消費生活センター 看護専門学校 総合福祉会館 うわまち病院 救急医療センター 療育相談センター 健康安全科学センター 点字図書館		
大エ リア施設 (北・東・南・西)	設 置 エ リ ア	北			東		
	図書館	追浜文化センター 北図書館			中央図書館 児童図書館		
	体育会館	北体育会館 北体育会館(プール)			総合体育会館(メイン) 総合体育会館(サブ) 総合体育会館(プール)		
	屋内プール			健康増進センター			
	運動公園	追浜公園			不入斗公園 はまゆう公園		大津公園
	健康福祉 センター		北健康福祉センター	中央健康福祉センター			
中エ リア施設 (行政センター管区)	設 置 エ リ ア	追 浜	田 浦	逸 見	本 庁	衣 笠	大 津
	行政 セ ン タ ー	追浜コミセン北館 追浜コミセン 追浜コミセン南館 追浜行政センター	田浦コミセン 長浦コミセン	逸見コミセン	三春コミセン 坂本コミセン 安浦コミセン 本町コミセン	衣笠コミセン 池上市民プラザ 池上コミセン	大津コミセン
	の 青 家 少 年 等	追浜青少年の家		逸見青少年の家	坂本青少年の家 【再掲】青少年会館	本公郷青少年の家 森崎青少年の家 衣笠青少年の家 池上青少年の家 池上老人福祉C	大津青少年の家
	老人福祉 センター等		船越老人福祉C		本町老人福祉C	公郷老人憩いの家	
	老人デイ	鷹取老人デイサービスC			本町老人デイサービスC		
	幼稚園				諏訪幼稚園		
	保育園	追浜保育園	田浦保育園 船越保育園	逸見保育園	鶴が丘保育園 上町保育園	森崎保育園	
	公 園 プ ー ル	湘南鷹取5丁目第2公園 (プール)					馬堀海岸公園(プール) 【再掲】根岸公園(プール)
	駐輪場	追浜駅第1自転車等駐車場 追浜駅第2自転車等駐車場			横須賀中央駅第1自転車等駐車場 横須賀中央駅第2自転車等駐車場		
	市営住宅					市営住宅	
	消 防	(北) 追浜出張所 第9分団	北消防署 第6分団 第7分団 第8分団	(北) 長浦出張所 第4分団 第5分団	中央消防署 (中央) 坂本出張所 (中央) 三春出張所 第1分団 第2分団 第3分団 第12分団	南消防署 (中央) 平作出張所 第11分団	
	学 校	夏島小 追浜小 浦郷小 鷹取小	田浦小 船越小	逸見小 沢山小 長浦小	豊島小 鶴久保小 田戸小 桜小 諏訪小 山崎小	衣笠小 城北小 公郷小 森崎小	望洋小 大塚台小
	中 学 校 等	追浜中 鷹取中	田浦中		坂本中 不入斗中 常葉中	池上中 公郷中 衣笠中	根岸小 大津小 馬堀中 大津中

設 置 場 所					
施 設 名					
同一建物内にある場合の表記					
横須賀美術館		万代会館 長岡半太郎記念館・ 若山牧水資料館		天神島ビクターセンター	
	くりはま花の国 ペリー公園	光の丘水辺公園	武山休憩所	大楠山休憩所	ソレイユの丘
教育研究所					
		福祉支援センター		市民病院	
南			西		
南図書館					
南体育会館				西体育会館	
くりはま花の国プール				佐島の丘温水プール	
佐原2丁目公園		光の丘公園	西公園	湘南国際村西公園	
南健康福祉センター				西健康福祉センター	
浦 賀	久 里 浜	北下浦	西		
			武 山	大 楠	長 井
浦賀コミセン	久里浜コミセン	北下浦コミセン		西コミセン	長井コミセン
浦賀コミセン分館 鴨居コミセン	岩戸コミセン	北下浦市民プラザ 北下浦コミセン			
浦賀行政センター	久里浜行政センター	北下浦行政センター	武山市民プラザ 武山コミセン	西行政センター	
浦賀青少年の家 鴨居青少年の家	久里浜青少年の家	北下浦青少年の家	武山青少年の家	大楠青少年の家	
鴨居老人福祉C 鴨居老人デｲｰビｰｽC	粟田老人デｲｰビｰｽC	北下浦老人福祉C 北下浦老人デｲｰビｰｽC		秋谷老人福祉C	
鴨居保育園	ハイランド保育園	津久井保育園	武山保育園	大楠幼稚園	
浦賀7丁目公園（プール）	久里浜公園（プール）	長沢村岡公園（プール）			富浦公園（プール）
浦賀駅第2自転車等駐車場	久里浜駅自転車等駐車場				
全31施設					
（南）浦賀出張所 第15分団 第16分団	（南）久里浜出張所 第37分団 第38分団 第39分団 第40分団 第41分団	（南）野比出張所 第18分団 第19分団（2班） 第20分団（2班）	第21分団 第22分団 第23分団 第24分団 第25分団	（南）湘南国際村出張所 （南）西分署 第26分団 第27分団 第28分団 第29分団 第30分団	第31分団 第32分団 第33分団（2班、3班） 第35分団 第36分団（1班、2班）
浦賀小 鴨居小 高坂小 小原台小	明浜小 久里浜小 神明小 岩戸小 粟田小	北下浦小 津久井小 野比小 野比東小	富士見小 武山小	大楠小 荻野小	長井小
鴨居中 浦賀中	久里浜中 神明中 岩戸中 総合高校 養護学校	北下浦中 野比中 長沢中	武山中	大楠中	長井中

4 機能別で見た現状

これまでは、施設別に設置目的や対象年齢層を定めるなど、特定の使用方法を想定して施設を整備してきましたが、実際には、それらの前提に捉われない使われ方がされている施設もあります。

こうした状況を把握するため、施設の実際の使われ方から、各公共施設の持つ主な機能について、利用者エリア別に整理し、分析しました。

(1) 利用者エリア別で見た分析

① 全市エリア施設

施設が持つ主な機能により分類すると、全市エリア施設では以下のようになります。

主な機能	施 設 名	
貸 室	総合福祉会館 勤労福祉会館 産業交流プラザ 生涯学習センター 青少年会館 万代会館 文化会館 はまゆう会館	設置目的が異なる施設間で、類似・重複した機能がある(同様の使い方がされている)
生涯学習	勤労福祉会館 産業交流プラザ 生涯学習センター	
ホール	総合福祉会館 勤労福祉会館 青少年会館 横須賀芸術劇場 文化会館 はまゆう会館	
美術館	横須賀美術館	施設ごとに固有の機能(使い方)があり、左記施設間で、機能(使い方)の重複はない
博物館等	自然・人文博物館 馬堀・自然教育園 天神島ビジターセンター 長岡半太郎記念館・若山牧水資料館	
教 育	学校(総合高校、ろう学校、養護学校) ゆうゆう坂本相談教室 教育研究所 看護専門学校	
レクリエーション	田浦青少年自然の家 公園(ソレイユの丘、くりはま花の国 猿島公園など13施設) 休憩所(2施設)	
医 療	病院(うわまち病院・市民病院の2施設) 救急医療センター	
保 健 祉	点字図書館 福祉援護センター 保健所 健康安全科学センター 動物愛護センター	
子育て支援	療育相談センター	
市民活動支援	市民活動サポートセンター	
火葬場	中央斎場	
墓 地	公園墓地	
行 政	本庁舎 はぐくみかん 児童相談所 消防局庁舎 デュオよこすか 消費生活センター	

全市エリア施設では、市域に一つしかない施設が多く、その施設固有の機能を有しているものが多いため、ここでは、機能が類似・重複している貸室・生涯学習・ホール機能を有する施設について、整理します。

ア 対象施設と使用者・使用方法・機能（貸室・生涯学習・ホール）

施設名	主な使用者	主な使用方法	施設の持つ主な機能							
			集会 イベント	会議 サークル	軽運動	文化 芸術	音楽	図書	生涯 学習	ホール
総合福祉会館	市民 (高齢者) (障害者)	集会・イベント、会議、サークル活動、軽運動等	○	○	○		○			○
勤労福祉会館	市民 市民団体 企業	講演会、説明会、会議、学習・講座、文化芸術活動、サークル活動、軽運動等	○	○	○	○	○		○	○
産業交流プラザ	市民 市民団体 企業	集会・イベント、会議、学習・講座、軽運動等	○	○	○	○			○	
生涯学習センター	市民 市民団体 企業	集会・イベント、軽運動、会議、学習・講座、文化芸術活動、音楽活動等、図書閲覧・貸出	○	○	○	○	○	○	○	
青少年会館	市民団体	演劇活動、音楽活動、軽運動、会議、文化芸術活動等		○	○	○	○			○
万代会館	市民 市民団体	集会・イベント、会議、文化芸術活動等	○	○		○				
横須賀芸術劇場	興行主催者 文化団体	コンサート、各種発表等の開催等								○
文化会館	文化団体 市民団体	コンサート、各種発表等の開催、文化芸術活動等		○		○				○
はまゆう会館	文化団体 市民団体	コンサート、各種発表等の開催、文化芸術活動等		○		○				○

イ 機能分析

- ・設置目的は施設ごとに異なるが、実際の使用方法から機能を分類すると、多くの施設で機能が重複している。
- ・大きく区分して、汎用性のあるスペースで多用途な運用ができる貸室機能、施設形態は貸室と同様である生涯学習機能、特殊な設備が必要なホール機能の3つに分類される。

【貸室機能】

- ・市民や市民団体、企業などが、イベント、集会、会議、文化芸術活動等を実施する機能を有している。

【生涯学習機能】

- ・学習・講座等を実施しており、貸室よりも社会教育的な要素がある。

【ホール機能】

- ・コンサートや演劇等の開催に関する機能を有している。
- ・興行的な使用方法、市民活動的な使用方法の双方がある。

② 大エリア施設

大エリア施設が持つ主な機能を分類すると、以下のようになります。

主な機能	施 設 名
図 書 館	図書館(4施設)
ス ポ ー ツ (屋内運動施設等)	体育会館(5施設) 健康増進センター
ス ポ ー ツ (屋内プール)	体育会館プール(4施設) 健康増進センター
ス ポ ー ツ (屋外運動施設附帯機能)	運動公園施設(8施設)
子育て支援	健康福祉センター(4施設)

いずれも施設ごとに固有の機能(使い方)があり、左記施設間で機能(使い方)の重複はない

大エリア施設では、いずれも、その施設固有の機能を有しており、それぞれの施設を各地域に分散して設置しています。

なお、図書館機能やスポーツ機能については、全市エリアや中エリアでも同様の機能を有している施設があるため、後述の「(2) 全てのエリアで見た分析」で、その関係性を整理します。

③ 中エリア施設

中エリア施設が持つ主な機能を分類すると、以下のようになります。

主な機能	施 設 名	
貸 室	コミュニティセンター (22施設) 老人福祉センター・老人憩いの家 (7施設) 青少年の家 (14施設) 学校【校舎・体育館開放】 (小学校46施設) (中学校23施設)	設置目的が異なる施設間で、類似・重複した機能がある(同様の使い方がされている)
居場所	老人福祉センター・老人憩いの家 (7施設) 青少年の家・青少年会館 (15施設)	
生涯学習	コミュニティセンター (22施設) 老人福祉センター・老人憩いの家 (7施設)	
スポーツ (屋外プール)	学校【プール開放】 (小学校33施設) (中学校18施設) 公園プール(6施設)	
スポーツ	学校【体育館開放】 (小学校46施設) (中学校23施設)	施設ごとに固有の機能(使い方)があり、左記施設間で、機能(使い方)の重複はない
教 育	学校 (小学校46施設) (中学校23施設)	
子育て支援	保育園 (11施設) 幼稚園 (2施設)	
保健福祉	老人デイサービスセンター (5施設)	
行 政	行政センター (9施設) 消防署 (出張所含む・13施設) 消防団 (35施設)	
住 宅	市営住宅 (31施設)	
その他	自転車等駐車場 (6施設)	

中エリア施設では、学校や市営住宅など、その施設固有の機能を有しているものが多いため、ここでは、機能が類似・重複している貸室・居場所・生涯学習・スポーツ（屋外プール）機能を有する施設について、整理します。

ア 対象施設と使用者・使用方法・機能
(貸室・居場所・生涯学習・屋外プール)

施設名	主な使用者	主な使用方法	施設の持つ主な機能								
			貸室						居場所	生涯学習	屋外プール
			集会イベント	会議サークル	軽運動	文化芸術	音楽	図書			
コミュニティセンター (22施設)	市民団 地縁団体	集会・イベント、会議、学 習・講座、軽運動、文化 芸術活動、音楽活動、図 書閲覧・貸出	○	○	○	○	○	○		○	
老人福祉センター 老人憩いの家 (7施設)	市民 (高齢者)	学習、創作、 休息、余暇活動等	○	○	○	○			○	○	
青少年の家 青少年会館 (15施設)	市民 (青少年優先) 市民団体	軽運動、会議・学習、 音楽練習、余暇活動等		○	○	○	○		○		
学 校 【校舎・体育館開放】 (小学校46施設) (中学校23施設)	市民 市民団体	会議・学習、音楽活動、 文化芸術活動、軽運動 等		○	○	○	○				
学 校 【プール開放】 (小学校33施設) (中学校18施設)	市民 市民団体	水泳									○
公園プール (6施設)	市民 市民団体	水泳									○

イ 機能分析

- ・設置目的は施設ごとに異なるが、実際の使用方法から機能を分類すると、全市エリア施設と同様、多くの施設で機能が重複している。
- ・ただし、中エリア施設は、それぞれが地域コミュニティの活性化につながる施設であるため、全市エリア施設と異なり、一部施設では高齢者や青少年など、特定世代の居場所となっている。
- ・実際の使われ方を見ると、一部機能が施設間で重複している一方で、利用時間の単位や使用料等の条件に差異がある。
- ・主に地縁団体の利用などでは施設周辺の住民が対象だが、サークル等の活動では、施設周辺以外のエリアからの利用も見られる。

【貸室機能】

- ・地域住民が集会・イベント、会議・サークル、軽運動、文化芸術活動、音楽活動等を実施する機能を有している。

【居場所機能】

- ・老人福祉センター（老人憩いの家）や青少年の家（青少年会館）では、会議・サークル、文化芸術活動等を行う機能に加えて、高齢者や児童・青少年の居場所となる機能を有している。

【生涯学習機能】

- ・学習・講座等を実施しており、貸室よりも社会教育的な要素がある。

【スポーツ（屋外プール）機能】

- ・屋外プールの一部では、学校開放と公園プールで機能が重複する。

(2) 全てのエリアで見た分析

(1) において、利用者エリア別に機能を整理しましたが、全てのエリアを合わせて見ると、エリア分類は異なるものの、同じ機能として分類されているものもあります。

これらの機能については、下記のように整理をしました。

① 貸室機能（集会・イベント、会議・サークル、軽運動、文化芸術、音楽活動）

- ・全市エリア施設と中エリア施設では、分類上貸室として多くの機能が重複している。
- ・全市エリア施設は、市域に一つ設置されていることから、主に市内全域から利用者が集まることが想定される施設であり、多数の人が集まる活動や地域を越えた活動に使用されている。
- ・中エリア施設は、各地区に設置されているため、主に施設周辺の住民や団体が使用しており、地域での活動の場となっている。

② 生涯学習機能

- ・全市エリア施設の生涯学習センター、勤労福祉会館、産業交流プラザ、中エリア施設のコミュニティセンターでは、それぞれ学習・講座等の生涯学習機能を有している。
- ・各種講座については、民間のカルチャーセンター等と内容に一部重複する部分があるものの、地域におけるつながりづくりなど、講座の目的に違いがある。

③ 図書館（室）機能

- ・全市エリア施設の生涯学習センター、大エリア施設の図書館、中エリア施設のコミュニティセンターでは、それぞれ図書の閲覧・貸出の機能を有している。
- ・図書館は、図書館サービスの基幹施設であり、図書館が設置されていない地区のコミュニティセンターにはサテライト施設として図書室が設置されている。
- ・基幹施設およびサテライト施設により、全市域をカバーしている。
- ・基幹施設である図書館については、他施設との複合化等により、集客施設としてにぎわいが創出されている事例が他都市で見受けられる。

④ スポーツ機能

- ・体育会館および運動公園では、本格的なスポーツを行う機能や、大会等の開催に必要な機能を有しており、より軽易な運動は、貸室機能を持つ施設でも行うことができる。
- ・プールは、屋内外を合わせると市内全域に設置されている。
- ・プールやトレーニング施設については、民間のスポーツジム等との一部機能重複がある。
- ・健康増進センターは、体育会館のようなスポーツ機能だけではなく、市民の健康の保持・増進を図る場としての機能もある。

⑤ その他

- ・一部施設では、横須賀市外からの利用もある。
- ・施設ごとに定められている設置目的が、実際の使用方法や機能と一致していない状況が見受けられる。

＜第2章 まとめ＞

今後も人口減少が見込まれていること、施設更新費用が含まれる投資的経費の継続的な増加が見込めないこと、また、公共施設の更新に係る経費は増加が見込まれていることを踏まえると、公共施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

また、公共施設の設置状況等に着目すれば、全市からの利用者を想定している施設や各地域からの利用者を想定している施設があり、持っている機能も多種多様です。

公共施設のあり方を考えていく際には、施設を取り巻くこうした現状をしっかりと認識しておくことが重要です。

第3章 公共施設の将来像

第1章では、まちづくりの考え方から公共施設のあり方について「公共施設検討の視点」を示し、第2章では、各施設の現状を利用者エリア別に機能面から分析しました。

本章では、公共施設は今後どのような役割を果たすべきか、そのあり方を明確にするために、以下の基本的な考え方に沿って、前章で整理した各施設の機能を9つのカテゴリー（場）に分類し、その将来像を示します。

1 施設の将来像に対する基本的な考え方

（1）施設が持つ機能に着目

本市の公共施設は、設置目的を定めて整備した施設が多くありますが、その設置目的と実際の利用内容が必ずしも合致していない現状があります。

施設のあり方、将来像を考えていく上では、公共施設を「ハコ」として捉えるだけではなく、その施設がどのような「機能」を持っているか、という視点から考えていくことも必要です。

そこで、本計画では「機能」に着目し、第2章で示した分析に基づき、将来像を考えることとします。

（2）まちづくりとの関連

第2章で示したように、本市では今後も人口減少の傾向が見込まれている中、公共施設の更新等に充当できる財源は限られており、全ての施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。今後、多くの施設が更新時期を迎える中、将来に向けたまちづくりの考え方を強く意識して施設のあり方を見直していくことが必要となります。

そこで、第1章で示した「まちづくりの考え方を踏まえた公共施設検討の視点」に基づき、将来像を考えることとします。

2 施設の機能をカテゴリー毎に分類

公共施設には、例えば、子育て、教育、福祉など、市民生活上重要と考えられる機能や行政の役割として欠かすことのできない機能があります。また、多様な文化やスポーツにふれる場としての機能や、地域コミュニティの活性化につながる機能など、人々の暮らしに潤いを与える機能もあります。

このように、公共施設には非常に多くの機能があるため、施設の将来像を示す本章では、日常生活における場面ごとに、類似の機能を「場」として9つのカテゴリーに分類し、将来像を整理します。

施設カテゴリーと公共施設の機能との関係

公共施設の機能について、日常生活における場面との関連から以下の施設カテゴリーに分類し、次頁以降でカテゴリーごとに将来像を示します。

施設カテゴリー名称	公共施設の機能
① 子育ての場	・子育て支援 (子育て相談、教育・保育、子どもの保健) ・居場所 (子どもの居場所)
② 教育の場	・学校教育等 (小・中学校等) ・学校教育等 (看護専門学校)
③ 保健・福祉の場	・医療 ・保健・福祉
④ 社会の場	・貸室 (集会・イベント、会議・サークル、軽運動等) ・居場所 ・市民活動支援
⑤ 暮らしの場	・住宅 ・駐輪場 ・火葬場 ・墓地
⑥ 文化・学びの場	・ホール ・貸室 (文化芸術活動、音楽活動、図書閲覧・貸出等) ・生涯学習 ・美術館 ・博物館等 ・図書館
⑦ スポーツの場	・スポーツ (屋内外運動施設、屋内外プール等)
⑧ 憩いの場	・レクリエーション (遊び、憩い、キャンプ、物販、ハイキングコース休憩施設等)
⑨ 行政機能	・行政 (行政窓口、消防、教育研究・研修等、相談窓口)

3 カテゴリー別に見た将来像

ここでは、9つに分類したカテゴリー別に、該当する機能およびその将来像を示します。

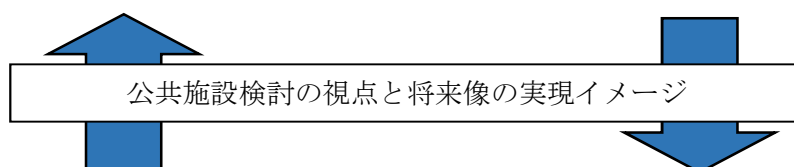
また、その将来像と第1章で掲げた「公共施設検討の視点」との関連度や将来像の実現イメージを示します。

カテゴリー ①	子育ての場
---------	-------

該当する機能	(ア) 子育て支援 【子育て相談、教育・保育、子どもの保健】 (イ) 居場所【子どもの居場所】
機能別の将来像	
(ア) 子育て支援 【子育て相談、 教育・保育、 子どもの保健】	・子育て支援機能は維持し、ニーズに合わせた適正な規模、配置とします。 ・少子化の進行に伴う将来的な子育てニーズの動向を踏まえ、公立施設と民間施設の役割について検証します。 ・保育園は、「公立保育園再編実施計画」に基づき再編を進め、集約・統合の上、再配置・建替えおよび民間への機能移転を図ります。 ・幼稚園は、利用状況や他の公共施設・民間施設の動向等を踏まえ、廃止に向けた検討を進めます。
(イ) 居場所 【子どもの居場所】	・放課後児童の居場所機能については、現在策定中の「(仮称)横須賀市放課後児童対策事業計画」に基づき、充実を図ります。



将来像 ＜総括＞	・子育ての場の機能は将来に渡り維持します。 ・時代とともに変化するニーズに応じたサービスの提供を行います。
-------------	--



公共施設検討の視点	カテゴリー①との関連度	将来像の実現イメージ
まちなぎわいや活力が維持・増進するか	★	・子育て・子育てを通じた地域での交流により、地域コミュニティの活性化が図られます。 ・安心して子育てができる環境が維持されます。
地域コミュニティが活性化するか	★ ★	
将来も安心して暮らせるまちとなるか	★ ★ ★	

参考 カテゴリー①に関連する機能を持つ既存施設

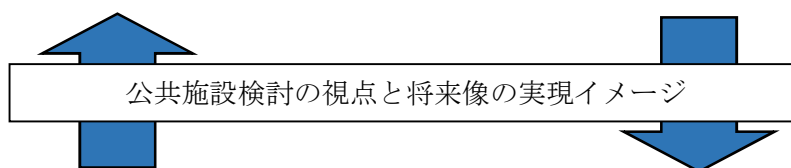
利用者エリア	名 称	保 有 機 能
全市エリア	療育相談センター	◇子育て支援 【子育て相談（療育相談・支援）】
大エリア	健康福祉センター（4施設）	◇子育て支援 【子どもの保健】
中エリア	保育園（11施設）	◇子育て支援 【教育・保育】
	幼稚園（2施設）	◇子育て支援 【教育・保育】
	青少年の家 青少年会館（15施設）	◇居場所 【子どもの居場所】

カテゴリー ②	教育の場
---------	------

該当する機能	(ア) 学校教育等【小・中学校等】、 (イ) 学校教育等【看護専門学校】
機能別の将来像	
(ア) 学校教育等【小・中学校等】	・小・中学校等は必須機能として維持します。 ・小・中学校は、具体的な検討地域や時期を定めた「実施計画」を策定し、適正規模・適正配置についての方策を検討します。 ・多様な世代が集う地域コミュニティの拠点づくりを進めるため、地域コミュニティの活性化につながる他の機能との複合化を図ります。
(イ) 学校教育等【看護専門学校】	・看護専門学校は、うわまち病院の移転に合わせて、将来的な方向性を検討します。



将来像 ＜総括＞	・教育の場の機能は将来に渡り維持します。 ・施設の配置や規模については、社会状況に合わせた検討を行います。
-------------	--



公共施設検討の視点	カテゴリー②との関連度
まちのにぎわいや活力が維持・増進するか	★
地域コミュニティが活性化するか	★ ★ ★
将来も安心して暮らせるまちとなるか	★ ★ ★

将来像の実現イメージ
・学校施設が地域の拠点となり、地域コミュニティの活性化につながります。 ・安心して学校教育が受けられる環境が維持されます。

参考 カテゴリー②に関連する機能を持つ既存施設

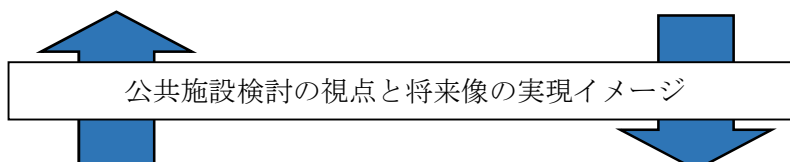
利用者 エリア	名 称	保 有 機 能
全市 エリア	総合高校	◇学校教育等【小・中学校等】
	ろう学校	◇学校教育等【小・中学校等】
	養護学校	◇学校教育等【小・中学校等】
	ゆうゆう坂本相談教室	◇学校教育等【小・中学校等】
	看護専門学校	◇学校教育等【看護専門学校】
中 エ リ ア	小学校 (46 施設)	◇学校教育等【小・中学校等】
	中学校 (23 施設)	◇学校教育等【小・中学校等】

カテゴリー ③	保健・福祉の場
---------	---------

該当する機能	(ア) 医療、(イ) 保健・福祉
機能別の将来像	
(ア) 医 療	・病院の機能は維持します。 ・病院は、地域における公立病院機能の役割を検証し、効率的な病院運営に取り組みます。 ・救急医療センターの機能は維持します。
(イ) 保健・福祉	・老人デイサービスセンターについては、民間への機能移転を進めます。 ・その他の施設の保健・福祉機能は維持し、ニーズに応じた適正な規模、配置とします。



将 来 像 ＜総 括＞	・保健・福祉の場の機能は将来に渡り維持します。 ・民間との機能分担を考慮し、施設の配置や規模については、社会状況に合わせた検討を行います。
----------------	--



公共施設検討の視点	カテゴリー③との関連度	将来像の実現イメージ
まちのにぎわいや活力が維持・増進するか	★	・民間施設との役割分担も含め、保健・福祉施策を安心して受けられる環境が維持されます。
地域コミュニティが活性化するか	★	
将来も安心して暮らせるまちとなるか	★ ★ ★	

参考 カテゴリー③に関連する機能を持つ既存施設

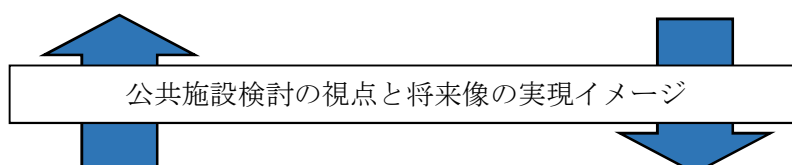
利用者 エリア	名 称	保 有 機 能
全市 エリア	病院 (2施設)	◇医 療
	救急医療センター	◇医 療
	福祉援護センター	◇保健・福祉
	点字図書館	◇保健・福祉
	保健所	◇保健・福祉
	健康安全科学センター	◇保健・福祉
	動物愛護センター	◇保健・福祉
中 エリア	老人デイサービスセンター (5施設)	◇保健・福祉

カテゴリー ④	社会の場
---------	------

該当する機能	(ア) 貸室 【集会・イベント、会議・サークル、軽運動等】、 (イ) 居場所、(ウ) 市民活動支援
機能別の将来像	
(ア) 貸 室 【集会・イベント、 会議・サークル、軽 運動等】	・貸室機能については、ニーズに応じた多様な使い方に 対応できる施設仕様とします。 ・全市エリア施設の貸室機能については、利用状況を検 証し集約を図るとともに、集約に伴う空きスペースを 他のジャンルへの利用に転換を図るなど、多様な視点 から積極的に活用します。
(イ) 居場所	・居場所機能については、世代や個人・団体等を問わず 誰もが気軽に利用できるスペースとします。
(ウ) 市民活動支援	・市民活動支援機能については、維持します。



将 来 像 ＜総 括＞	・社会の場の機能は将来に渡り維持します。 ・中エリア施設では、地域の拠点として学校やコミュニ ティセンター等を活用することで、より地域に近い配 置とし、コミュニティ機能の集約を進めます。
----------------	--



公共施設検討の視点	カテゴリー④ との関連度	将来像の実現イメージ
まちのにぎわいや活力 が維持・増進するか	★ ★	・集いの場が確保されることで、人々 の交流が促進され、まちのにぎわい が維持・増進します。
地域コミュニティが 活性化するか	★ ★ ★	・世代や所属を問わず、地域の誰もが 集える場が確保され、地域コミュニ ティが活性化します。
将来も安心して暮らせ るまちとなるか	★ ★	・地域コミュニティの活性化により、 共助・共生の精神が育まれ、安心し て暮らすことができます。

参考 カテゴリー④に関連する機能を持つ既存施設

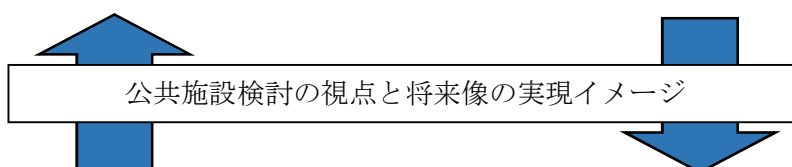
利用者 エリア	名 称	保 有 機 能
全 市 エ リ ア	総合福祉会館	◇貸 室 【集会・イベント、会議・サークル、軽運動等】
	勤労福祉会館	◇貸 室 【集会・イベント、会議・サークル、軽運動等】
	産業交流プラザ	◇貸 室 【集会・イベント、会議・サークル、軽運動等】
	青少年会館	◇貸 室 【会議・サークル、軽運動等】
	生涯学習センター	◇貸 室 【集会・イベント、会議・サークル、軽運動等】
	文化会館	◇貸 室 【会議・サークル等】
	はまゆう会館	◇貸 室 【会議・サークル等】
	万代会館	◇貸 室 【会議・サークル等】 ＊施設の設置経緯等を踏まえ維持することとし、 活用方針を検討中
	市民活動サポートセンター	◇市民活動支援
中 エ リ ア	コミュニティセンター (22 施設)	◇貸 室 【集会・イベント、会議・サークル、軽運動等】
	老人福祉センター 老人憩いの家 (7 施設)	◇貸 室 【集会・イベント、会議・サークル、軽運動等】 ◇居場所 【高齢者の居場所】
	青少年の家 青少年会館【居場所】 (15 施設)	◇貸 室 【会議・サークル、軽運動等】 ◇居場所 【青少年の居場所】
	学校【校舎・体育館開放】	◇貸 室 【会議・サークル、軽運動等】
	小学校 (46 施設)	
	中学校 (23 施設)	

カテゴリー ⑤	暮らしの場
---------	-------

該当する機能	(ア) 住宅、(イ) 駐輪場、(ウ) 火葬場、(エ) 墓地
機能別の将来像	
(ア) 住 宅	・市営住宅については、「横須賀市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、長期的視野で集約を図ります。
(イ) 駐輪場	・駐輪場機能は、需要や採算性等を踏まえ、効率的な運営を行います。
(ウ) 火葬場	・火葬場機能については、維持します。
(エ) 墓 地	・墓地機能については、維持します。



将 来 像 ＜総 括＞	・暮らしの場の機能は維持します。 ・施設の配置や規模については、社会状況に合わせた検討を行います。
----------------	--



公共施設検討の視点	カテゴリー⑤との関連度	将来像の実現イメージ
まちのにぎわいや活力が維持・増進するか	★	・困ったときに住まいが確保されるなど、本市で安心して暮らし続けるための基礎的な環境が維持されます。
地域コミュニティが活性化するか	★	
将来も安心して暮らせるまちとなるか	★ ★	

参考 カテゴリー⑤に関連する機能を持つ既存施設

利用者 エリア	名 称	保 有 機 能
全市 エリア	中央斎場	◇火葬場
	公園墓地内施設	◇墓 地
中 エリア	市営住宅 (31 施設)	◇住 宅
	自転車等駐車場 (6 施設)	◇駐輪場

カテゴリー ⑥	文化・学びの場
---------	---------

該当する機能	(ア) ホール、(イ) 貸室【文化芸術活動、音楽活動、図書閲覧・貸出等】、(ウ) 生涯学習、 (エ) 美術館、(オ) 博物館等、(カ) 図書館
機能別の将来像	
(ア) ホール	・集客にも資する全市エリア施設は、中心市街地や地域拠点に配置することとします。 ・民間施設も含め、現状では一般開放されていないホール機能を持つ施設の活用を検討します。
(イ) 貸 室 【文化芸術活動、 音楽活動、図書 閲覧・貸出等】	・貸室機能については、ニーズに応じた多様な使い方に対応できる施設仕様とします。 ・全市エリア施設の貸室機能については、利用状況を検証し集約を図るとともに、集約に伴う、空きスペースを他のジャンルへの利用に転換を図るなど、多様な視点から積極的に活用します。
(ウ) 生涯学習	・生涯学習機能については、維持します。
(エ) 美術館	・美術館機能については、維持します。 ・調査研究および展示・学習施設としてその活動を充実させるとともに、集客にも資する施設であることや効率的な施設運営のため、様々な管理・運営手法を検討します。
(オ) 博物館等	・博物館機能については、維持します。 ・研究機関および展示・学習施設として、子ども等の利用者層の拡大や集客にも資する施設運営のために、様々な管理・運営手法を検討します。
(カ) 図書館	・図書館機能については、にぎわい創出に資する効果を検証し、他施設との複合化や民間との連携（市街地再開発事業等）を検討します。



将 来 像 ＜総 括＞	・文化・学びの場の機能は将来に渡り維持します。 ・多くの市民が音楽やアート等の文化を楽しめるように施設を維持します。 ・空きスペースの有効活用や多用途に使えるスペースを設けることなどにより、機能の充実を図ります。 ・効率的な施設運営のため、民間事業者のノウハウを活用するなど、様々な管理手法を検討します。
----------------	---

公共施設検討の視点と将来像の実現イメージ

公共施設検討の視点	カテゴリー⑥との関連度	将来像の実現イメージ
まちのにぎわいや活力が維持・増進するか	★ ★ ★	・多くの市民が様々な文化にふれ、学ぶことができる環境が維持され、まちのにぎわいや活力が増進します。 ・文化や学びを通じた地域での交流により、地域コミュニティの活性化が図られます。
地域コミュニティが活性化するか	★ ★	
将来も安心して暮らせるまちとなるか	★	

参考 カテゴリー⑥に関連する機能を持つ既存施設

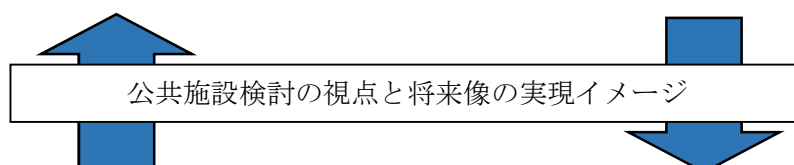
利用者 エリア	名 称	保 有 機 能
全 市 エ リ ア	横須賀芸術劇場	◇ホール【コンサート・講演会等の開催】
	文化会館	◇ホール【コンサート・講演会等の開催】 ◇貸 室【文化芸術活動等】
	はまゆう会館	◇ホール【コンサート・講演会等の開催】 ◇貸 室【文化芸術活動等】
	青少年会館	◇ホール【演劇活動】 ◇貸 室【文化芸術活動、音楽活動等】
	総合福祉会館	◇ホール【コンサート・講演会等の開催】 ◇貸 室【音楽活動】
	勤労福祉会館	◇ホール【コンサート・講演会等の開催】 ◇貸 室【文化芸術活動、音楽活動等】 ◇生涯学習【学習・講座等】
	産業交流プラザ	◇貸 室【文化芸術活動等】 ◇生涯学習【学習・講座等】
	生涯学習センター	◇貸 室【文化芸術活動、音楽活動、図書閲覧・貸出等】 ◇生涯学習【学習・講座等】
	横須賀美術館	◇美術館
	自然・人文博物館	◇博物館等
	馬堀・自然教育園内施設	◇博物館等
	天神島ビジターセンター	◇博物館等
	長岡半太郎記念館・若山牧水資料館	◇博物館等【資料館】
	万代会館	◇貸 室【文化芸術活動等】 ＊施設の設置経緯等を踏まえ維持することとし、 活用方針を検討中
大 エ リ ア	図書館	◇図書館【図書閲覧・貸出、レファレンス等】
	中央図書館 児童図書館 (他全4施設)	
中 エ リ ア	コミュニティセンター (22施設)	◇貸 室【文化芸術活動、音楽活動、図書閲覧・貸出等】 ◇生涯学習【学習・講座等】
	老人福祉センター 老人憩いの家 (7施設)	◇貸 室【文化芸術活動等】 ◇生涯学習【学習・講座等】

カテゴリー ⑦	スポーツの場
---------	--------

該当する機能	(ア) スポーツ 【屋内運動施設、屋外運動施設附帯機能、屋内プール、屋外プール】
機能別の将来像	
(ア) スポーツ 【屋内運動施設、屋外運動施設附帯機能、屋内プール、屋外プール】	・大会の誘致など、スポーツによるまちの再興を図るため、スポーツの拠点・施設の維持・充実を図ります。 ・スポーツ専用施設は大きな面積の土地を必要とする施設であり、引き続き大エリアに配置することとします。 ・公園プールは、学校プールや民間施設の状況を踏まえ、段階的に機能移転を進めます。 ・スポーツを通じて、健康の維持・増進を図ります。



将来像 ＜総括＞	・スポーツの場の機能は将来に渡り維持します。 ・他の公共施設や民間での代替えが可能なものは、集約・統合を進めます。 ・効率的な施設運営により維持管理費の削減を図ります。
-------------	--



公共施設検討の視点	カテゴリー⑦との関連度	将来像の実現イメージ
まちのにぎわいや活力が維持・増進するか	★ ★ ★	・スポーツによるまちの再興が図られ、まちのにぎわいや活力が維持・増進します。 ・スポーツを通じた地域での交流により、地域コミュニティの活性化が図られます。
地域コミュニティが活性化するか	★ ★	
将来も安心して暮らせるまちとなるか	★	

参考 カテゴリー⑦に関連する機能を持つ既存施設

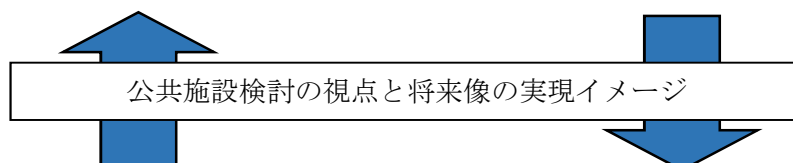
利用者 エリア	名 称	保 有 機 能
全市 エリア	総合福祉会館	◇貸 室 【軽運動等】
	青少年会館	◇貸 室 【軽運動等】
大 エ リ ア	健康増進センター	◇スポーツ 【屋内運動施設、屋内プール】
	体育会館	◇スポーツ 【屋内運動施設、屋内プール等】
	北体育会館（プール）	
	総合体育会館（メイン）	
	総合体育会館（サブ・プール）	
	南体育会館	
	くりはま花の国プール	
	西体育会館	
	佐島の丘温水プール	
	運動公園施設 （ 8 施設）	◇スポーツ 【屋外運動施設附帯機能】
中 エ リ ア	公園プール （ 6 施設）	◇スポーツ 【屋外プール】
	学校【体育館・プール開放】	◇スポーツ 【屋内運動施設、屋外プール等】
	小学校 （46 施設）	
	中学校 （23 施設）	
	コミュニティセンター （22 施設）	◇貸 室 【軽運動等】
	青少年の家 （14 施設）	◇貸 室 【軽運動等】

カテゴリー ⑧	憩いの場
---------	------

該当する機能	(ア) レクリエーション 【遊び、憩い、キャンプ、物販、ハイキングコース休憩施設 等】
機能別の将来像	
(ア) レクリエーション 【遊び、憩い、キャンプ、物販、ハイキングコース休憩施設 等】	・レクリエーション機能については、維持します。 ・重複するキャンプ機能は、利用状況を踏まえ、集約・統合を検討します。



将来像 ＜総括＞	・憩いの場の機能は将来に渡り維持します。 ・本市の魅力を発信する場として、市内外からの集客が図れるよう検討します。
-------------	--



公共施設検討の視点	カテゴリー⑧との関連度
まちのにぎわいや活力が維持・増進するか	★ ★ ★
地域コミュニティが活性化するか	★
将来も安心して暮らせるまちとなるか	★

将来像の実現イメージ
・市内外から多くの人が集まる施設が維持され、まちのにぎわいや活力が維持・増進します。

参考 カテゴリー⑧に関連する機能を持つ既存施設

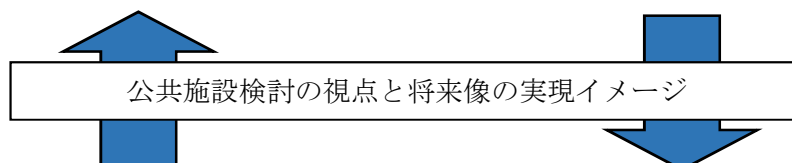
利用者 エリア	名 称	保 有 機 能
全市 エリア	公園施設 (ソレイユの丘、くりは ま花の国 他全 13 施設)	◇レクリエーション 【遊び、憩い、物販等】
	公園施設 (ソレイユの丘)	◇レクリエーション 【キャンプ】
	田浦青少年自然の家	◇レクリエーション 【キャンプ】
	休憩所 (2 施設)	◇レクリエーション 【ハイキングコース休憩施設】

カテゴリー ⑨	行政機能
---------	------

該当する機能	(ア) 行 政 【行政窓口、消防、教育研究・研修等、相談窓口】
機能別の将来像	
(ア) 行 政 【行政窓口、消防、 教育研究・研修等、 相談窓口】	・ コンビニ交付など、ICT の活用によるサービス提供のあり方を検証し、行政窓口の縮減を図ります。



将 来 像 ＜総 括＞	・ 行政機能は維持します。 ・ 施設の配置や規模については、社会状況に合わせた検討を行います。
----------------	--



公共施設検討の視点	カテゴリー⑨との関連度
まちのにぎわいや活力が維持・増進するか	★
地域コミュニティが活性化するか	★
将来も安心して暮らせるまちとなるか	★ ★

将来像の実現イメージ
・ 各種手続きやセーフティネットとしての行政窓口が維持され、安心して暮らすことができます。

参考 カテゴリー⑨に関連する機能を持つ既存施設

利用者 エリア	名 称	保 有 機 能
全 市 エ リ ア	市役所本庁舎	◇行 政 【行政窓口】
	はぐくみかん	◇行 政 【行政窓口】
	消防局庁舎	◇行 政 【消 防】
	教育研究所	◇行 政 【教育研究・研修等】
	児童相談所	◇行 政 【相談窓口】
	デュオよこすか	◇行 政 【相談窓口】
	消費生活センター	◇行 政 【相談窓口】
中 エ リ ア	行政センター (9 施設)	◇行 政 【行政窓口】
	消防署 (出張所含む 全 13 施設)	◇行 政 【消 防】
	消防団 (35 施設)	◇行 政 【消 防】

＜第3章 まとめ＞

本市が現在保有している施設の機能について、第1章で掲げた「公共施設検討の視点」から見ていくと、いずれも必要な機能であり、将来に渡って維持していくことが求められます。

ただし、公共施設の更新等に充当できる財源は限られており、全ての施設を現状のまま維持していくことは困難なため、その規模は、社会状況に合わせた適切なものにしていく必要があります。

第4章 公共施設の更新・再編の手法

第3章で示した、公共施設の将来像の実現に向け、各施設で更新・再編の検討を具体的に進めることが求められます。

本章では、そのための公共施設の一般的な更新・再編の手法を把握するとともに、その手法により期待できるメリットや留意点等を整理します。

1 更新・再編の基本的手法および建物等の取扱い

公共施設の更新・再編にあたっては、様々な手法が考えられます。

各施設の将来像の実現に向けて更新・再編に取り組む際に、期待できる効果を、想定される具体的な手法別に整理しました。これらの手法を用いる際には、複数の事例について比較検討を行い、最も効果的な手法を選択していきます。

再編手法	考え方	手法別のメリット・留意点
① 集約	異なる施設にある類似の用途・機能を1か所に集める。	【メリット】 - 施設面積の縮減による更新コストの縮減 - 施設面積の縮減による維持管理コストの縮減 【留意点】 - 施設へのアクセス距離が長くなる。 - 稼働率が上がることにより、一部の時間帯では利用希望が重複する可能性がある。
② 複合化	異なる施設にある別の用途・機能を1か所に集める。	【メリット】 - 施設面積の縮減による更新コストの縮減 - 施設面積の縮減による維持管理コストの縮減 - 他の施設との連携が可能 【留意点】 - 施設へのアクセス距離が長くなる。 - 稼働率が上がることにより、一部の時間帯では利用希望が重複する可能性がある。 - 複合化した機能の組み合わせによっては、開設日時等に差異が生じないような配慮が必要
③ 維持	現在の施設にある用途・機能を変えずに継続する。	【メリット】 - 利用者にとっては、これまでの利用が確保される。 【留意点】 - 維持管理コストの縮減が困難
④ 廃止	現在の施設にある用途・機能を廃止する。	【メリット】 - 施設面積の縮減による更新コスト縮減効果が大きい。 - 施設面積の縮減による維持管理コスト縮減効果が大きい。 【留意点】 - 現状の利用者には影響が大きく、機能の代替が必要

◎＝大きな効果が見込める ○＝効果が見込める △＝条件によっては効果が見込める

左記①・② 施設の分類	建物等の 取扱い	考 え 方	期 待 で き る 効 果						
			総量削減	建設コスト削減	管理運営費削減	施設の 有効活用	利便性 向上	財源確保	機能の 相乗効果
A 機能 移転先	ア 維 持	既存建物を使用して 集約し維持		◎	△	◎	○		
	イ 改 修	既存建物を集約の内容 に合わせて改修		○	△	○	○		
	ウ 建 替	集約後の需要に応じた 規模に建替え	○	○	○		○		
B 機能 移転元	ア 用途転換	既存建物を新たな機能 により運営	△	○		○	△		
	イ 売 却	既存建物・用地を売却	◎	◎	◎			◎	
	ウ 貸 出	既存建物・用地を民間 等に貸し出し				○		◎	
A 機能 移転先	ア 維 持	既存建物を使用して 複合化し維持		◎	△	◎	○		○
	イ 改 修	既存の建物を複合化の 内容に合わせて改修		○	△	○	○		○
	ウ 建 替	複合化後の需要に応じた 規模に建替え	○	○	○		○		○
B 機能 移転元	ア 用途転換	既存建物を新たな機能 に合わせて改修	△	○		○	△		
	イ 売 却	既存建物・用地を売却	◎	◎	◎			◎	
	ウ 貸 出	既存建物・用地を民間 等に貸し出し				○		◎	
	ア 維 持	同じ建物をそのまま 維持		○					
	イ 建替・縮小	需要に応じた規模に 縮小し建替え	○		○		△		
	ア 用途転換	既存建物を新たな機能 により運営	△	○		○	△		
	イ 売 却	既存建物・用地を売却	◎	◎	◎			◎	
	ウ 貸 出	既存建物・用地を民間 等に貸し出し				○		◎	

左記①～④を民間活力の活用により実施すること、効果の増大を図る。

公 民 連 携 の 活 用

2 再編手法の具体的なイメージ

前記「1 更新・再編の基本的手法および建物等の取扱い」で示した手法を具体的な例で表すと、以下のようなイメージとなります。

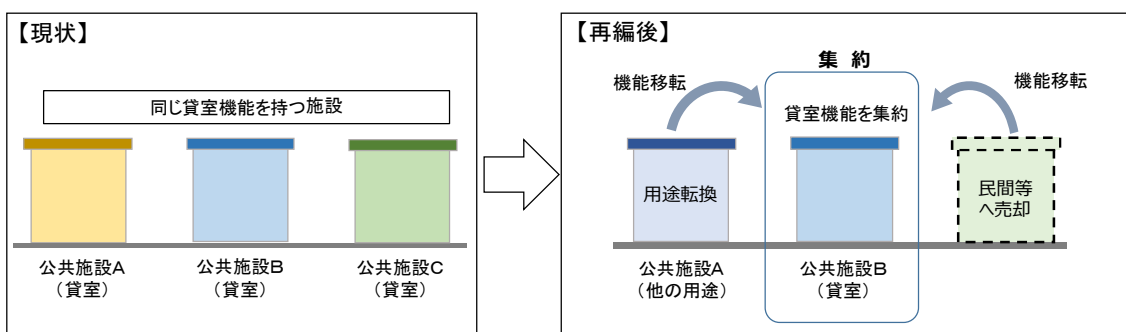
① 集約

集約とは、異なる施設にある複数の類似する用途・機能を集めることです。集約することで、施設稼働率が向上して施設の有効活用につながるほか、施設総量の縮減効果が期待できることや、それぞれの施設で発生していた維持管理費等の効率化が期待できます。

集約の実施により使われなくなった建物については、建物を他の用途に転換する、建物または建物を除却した後の用地を売却・貸付等することにより、利活用を図ります。

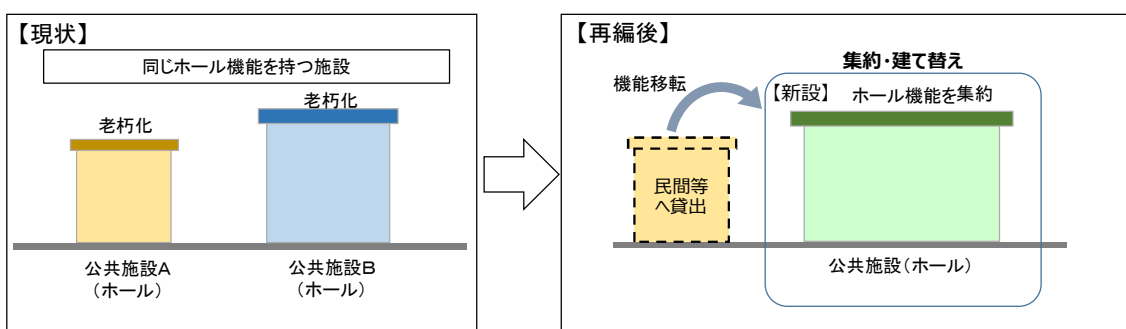
【集約の例】

手法 (①-A-ア) + (①-B-ア) + (①-B-イ)



複数の施設にある類似の機能を既存の一つの施設へ集約する。機能移転元施設、用地は用途転換、売却し活用する。

手法 (①-A-ウ) + (①-B-ウ)



複数の施設にある類似の機能を、更新に合わせて一つの施設へ集約する。機能移転元施設、用地は貸付を行い活用する。

【本市の事例】

- ・池上小学校および旧平作小学校 [平成25年度(2013年度)]
旧平作小学校を池上小学校に統合し、旧平作小学校跡は学校給食センター用地として活用

上記の例で表記している(①-A-ア)等の(丸数字-アルファベット-カタカナ)は、53・54ページの表と連動しています。

② 複合化

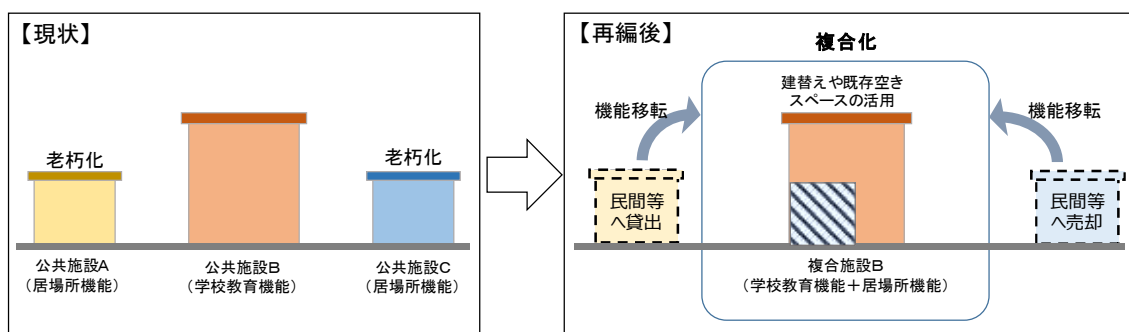
複合化とは、1つの施設へ複数の異なる用途・機能を集めることです。施設を複合化することで、施設総量の縮減効果が期待できることや、それぞれの施設で発生していた維持管理費等の効率化が期待できます。また、異なる用途・機能が集まることで、機能の連携による相乗効果により利便性の向上等が期待できます。

複合化の実施により使われなくなった建物については、建物を他の用途に転換する、建物または建物を除却した後の用地を売却、貸付等を実施することにより、利活用を図ります。

また、複合化の対象を市施設だけでなく、民間施設や国、県施設など、幅広く考えることで、利便性の向上などの効果がさらに高まることも期待できます。

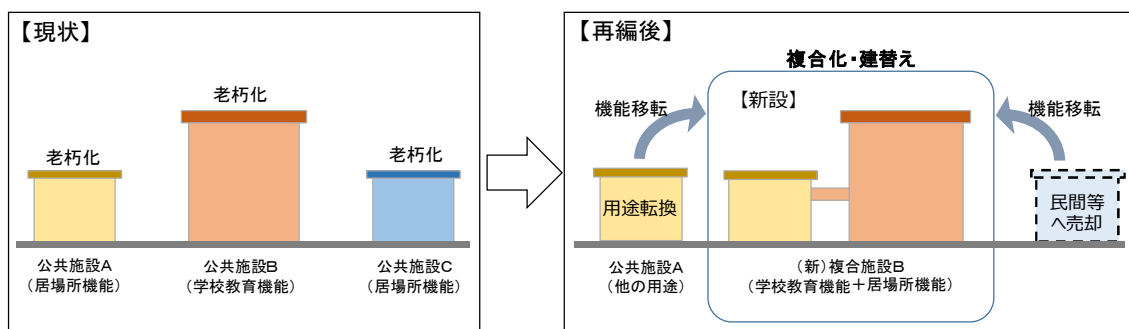
【複合化の例】

手法 (②-A-ア) + (②-B-イ) + (②-B-ウ)



既存施設の空きスペースに他の公共施設の機能を集約する。機能移転元施設、用地は貸付・売却を行い活用する。

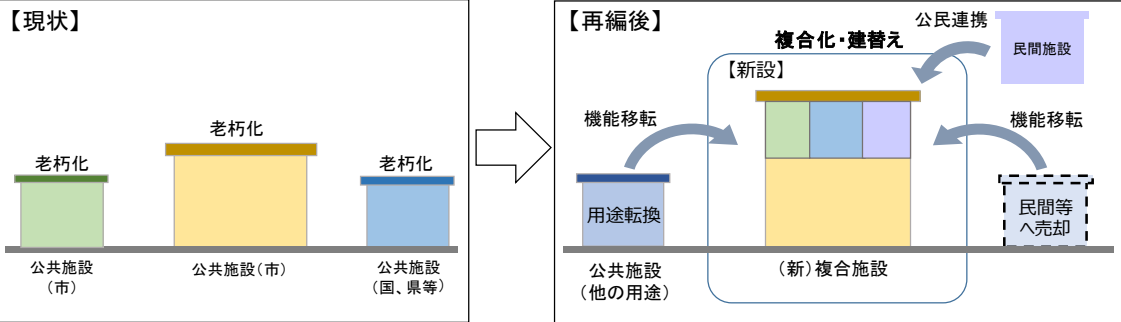
手法 (②-A-ウ) + (②-B-ア) + (②-B-イ)



施設の更新に合わせて、近隣の公共施設の機能をまとめて複合化する。機能移転元施設、用地は用途転換、売却し活用する。

【複合化の例】

手法 (②-A-ウ) + (②-B-ア) + (②-B-イ)



公共施設の更新に合わせて、他の公共施設等の機能をまとめて複合化する。機能移転元施設および用地は、用途転換や売却を行う。

【本市の事例】

- ・鷹取小学校、栗田小学校 [平成8年度(1996年度)]
学校施設に老人デイサービスセンターを併設(公設)
- ・ウェルシティ市民プラザ [平成12年度(2000年度)]
施設建設にあわせ、青少年の家および保健所を複合化

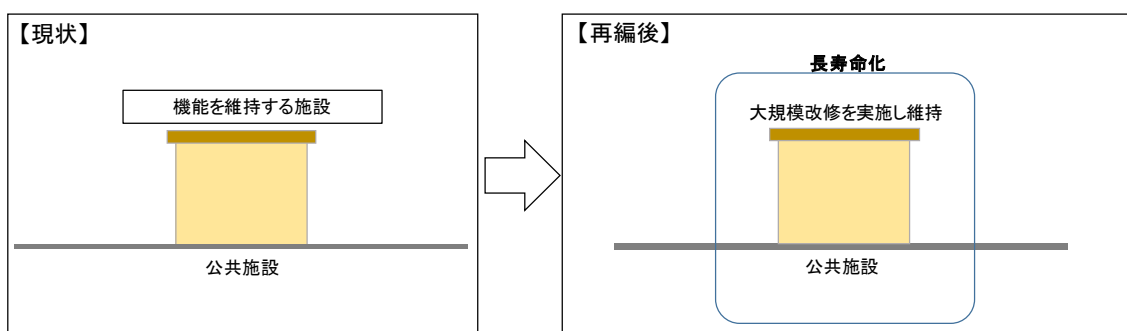
③ 維持

維持とは、当該施設の現在の用途・機能を維持することです。適切な保全を行い、施設の長寿命化を図ります。耐用年数を迎えた施設については、適正な規模で建替え、機能を維持します。

施設更新時には規模縮小による施設総量の縮減が期待できます。また、同じ施設を使い続ける時には、建設コストの縮減といった効果が考えられます。

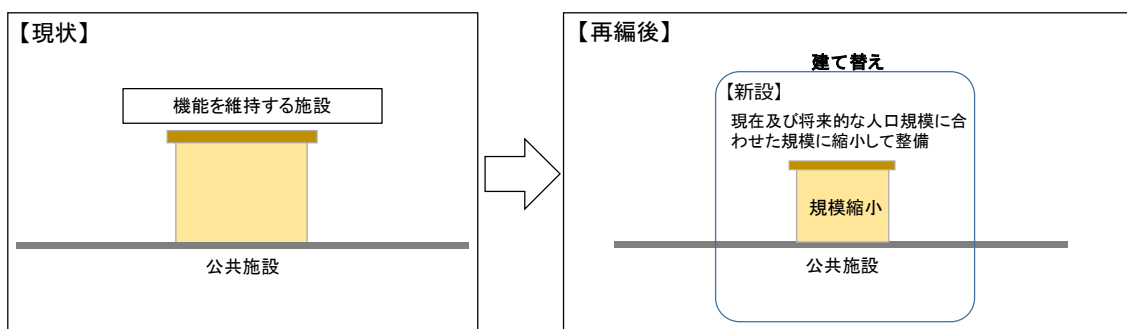
【維持の例】

手法（③-ア）



適正な保全工事を行い、施設の長寿命化を図り施設を維持する。

手法（③-イ）



機能を維持する施設について、現在および将来的な人口に合わせた規模に縮小して整備する。

【本市の事例】

- ・ 南消防署久里浜出張所 [平成 30 年度 (2018 年度)]
施設更新時に、面積を縮減して建築

④ 廃止

廃止とは、当該施設にある現在の用途・機能そのものを廃止することで、複合化のように、他の施設へ機能移転するものは含まれません。

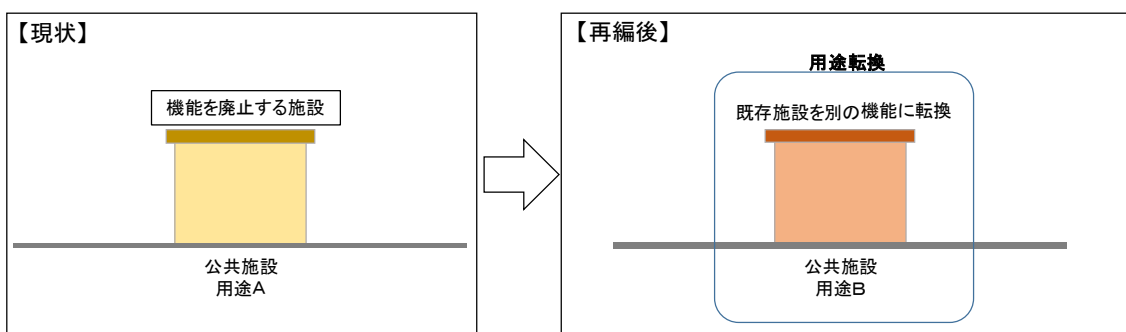
施設の持つ機能が、a) 民間施設で代替え出来る、b) 他のソフト事業で代替え出来る、c) 利用率が著しく低い、のいずれかに該当するような場合には、機能の廃止を検討していくものとします。

また、機能廃止後の建物および用地は、他の用途の施設として活用することや、民間企業に対して貸付または売却等を行うことにより、できる限り速やかに資産の有効活用を図ります。

なお、民間企業への貸付や売却等を行った場合には、新たな収入創出の効果が期待できます。

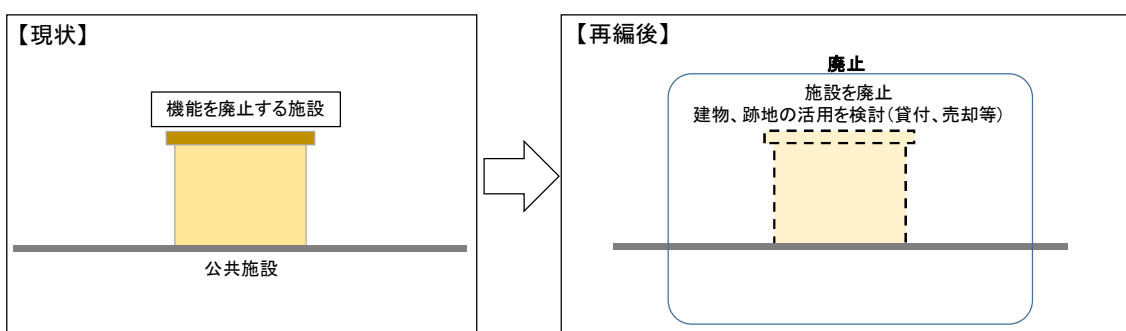
【廃止の例】

手法（④-ア）



機能を廃止する施設を、他の用途の施設として活用する。

手法（④-イ）、（④-ウ）



機能を廃止し、その後の建物または用地については、貸付・売却等を行い活用する。

【本市の事例】

- ・ 市民病院医師公舎 [平成 29 年度 (2017 年度)]
築 37 年を迎えた市民病院の医師用の公舎を廃止した後、売却

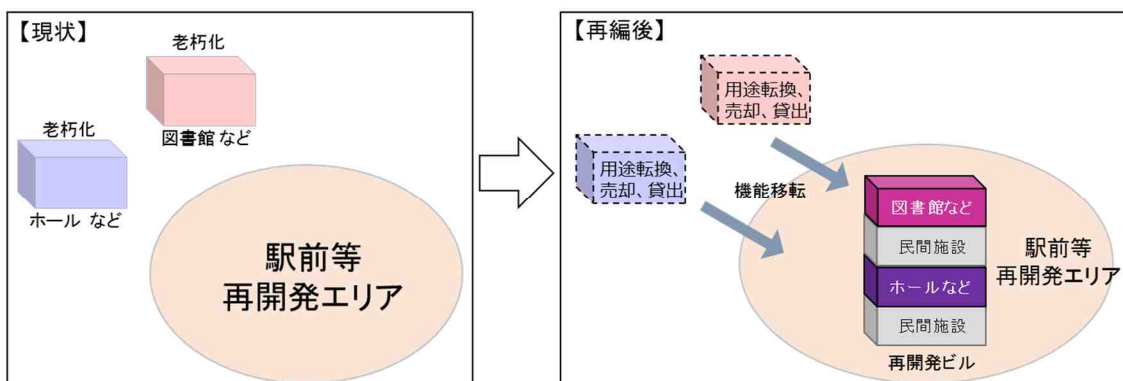
3 公民連携（PPP※¹/PFI※²）の活用

前頁までの①～④の手法により、更新・再編に取り組む際には、民間活力を活用することも考えられます。

民間の資金やノウハウ、技術力等を活用して、効率的な施設整備、維持管理、運営を行うことや、経費面での効率化、サービスの向上を図ります。

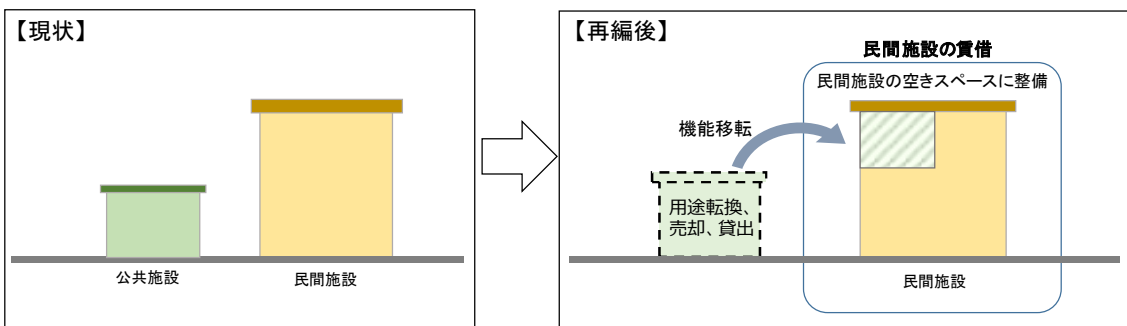
【公民連携（PPP/PFI）の活用の例】

1 市街地再開発との連携



市街地再開発事業の際に、公民連携により利便性の高い駅前等に施設を整備し、その後の建物または用地については、貸付・売却等を行い活用する。

2 民間施設での公共サービスの提供



民間施設の空きスペースを賃借し機能を移転する。機能移転元施設は用途転換、売却、貸付等を行い活用する。

※1 《用語解説》 PPP=Public Private Partnership (パブリック・プライベート・パートナーシップ)

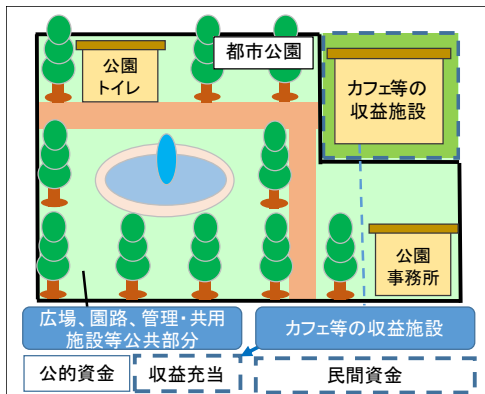
- ・行政（公）と民間（民）が連携して公共サービスの提供を行うスキームで、「公民連携」や「官民連携」とも呼ばれる。
- ・公共施設の整備、運営における具体的な事業形態の一つが PFI
- ・指定管理者制度や公設民営（DBO）方式も PPP の一形態

※2 《用語解説》 PFI=Private Finance Initiative (プライベート・ファインنس・イニシアティブ)

- ・公共施設等の設計、建設、維持管理および運営にあたり、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方

【公民連携（PPP/PFI）の活用事例】

3 PFI 手法、包括委託、指定管理者制度等の活用



Park-PFI※により、収益施設から得た収益を公園施設の整備・改修に充当し、維持管理コストの縮減を図る。

※《用語解説》Park-PFI＝パーク PFI

飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置又は管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する都市公園法に基づく制度。

公園内に設置した営利目的の施設で得られた収入を公園内施設の維持管理費に充当することができる。

【本市の事例】

- ・長井海の手公園（ソレイユの丘）

[平成 15 年度（2003 年度）～平成 26 年度（2014 年度）]

PFI 手法を用いて、施設を整備・維持管理・運営

- ・本公郷改良アパート [平成 30 年度（2018 年度）～平成 37 年度（2025 年度）予定]

PFI 手法を用いて、施設を建替え

＜第4章 まとめ＞

公共施設の更新・再編には、この章で一般的な事例として示したように多種多様なものがあり、それぞれにメリットや留意点があります。

これらの中で、どの手法が実際の場面で最適なのか、比較検討を行いながら更新・再編を進めていく必要があります。

第5章 FM戦略プラン推進の基本的な考え方

第3章では、施設が持つ機能に着目した上で、カテゴリー別の将来像として、現在の施設が持つ機能は維持しながら社会状況に応じた規模としていくことを位置付けました。

将来像の実現に向けては、どのように取組みを具体化し、推進していくかを検討することが必要になります。

本章では、今後の具体的な取組みを検討するために、本計画推進に向けた基本方針を定めます。

1 基本方針

公共施設の将来像実現に向けて、以下の6つの事項を基本方針と定め、具体的な取組みを進めていきます。

基本方針

- 1 地域コミュニティの再生に寄与する拠点づくりを推進する
- 2 複合化等により、機能を充実させながら施設総量の適正化を図る
- 3 民間との協働による取組みを推進する
- 4 市民協働により計画を推進する
- 5 ライフサイクルコストの縮減を図る
- 6 使用料の見直しや施設の売却・貸付等により財源の確保を図る

基本方針

1

地域コミュニティの再生に寄与する 拠点づくりを推進する

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化等を背景に、地域コミュニティの希薄化が進み、横須賀の特性であった住民同士の支え合いの機能が低下しています。

このため、地域コミュニティの再生に向けて、学校やコミュニティセンター等の地域の核となっている施設に、地域コミュニティの活性化につながる機能を移転し、地域の拠点として多様な世代が集う公共施設としていきます。

複合化等により、機能を充実させながら 施設総量の適正化を図る

設置目的は異なるものの類似機能を持つため同じように使われている施設、利用率が低く、より効率的な使い方が求められる施設等があります。

そのような施設は、多用途な使い方を可能にすることや、集約・複合化を進めることで、より利便性の高い施設へ転換を図っていきます。

また、施設の更新・再編時には、今後の人口推移から見込まれる需要に合わせた施設規模とすることで、現状と同程度のサービスの量を保ちながら、施設の整備面積を縮減することも可能です。

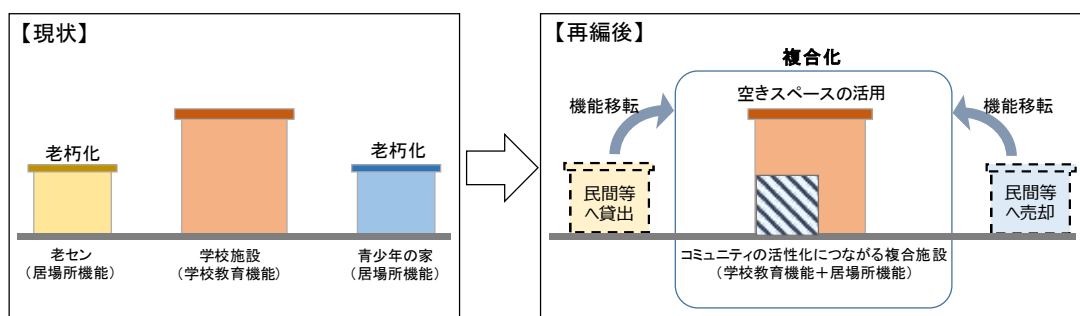
さらに、時代のニーズに合わせた新たな機能を取り入れることや、従来の枠組みに捉われない視点から施設の機能を考えていくことも必要です。

単に廃止、縮小を行うのではなく、これらの取組みを進めることで、必要な機能を維持・充実させながら施設総量の適正化を図ります。

基本方針1・2のイメージ

◆ 複合化の例

学校施設の空きスペースに、地域コミュニティの活性化に向けて、他の公共施設の機能を移転する。機能移転元施設および用地は貸付・売却を行い活用する。



民間との協働による取組みを推進する

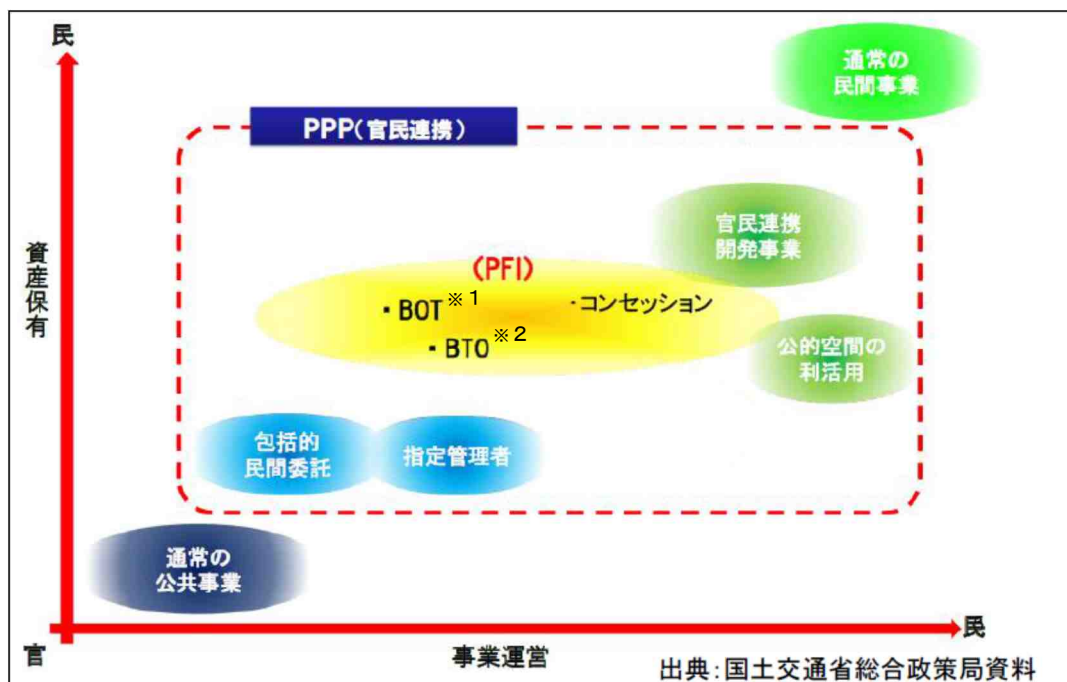
公共施設の配置は、まちづくりの基本であり、行政だけで完結できるものではありません。

公共施設の更新・再編にあたっては、施設の建設・改修・運営・維持管理や、民間施設の活用、再開発への参画など、公民連携（PPP/PFI）を活用しながら、最小費用で最大効果が得られるように取り組みます。

基本方針3のイメージ

1 PPP/PFI 手法等の活用の例

PPP には、官民連携開発事業や指定管理者制度等の手法がある。
その手法の一つである PFI 手法を活用し、公共施設を整備・運営する。



※1 《用語解説》 BOT=Built Operate Transfer (ビルド・オペレート・トランスファー)

- ・民間事業者が公共施設を建設し、維持・管理および運営し、事業終了後、公共側に施設所有権を移転する方式

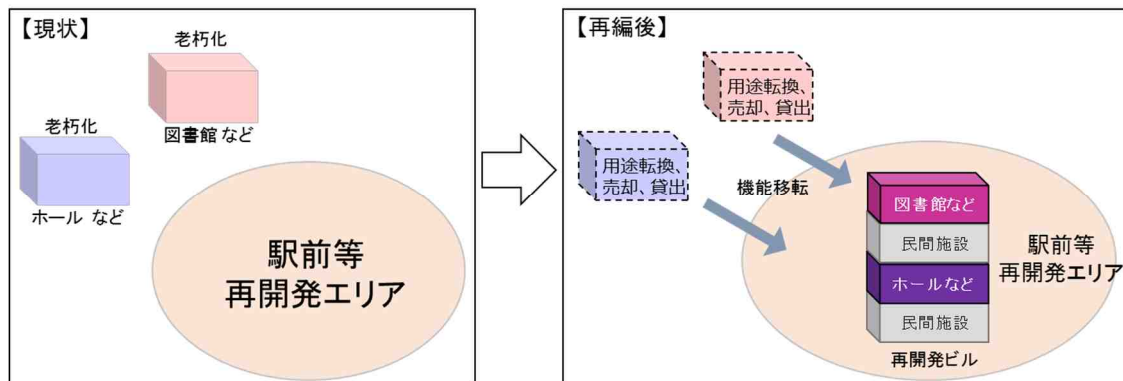
※2 《用語解説》 BTO=Built Transfer Operate (ビルド・トランスファー・オペレート)

- ・民間事業者が公共施設を建設し、施設完成直後に公共側に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理および運営を行う方式

基本方針3のイメージ

2 市街地再開発との連携の例

市街地再開発事業の際に、公民連携により施設を整備する。



基本方針

4

市民協働により計画を推進する

公共施設は、まちづくりを実現するための重要なツールです。このため、施設がどのように使われ、どういった機能を持っているか、そしてどのように配置するかということについて、市民ニーズを踏まえて検討を進める必要があります。

そこで、個別施設の配置や規模など、地域における具体的な施設のあり方を決定していく段階では、多様な立場の市民と意見交換を行うことや、ワークショップ※を開催するなど、市民協働により計画を推進します。

※《用語解説》ワークショップ

さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場

基本方針

5

ライフサイクルコストの縮減を図る

施設を設置・運営する場合には、建設費はもちろんのこと、それを維持する費用も含めて経費のあり方を考えていかなければなりません。

施設利用者の安全確保は当然のこととして、さらに施設の長寿命化や更新施設の建設費縮減、施設の維持管理費の縮減など、公共施設にかかる様々な費用の縮減を図ります。

基本方針

6

使用料の見直しや施設の売却・貸付等により財源の確保を図る

施設の維持・更新には、多額の経費が必要となりますが、その経費だけに着目することは、一面的な議論となってしまうおそれがあります。

このため、適正な使用料のあり方や集約後に生じる未利用施設の売却・貸付等により得られる収入面についても、視野を広げてその可能性を検討し、財源の確保を図ります。

＜第5章 まとめ＞

公共施設について、その機能を維持しながら、社会状況等に応じた適正な規模とする際には、まちづくりの視点からの検討が重要です。

そこで、まちづくりの考えを踏まえた、より望ましい形での施設の更新・再編が実現できるように、6つの基本方針を定めて具体的な取組みを検討していきます。

第6章 公共施設の維持・更新費用の縮減および収入の創出

第3章で整理した将来像のとおり、施設の持つ現在の機能は、将来に向け維持していくことが求められていますが、今後も人口減少が見込まれる中、すべての施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

本章では、この課題をクリアするために、施設に係るコストをどのように縮減していくか、その手法等を示すとともに縮減目標を定めます。

1 施設整備費の縮減手法

(1) 施設更新時の整備面積の縮減による更新費用の削減

① 機能の集約・複合化に伴う更新費用の削減

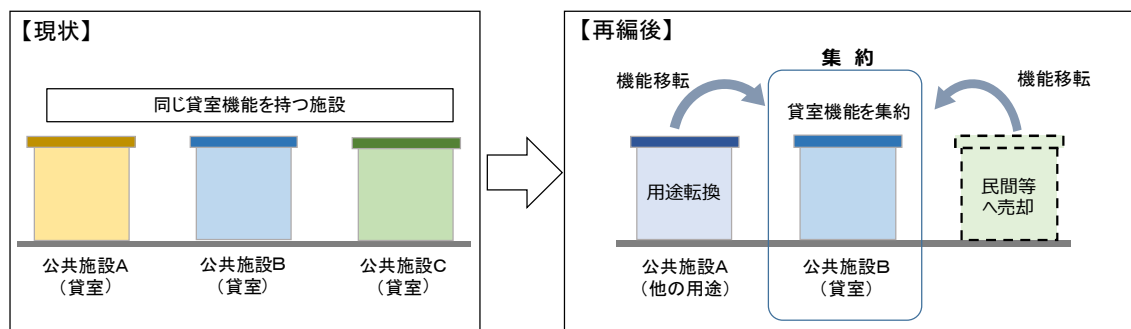
本市には様々な施設がありますが、中には利用率の低い施設もあります。こうした利用率の低い複数の施設を1つの建物に集約・複合化することで、利用率の向上を図るとともに、維持管理費や運営費の削減に取り組めます。

<取組みの例>

◆集約

近隣にあり、利用率が低い貸室機能を持つ複数の公共施設

⇒利便性の高い地域にある施設に、周辺施設が持つ類似機能を集約する。



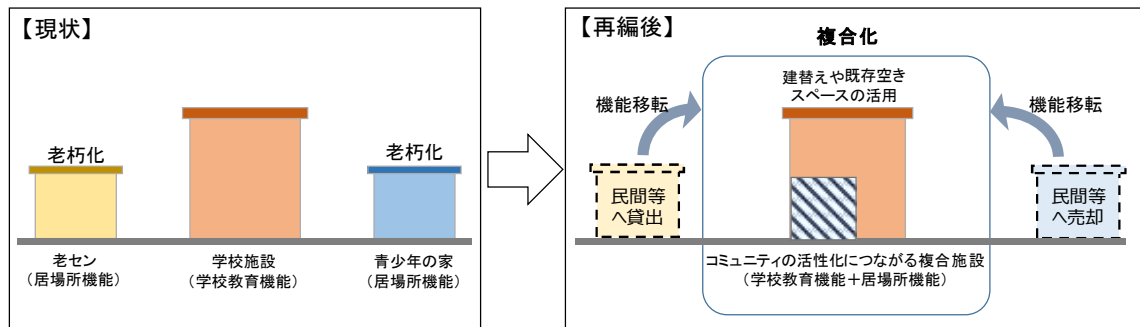
<取組みの例>

◆複合化

老人福祉センターが持つ高齢者の「居場所機能」

青少年の家が持つ子どもの「居場所機能」

⇒近隣学校の空きスペースに、これら他の施設が持つ機能を移転し、多様な世代が集うことができるような地域コミュニティの活性化につながる場とする。



[期待できる効果]

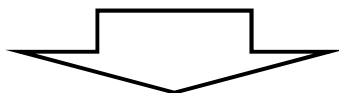
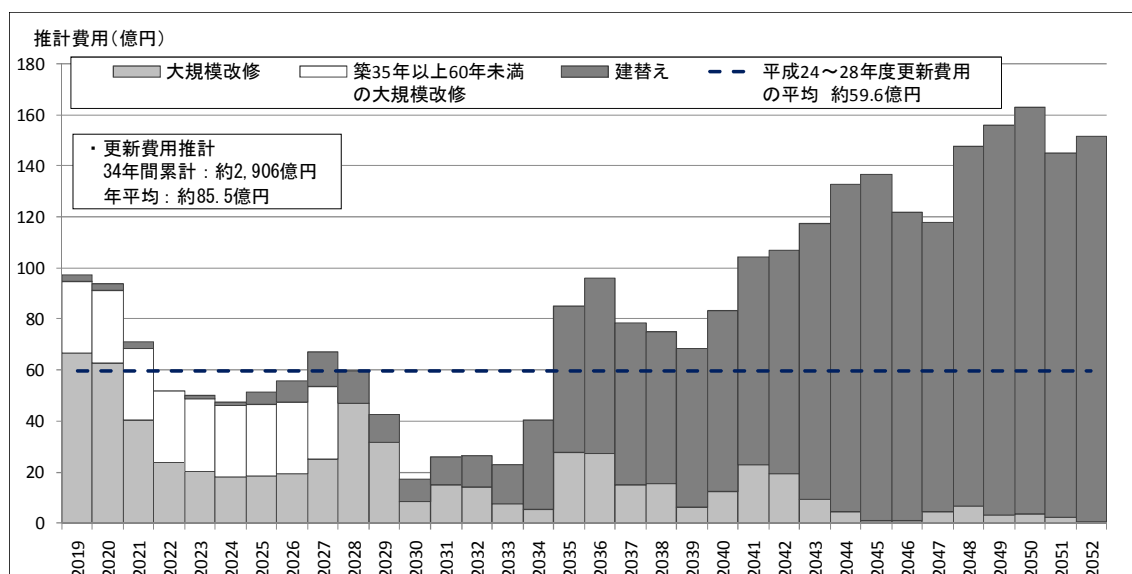
- ・施設面積の縮減による維持管理費・運営費の削減
- ・移転元施設の売却等による財源獲得
- ・施設利用率の向上による施設の有効活用

② 施設建替え時における更新費用の削減

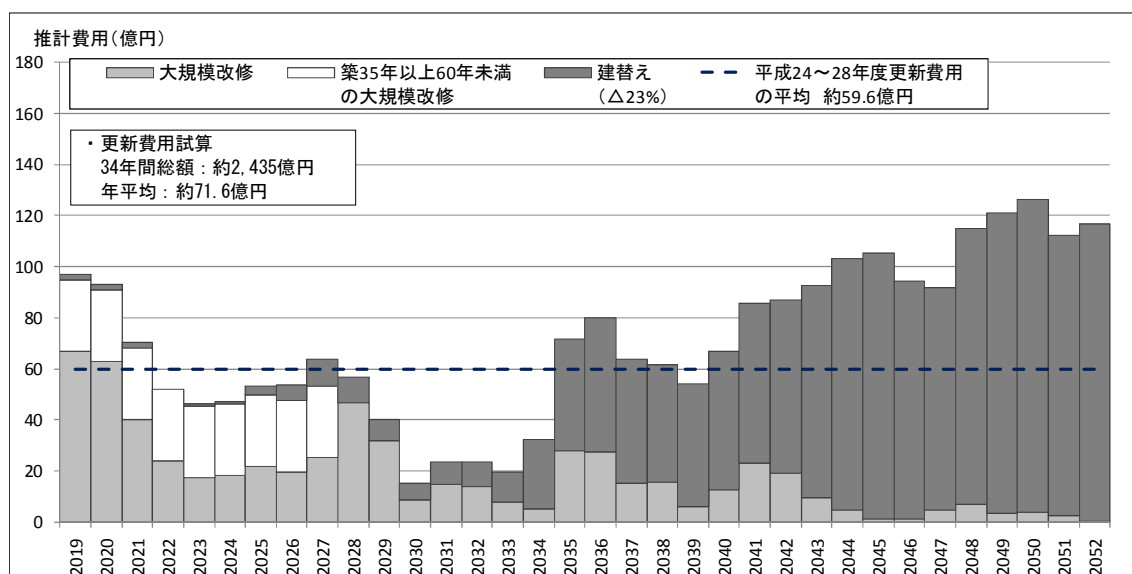
今後、人口減少が進展する中、仮に現状と同規模で施設を更新した場合には、利用ニーズよりも過大な施設を保有することになると考えられます。

このため、建替えを行う場合には、今後の人口推移から見込まれる将来的な需要に合わせた規模とすることで、現状と同程度のサービス量を保ちながら、施設面積を縮減し、更新費用の削減を図ります。

【図6-1 現状面積のまま建替えを行った場合】



【図6-2 人口減少（2035年：ピーク時の△23%）に応じて面積を縮減して建替えた場合】



（２）施設整備手法の検討

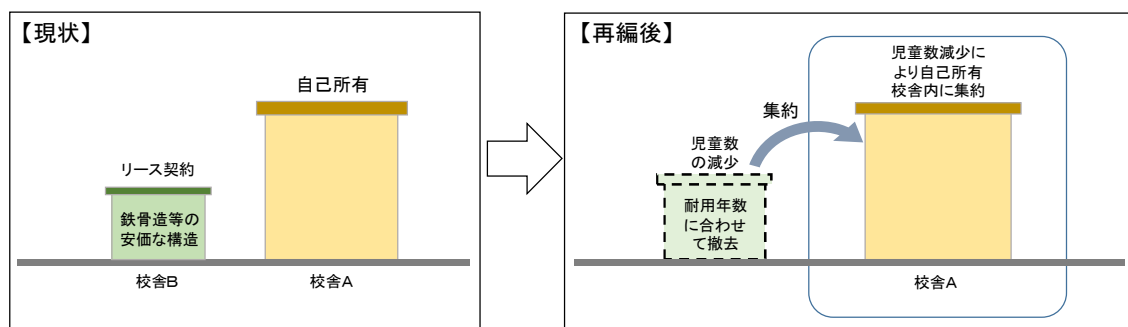
① 耐用年数を意識した施設整備

本市がこれまで設置してきた建物は、長期間の耐用年数を有するものがほとんどでしたが、近年の人口動態状況や利用ニーズの変化をみると、実際には、その施設が短期的な需要に対応すれば良いケースもあります。とは言え、短いスパンで建物の新築・解体を行うことは現実的には困難です。

このため、施設の整備にあたっては、保有ありきで考えるのではなく、需要の変化に柔軟に対応できるよう、一部をリースとするなど、他の整備手法も併せた検討を行います。

<取組みの例>

- ・大規模開発により一時的に児童数が急増した学校の校舎の一部を、耐用年数が比較的短い構造で、安価なリース契約により建築
- ⇒児童数減少のタイミングで、リース契約に基づき市に所有権が移転し、市が校舎を撤去



[リース契約により期待できる効果]

- ・需要に応じた施設の有効活用
- ・安価な施設建設費・維持管理費
- ・市が施設を所有しないことによる保有財産の効率化
- ・終期が明確

② 既存建物の活用

施設の整備手法は、新築限定ではなく、民間からの調達も含めて、既存建物の借用や再利用も整備手法の一つとして併せて検討することとします。

（３）ライフサイクルコストを意識

一般的に、建物の建築、維持管理、解体までに要する費用をライフサイクルコストと言います。

公共施設を整備する際には、建設コストやデザインも重要な要素のひとつとなりますが、施設はその後数十年にわたり使われていくため、維持管理費についても十分に検討する必要がある、併せて、施設がその役割を終えた際に、解体費用が必要となることを意識することも重要です。

このため、今後の施設整備にあたっては、ライフサイクルコストの軽減を重視した建物仕様を基本としていきます。

<着眼点>

- ・施設建設にあたり、空調、照明設備等の負荷低減に配慮した建物形状とできないか。
- ・施設建設にあたり、改修工事のしやすさに配慮した建築、設備計画とできないか。
- ・建物の部材について、コスト低減と耐久性の確保を両立した選定ができないか。
- ・維持管理費の縮減に配慮し、照明、熱交換設備等の省エネルギー化を図れないか。
- ・前記の「（１）施設更新時の整備面積の縮減による更新費用の削減」に応じて、維持管理費も縮減できないか。

（４）民間施設の利用と近隣自治体との連携

これまでの公共施設には、民間の施設・サービスが不足していた時代の牽引役としての役割がありましたが、現在は、民間にも公共が提供するものと類似のサービスが増えつつあります。

今後、公共施設更新の必要性が生じた場合には、その施設で提供しようとしている市民サービスが、行政として提供し続ける必要があるのか、また、その必要があると考えられる場合であっても、民間施設の利用や近隣自治体との相互利用等の連携により対応できないか、視野を広げて検討します。

<民間代替が考えられる施設の例>

- ・民間スポーツ施設（屋内プール 等）
- ・町内会館・自治会館（貸室機能、居場所機能 等）

2 施設維持管理費の縮減手法

(1) 委託契約等の適正化

維持管理に関する委託業務について、複数施設での包括化や仕様の統一化など、施設維持管理費そのものや関連事務費の縮減、品質の向上に繋がる取組みを検討します。

なお、委託の見直しにあたっては、市内事業者が参入しやすい事業の内容・規模となるように配慮します。

(2) 管理手法の検討

施設管理については、現状でも、直営、委託、指定管理など、様々な手法が採用されています。

まずは、現状の管理手法に課題はないか検証した上で、民間事業者からの提案も取り入れるなど、効率的な維持管理に向けて、様々な手法を検討します。

3 新たな収入の創出

施設をより良い状態で維持していくためには、そのための財源を着実に確保していくことが必要です。このため、これまで以上に収入を得ていく取組みを推進していきます。

(1) 施設の活用による収入創出

広告収入や Park-PFI など、施設の本来目的を損なわない範囲で様々な仕組みを取り入れ、施設の維持管理に関する財政的・事務的負担を軽減することができないか検討します。

(2) 施設の貸付・売却

保有施設の集約・統合等は、維持管理費の低減に一定の効果をもたらしますが、それだけではなく、集約・統合等により生じた空きスペースを民間や他の団体へ速やかに貸付・売却することで、新たな財源を獲得することもできます。

こうして得られた財源を活用し、施設の将来像の実現に向けた取組みを進めます。

(3) 施設使用料の見直し

本市の施設の使用料は、これまで算定方法や改定時期等について統一した基準がなく、個別施設ごとに使用料を設定してきたことで様々な差が生じています。

こうした状況を踏まえ、行政サービスとしての公共施設の必要性を考慮しつつ、公平性を確保し、今後も継続してきめ細かいサービスを提供していくために、基本的な考え方を整理した基本方針を定め、使用料の見直しを図っていきます。

(4) 補助金等の財源獲得

施設更新時には、より利便性の高い施設としていくために、新たな設備の設置や施設面積の拡張に対応していくケースも考えられます。

こうした、時代のニーズに応じた施設更新が、過大な財政負担とならないようにするために、必要な施設に対する財源の確保も重要な要素となります。

施設の更新時には、現在も施設建設時に得ている国庫補助金など、様々な財源をこれまで以上に獲得できるよう努めます。

4 縮減目標等（※詳細は資料編 116～119 頁に記載）

第1章で述べたとおり、FM戦略プランは、公共施設等総合管理計画の個別計画にあたります。このため、縮減目標は、以下のとおり公共施設等総合管理計画の計画期間を対象に目標を定めた上で、FM戦略プランの計画期間を対象とした目標を設定することとします。

（1）目標設定の期間

目標値全体を達成するための期間を公共施設等総合管理計画の計画期間である2052年までとし、この期間を概ね3等分したうちの第1期をFM戦略プランの対象期間とします。

対 象 期	期 間
第1期（FM戦略プラン）	2019～2029
第2期	2030～2041
第3期	2042～2052
全体（公共施設等総合管理計画）	2019～2052

（2）縮減目標

① 公共施設等総合管理計画期間における目標値

目標値は、公共施設等総合管理計画期間中の更新費用について、「(ア) 現行の予算で施設更新費用に充当している額の累計(2,026億円)」と「(イ) すべての施設を現在と同じ面積で更新した場合の試算額(2,906億円)」とを比較することで算出します。

・2052年までの目標値（＝縮減を目指す額・割合）

⇒(ア)－(イ)＝△880億円（更新費用の将来推計の△30％）

② FM戦略プランにおける目標値

上記①の目標値のうち、本計画の対象期間で縮減を目指す値は、以下のとおりとします。

FM戦略プランにおける縮減目標

対象期間	目 標 値	
	金 額	割 合
2019～2029	△175億円	更新費用の将来推計の△6％

※目標値は、(財)地域総合整備財団が開発した公共施設更新費用試算ソフトを活用して試算した更新費用推計から算出したものです。

③ 維持管理費の取扱い

更新費用の将来推計は、施設面積が現状と同じ面積で推移する前提で算定しているため、施設の維持管理費の将来推計も現状と同程度で推移することとなります。

このため、維持管理費用は、縮減目標の算出には含めないこととします。

(3) 目標値の達成手法

前記(2)の目標値について、以下の手法により達成を目指します。

① 人口規模に応じた建替え面積とすることによる縮減

現状どおりの面積による建替えではなく、今後の人口減少割合に応じた面積で建替えることにより、更新費用を縮減します。

② その他の手法による縮減

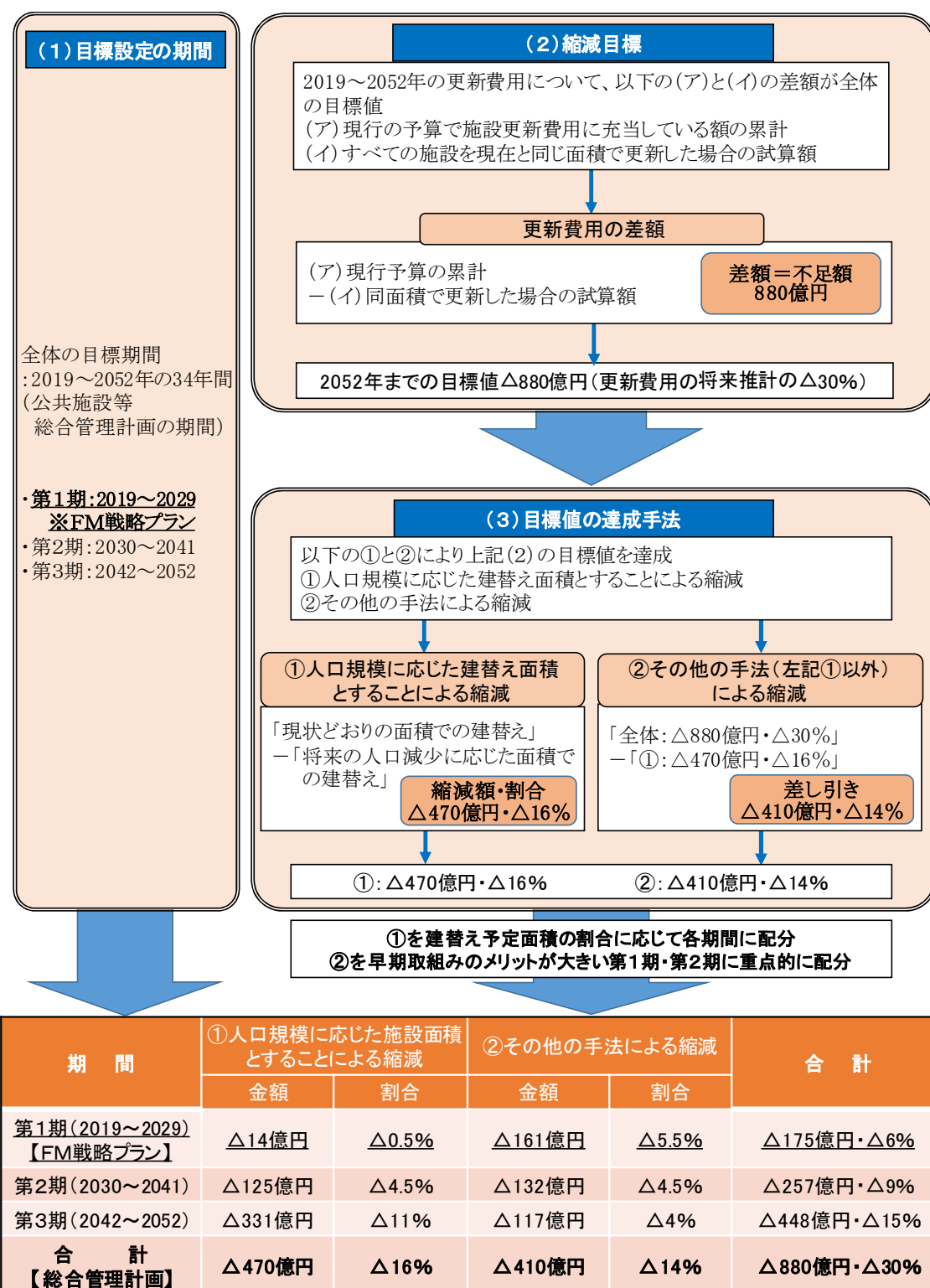
施設の維持管理費縮減、施設の集約・複合化、施設使用料の見直し、公民連携など、第7章に位置付けた取組みにより、施設関連収支の改善を図ります。

<第6章 まとめ>

公共施設のコストに関する様々な取組み手法の中から、更新・再編や維持管理に要する費用の収支改善を図るため、計画期間中に取り組む具体的な手法を整理しました。

こうした手法により取り組むことで、対象期間中の縮減目標（更新費用推計の175億円・6%の減）の達成を目指します。

【図6-3 縮減目標の算出方法イメージ】



第7章 計画期間中に実施する具体的な取組み

施設の将来像の実現に向けては、第5章で示した基本方針や第6章で示した縮減手法に基づき、更新・再編等を進める必要があります。

本章では、計画期間中に実施する具体的な取組みを示します。

1 優先的に取り組む対象施設の選定方法

施設の更新・再編を実施するにあたっては、第1章の「公共施設検討の視点」および第5章の6つの「基本方針」に基づいて取組みを進めます。

また、その具体的な取組みを選定する際には、以下の項目のいずれかに該当するものを優先的に取り組む対象施設とすることを原則とします。

なお、複数項目に該当するものや、(1)の安全性に課題があるケースについては、特に優先して取り組む対象施設とします。

(1) 耐震性がないなど、施設の安全性や老朽度に課題がある

現在の耐震基準より前の基準で建設された施設は、十分な耐震性がないことが予想され、平成30年時点で、建築後35年以上が経過していることから老朽化も進んでいます。

また、耐震性に問題がない場合でも、施設の点検状況等から老朽化が進んでいると判断された施設について、更新・再編の必要性を検討します。

(2) 市民のニーズと市の供給のバランスがかい離している

施設の予約方法や予約時間単位の見直し、貸室の多用途化など、ソフト面で様々な対応を図ってもなお、利用率が著しく低い施設は、再編の必要性を検討します。

(3) 周辺で再開発案件があるなど公共施設への影響が予想される

庁内関係部局との連携により公共施設に影響のある案件の把握を図り、周辺の公共施設を含めた再編等の可能性を検討します。

2 対象施設における具体的な取組みの推進

第6章の縮減目標値を達成しながら第3章「公共施設の将来像」を実現するため、以下の取組みを進めます。

(1) FM戦略プランの方針を早期に発揮させるための取組み

※以下10項目の取組みのうち、①～⑥は、施設の更新・再編を伴う取組みになります。

① 地域コミュニティの拠点づくり

多様な世代の地域住民が、集い、交流できる「居場所機能（個人が予約なしで自由に訪れることができるスペース等）」を、当該地域の拠点となっている施設に設けることについて検討します。

◆取組み内容

以下の施設が持つ主な機能である「居場所機能」を、学校やコミュニティセンターなど、各施設が位置している地域の核となる施設へ移転し、地域コミュニティの活性化につながる拠点にします。

特に学校での拠点づくりについては、学校の適正規模・適正配置の検討と連携して進めます。

- ・ 青少年の家
- ・ 老人福祉センター・老人憩いの家

② 老朽化施設に対する安全確保の取組み

旧耐震基準で整備された施設を中心に、安全確保に向けた対応を図ります。

◆取組み内容

ア 上記①の取組みにより居場所機能を移転した後、旧耐震基準の時代（昭和56年以前）に整備された以下の建物は、順次廃止します。

- ・ 青少年の家 8施設（追浜、本公郷、衣笠、森崎、浦賀、鴨居、久里浜、大楠）
- ・ 老人福祉センター2施設（船越、秋谷）

イ 法定耐用年数を超え、老朽化が著しい以下の施設について、入居者の移転を促進し、建物を順次廃止します。

- ・ 市営住宅 4施設（田浦月見台、長浦、大津、池の谷戸）

③ 施設の集約・複合化に向けた取組み

施設の移転・更新を行う際には、他施設との集約・複合化によって面積縮減を図り、より効率的で利便性の高い施設としていくことを原則とします。

④ 民間との協働による取組みの推進

P F I 手法のように制度化された公民連携はもちろん、民間施設の活用や民間団体との協力関係構築など、費用を抑えつつ良質な公共サービスを提供することが期待できる民間との協働について、その可能性を積極的に検討します。

◆取組み内容

ア 「PPP/PFI 手法の導入に関する優先的検討方針」に基づき、検討段階から情報を公開するなど、民間事業者との対話により、公共施設が持つポテンシャルを最少費用で最大限発揮できないか検討を行います。

イ 民間施設と提供サービスが類似している施設の状況について調査するとともに、類似サービス提供のために行政として施設を保持することの必要性を検討します。

- ・逸見保育園の民営化の推進

⑤ 適正な施設保全の推進

施設の保全に関する計画を策定し、長寿命化に向けた取組みを計画的に行います。

◆取組み内容

平成 31 年度末までに、長寿命化に必要な建物の保全の方針や、大規模改修の予定などが記載された「(仮称) 公共施設保全計画」を策定します。

⑥ 小・中学校の適正規模・適正配置の取組み

本市には、小学校 46 校、中学校 23 校の合計 69 校の市立小・中学校があり、床面積で見ると、公共施設全体の約 4 割を占めています。

今後、児童数が少なくなる学校や、通学距離が長い学校等について適正規模・適正配置を進めるため、具体的な検討地域や時期を定めた「実施計画」を策定します。

策定した「実施計画」に基づき、学校関係者や保護者、地域の方々が構成する「地域別小中学校適正規模・配置検討協議会」を設置し、通学区域の見直しや統廃合などの方策を検討します。

⑦ 施設使用料等の見直し

将来の公共施設の適正な管理と安定的な運用に向けて、施設使用料等のあり方を見直します。

◆取組み内容

- ア 行政サービスとしての公共施設の必要性を考慮しつつ、公平性を確保し、今後も継続してきめ細かいサービスを提供していくために、基本的な考え方を整理した「公の施設に関する基本方針」を策定します。
- イ 基本方針の考え方に基づき使用料を試算し、その結果を基に近隣自治体や民間施設との比較等の各種調整を行い、使用料を決定します。

⑧ 維持管理費縮減の取組み

維持管理費の縮減に向けて、維持管理手法や委託方法の見直しの他、施設のあり方についても検討します。

◆取組み内容

- ア 現在の施設の維持管理手法や委託の際には、その契約内容について全庁的な調査を行って、包括委託など、新たな手法により効率化が図れないか検討を行います。
- イ 施設の更新にあたっては、維持管理費縮減に大きな効果をもたらす集約・複合化を検討することを原則とします。

⑨ 利用率向上のための取組み

利用率向上を図るため、市民にとって利便性の高い施設となるように、ソフト・ハードの双方から取組みを進めます。

◆取組み内容

- ア 予約方法や予約時間単位の見直し、貸室の多用途化等を検討します。
- イ 上記アの対応を図ってもなお、利用率が著しく低い施設については、集約・統合の必要性について検討します。

⑩ 未利用施設の速やかな資産活用

前記までの取組みに伴い、他の行政目的での利活用が見込まれないと判断された施設については、速やかに売却・貸付を行うことや、サウンディング調査※を行い、新たな活用方法を民間事業者から募ることなど、資産としての活用を積極的に進めます。

※《用語解説》サウンディング調査

市有地・建物等の活用方法を検討している早い段階で、公募により民間事業者から広く提案を求め、直接対話を行うことで、当該案件に対する市場性の有無や活用アイデアを把握する調査のこと

(2) 横須賀再興プランに位置付けられている取組み

① (仮称) 中央こども園の整備

上町保育園と鶴が丘保育園を統合の上、子育て支援機能を持つ拠点施設として、(仮称) 中央こども園を整備します。

② スクールコミュニティの推進

子どもから高齢者まで様々な世代が交流できる仕組みとして、小学校等の学校施設内に地域コミュニティ機能を集約するなど、地域のコミュニティ拠点を整備します。

③ 市街地再開発事業における公共施設の参画

中心市街地や拠点市街地の活性化、防災性の向上、都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業への支援を行います。

※ 以上のほか、プランに位置付けが無い取組みについても、実施可能な取組みについては早期に取り組みます。

【具体的な取組みと該当する「基本方針」】

＜基本方針＞

- 1 地域コミュニティの再生に寄与する拠点づくりを推進する
- 2 複合化等により、機能を充実させながら施設総量の適正化を図る
- 3 民間との協働による取組みを推進する
- 4 市民協働により計画を推進する
- 5 ライフサイクルコストの縮減を図る
- 6 使用料の見直しや施設の売却・貸付等により財源の確保を図る

	具体的な取組み	基本方針					
		1	2	3	4	5	6
早期に発揮させるための取組み (1) FM戦略プランの方針を	① 地域コミュニティの拠点づくり	○	○		○	○	
	② 老朽化施設に対する安全確保の取組み			○	○	○	○
	③ 施設の集約・複合化に向けた取組み		○		○	○	
	④ 民間との協働による取組みの推進			○			
	⑤ 適正な施設保全の推進					○	
	⑥ 小・中学校の適正規模・適正配置の取組み	○	○	○	○	○	
	⑦ 施設使用料等の見直し				○		○
	⑧ 維持管理費縮減の取組み					○	
	⑨ 利用率向上のための取組み		○		○	○	○
	⑩ 未利用施設の速やかな資産活用				○		○
プランでの取組み (2) 横須賀再興	① (仮称) 中央こども園の整備		○	○	○	○	○
	② スクールコミュニティの推進	○	○	○	○	○	
	③ 市街地再開発事業における公共施設の参画		○	○	○	○	○

＜第7章 まとめ＞

第5章で示した基本方針や第6章で示した縮減手法に基づき、計画期間中に実施する具体的な取組みとして、地域コミュニティの拠点づくりや施設の集約・複合化など、13項目の取組みを位置付けました。

これらの取組みにより、施設の縮減等を図りつつも、機能を維持しながら効率的で利便性の高い施設の実現を目指していきます。

第8章 FM戦略プランの推進手順・進捗管理

これまで示してきた考え方や手法に基づき、具体的な取組みを進めていきます。

本章では、計画期間中に実施する様々な取組みの推進に向けた手順や、計画の進捗管理の基本的な考え方について示します。

1 再編・更新の推進手順

再編等を具体的に進めるには、行政のみではなく、地域住民等との協働で取り組むことが必要なため、下記を基本として、取組み内容に応じて進めます。

(1) 再編の推進手順

- ① 第3章の将来像等に基づき、地域単位や機能単位など、一体的に検討していくことが適当と思われる施設のグルーピングを設定します。

<グルーピングの考え方>

グルーピングの候補とする施設は、第7章の「1 優先的に取り組む対象施設の選定方法」に該当する施設を軸とした上で、施設が持つ機能の性格に応じて、一定のエリア（全市エリア、大エリア、中エリア 等）に区切って設定することとします。

- ② グルーピングした施設を対象に、市民の意見を聴取して検討を進めます。

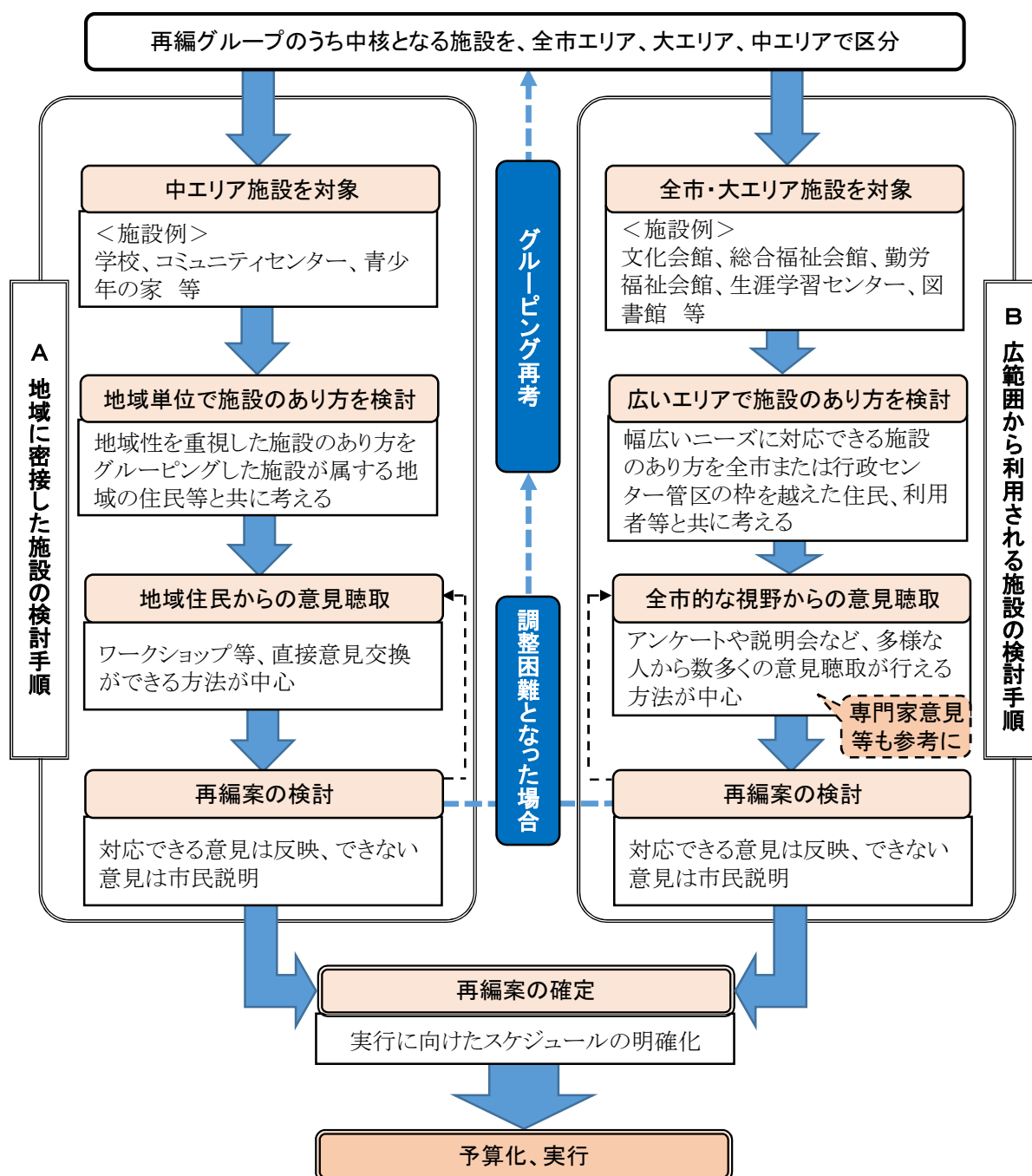
<意見聴取方法の考え方>

上記①で行ったグルーピングに応じて、地域単位で施設のあり方を考えるのか、より広範囲で施設のあり方を考えるのか、市民意見の聴取方法も変えていく必要があります。

また、グルーピングの対象によっては、複数の意見聴取方法を組み合わせることも考えられます。

さらに、市民から意見を聴取する際には、再編の対象となっている施設の将来像はもちろん、再編後の跡地の考え方についても共有していく必要があります。

【図 8 - 1 再編実行に向けた手順のイメージ】



(2) 更新の検討手順

更新の検討手順については、構造別の築年数を基本としますが、点検結果等から見た老朽度等も踏まえて、別途定める「(仮称) 公共施設保全計画」に基づき、更新順序を定めていきます。

2 推進体制

F M戦略プランの推進は、庁内に以下の組織を設置し、検討を行います。

(1) 公共施設マネジメント戦略会議の設置

公共施設の更新・再編・長寿命化対策等の重要事項については、市長を委員長とし、部局長級の職員を構成員とする「公共施設マネジメント戦略会議」において検討を行います。

(2) 検討部会の設置

個々の再編に関する検討は、公共施設マネジメント戦略会議の下に検討部会を設置して取り組みます。

なお、検討部会における検討状況は、公共施設マネジメント戦略会議に報告することとします。

3 進捗管理

FM戦略プランは、PDCAサイクル（計画策定、実行、達成状況の評価、見直し）によりの確に進捗管理を行います。

（１）進捗状況の報告・評価

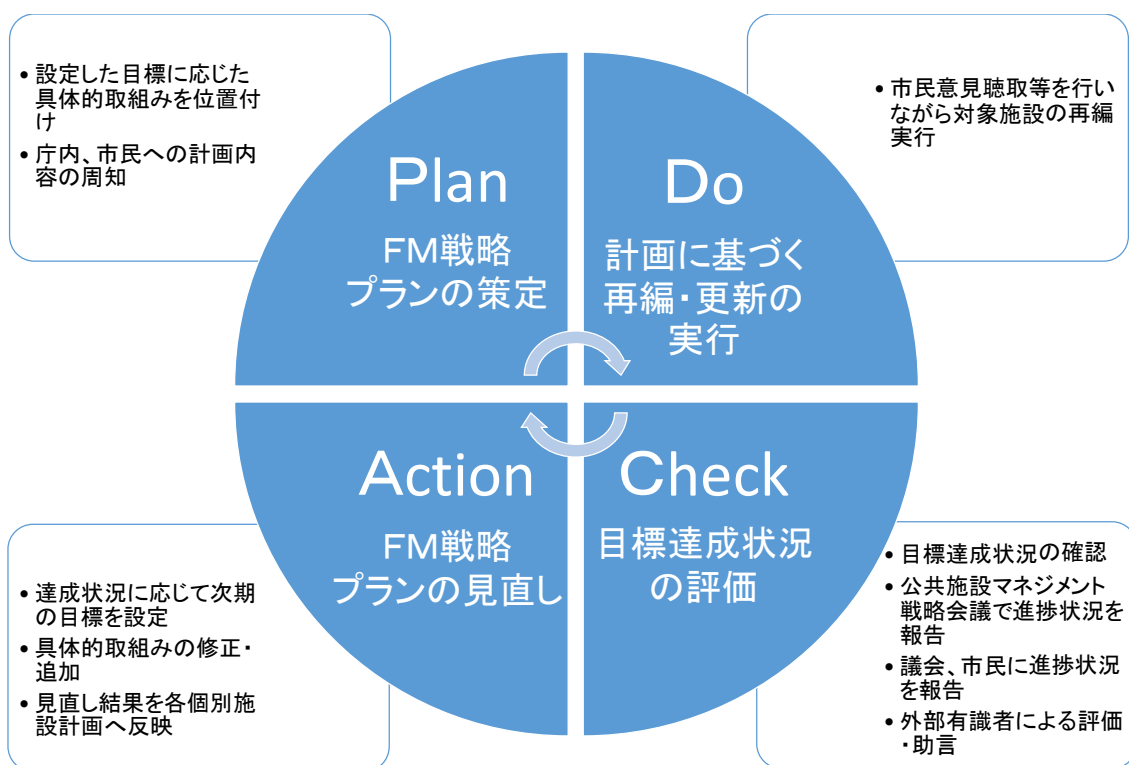
進捗状況の報告・評価は、公共施設マネジメント戦略会議において行います。

なお、評価結果は、市議会に報告するとともに、ホームページや広報紙を通じて、市民の皆様にお知らせします。

また、進捗状況については、継続的・計画的に行政改革を進めるための具体的な取組みを示した計画である「行政改革プラン」に本計画を位置付け、進捗管理や見直しを行います。

さらに、必要に応じて、外部有識者や市民等に進捗状況を報告するとともに、その後の取組み・見直しに対する助言を得ていきます。

【図 8－2 FM戦略プラン全期間中の進捗管理のイメージ】

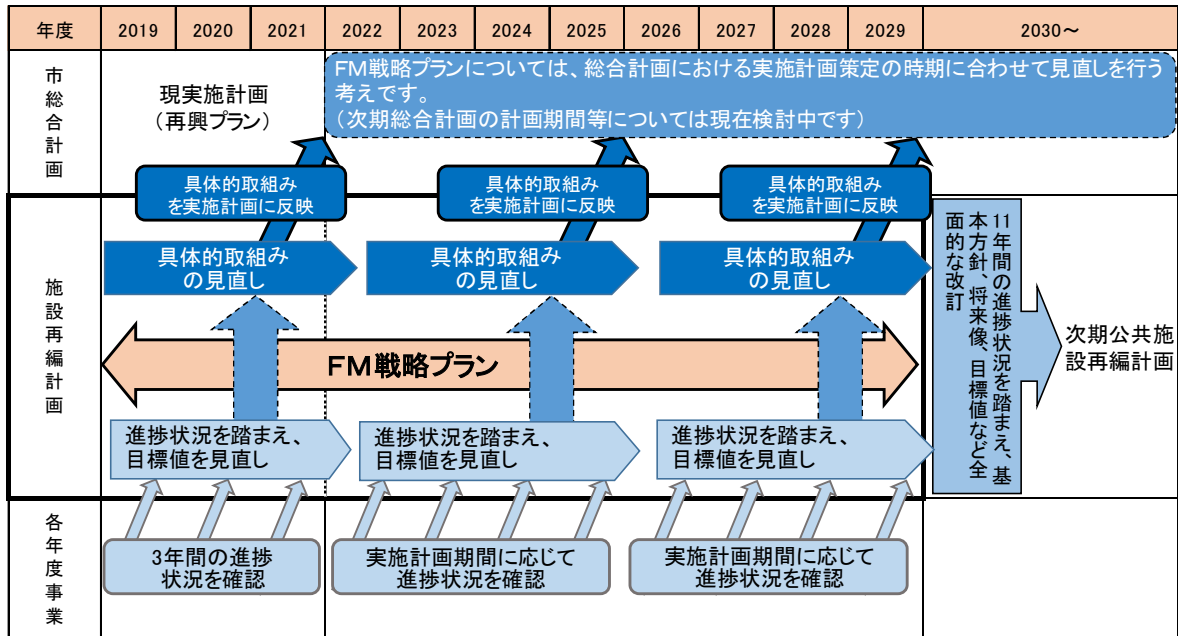


（２）定期的な見直し

進捗状況の報告・評価を受けて、目標設定を見直し、目標に応じて具体的な取組みの修正や追加を行います。

なお、具体的取組みとして新たに位置付けたものは、次期の実施計画に反映することとします。

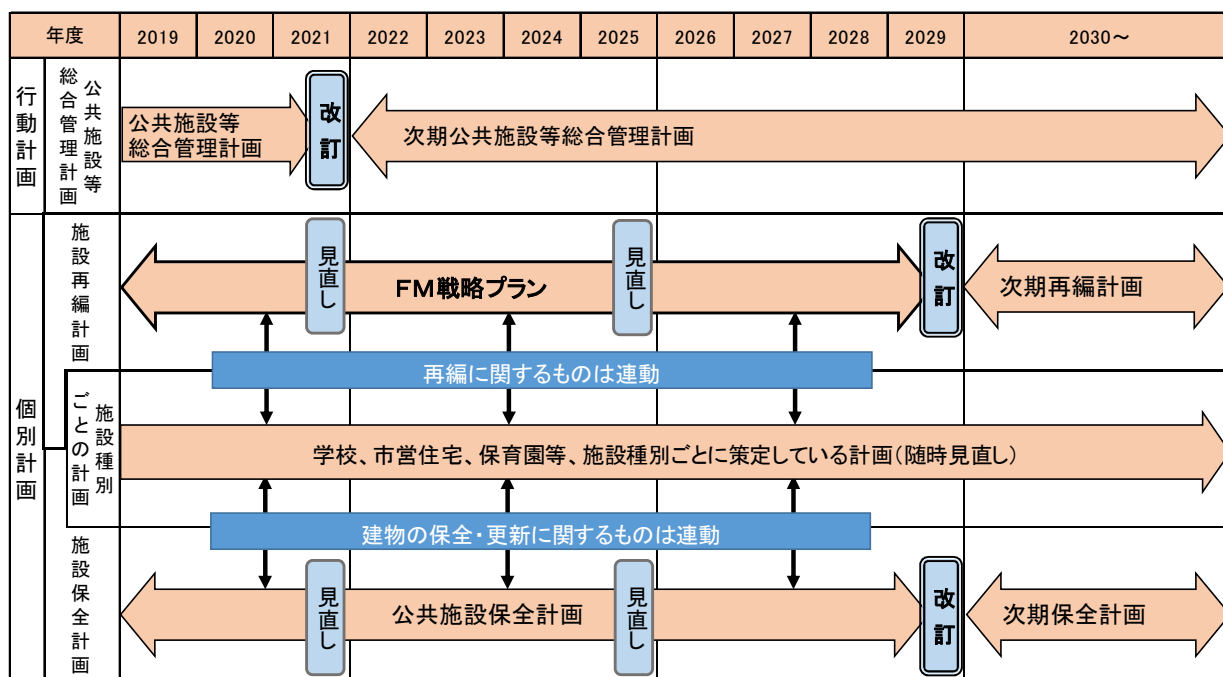
【図８－３ FM戦略プランの見直し手順イメージ】



(3) 関連する計画との整合

見直し等の実施にあたっては、行動計画である「公共施設等総合管理計画」やFM戦略プランと同様に個別計画の一部である「(仮称) 公共施設保全計画」(6頁【図1-3】参照)など、公共施設マネジメントに関連する他の計画との整合を図ることとします。

【図8-4 FM戦略プランと公共施設に関連する他計画との関係】



<第8章 まとめ>

この計画を着実に推進するためには、推進手順や進捗管理について一定のルールを定めておくことが重要です。

再編・更新の推進にあたっては、複数の施設を一体的に検討していくこと、進捗管理については、PDCAサイクルにより行い、定期的に見直しを行うことなど、本章で定めたルールにより、本計画の取組みを着実に推進していきます。

資料編

目 次

1	計画策定の経過	96
(1)	横須賀市FM戦略プラン検討委員会	96
(2)	FM戦略プランの策定に関する市議会特別委員会	103
(3)	公共施設マネジメント戦略会議	109
(4)	FM戦略プラン検討部会	113
2	計画策定に関する市民参加	115
◎	パブリック・コメント手続の実施結果	115
3	FM戦略プラン補足説明	116
◎	縮減目標の算出根拠	116

1 計画策定の経過

(1) 横須賀市FM戦略プラン検討委員会

① 設置目的

本市が所有する公共施設（建物に限る。）の更新および再編について、その方向性を定める横須賀市FM戦略プランの策定に関し、市長の諮問に応ずるため、地方自治法に基づく附属機関として設置する。

② 委員名簿【敬称略・50音順】

役 職	氏 名	所 属 等
委員長	鈴木 伸治	横浜市立大学大学院 都市社会文化研究科教授
委員長 職務代理者	倉斗 綾子	千葉工業大学創造工学部 デザイン科学科准教授
委 員	安部 俊一	横須賀市連合町内会幹事 (よこすか海辺ニュータウン連合自治会長)
〃	岡田 祐之	横須賀市立小学校長会 (長井小学校長)
〃	岡本 久美子	横須賀市行政改革推進委員
〃	田中 清美	公募による委員
〃	西尾 真治	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 公共経営・地域政策部 主任研究員
〃	橋本 強	公募による委員

③ 検討経過

開催回	日 程	議 題
第 1 回	平成 30 年 7 月 30 日(月)	◎諮問 ◎FM戦略プランについて ・第 1 章 計画策定の目的 ・第 2 章 公共施設の現状 ・第 3 章 FM戦略プラン推進の基本的な考え方 ・第 4 章 施設の将来像
第 2 回	平成 30 年 10 月 12 日(金)	◎公共施設現地視察 ◎FM戦略プランについて ・第 4 章 施設の将来像 ・第 5 章 公共施設の更新・再編の手法 ・第 6 章 公共施設の維持・更新費用の縮減および収入の創出
第 3 回	平成 30 年 11 月 22 日(木)	◎FM戦略プランについて ・第 6 章 公共施設の維持・更新費用の縮減および収入の創出 ・第 7 章 計画期間中に実施する具体的な取組み ・第 8 章 FM戦略プランの推進手順・進捗管理 ・資料編
第 4 回	平成 31 年 1 月 29 日(火)	◎FM戦略プランについて ・第 1 章 計画策定の目的 ・第 2 章 公共施設の現状 ・第 3 章 公共施設の将来像 ・第 4 章 公共施設の更新・再編の手法 ・第 5 章 FM戦略プラン推進の基本的な考え方 ・第 6 章 公共施設の維持・更新費用の縮減および収入の創出 ・第 7 章 計画期間中に実施する具体的な取組み ・第 8 章 FM戦略プランの推進手順・進捗管理 ・資料編 ◎副題（サブタイトル）について
—	平成 31 年 2 月 1 日(金)	◎答申

④ 諮問

横財F 第9号

平成30年（2018年）7月30日

横須賀市FM戦略プラン検討委員会委員長 様

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市FM戦略プランについて（諮問）

本市が所有する公共施設の更新及び再編について定める計画である「横須賀市FM戦略プラン」の策定について、横須賀市FM戦略プラン検討委員会条例第1条の規定により、ご審議の上、ご答申いただきますようお願いいたします。

⑤ 答申

平成 31 年（2019 年） 2 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明 様

横須賀市 F M 戦略プラン検討委員会
委 員 長 鈴 木 伸 治

横須賀市 F M 戦略プランについて（答申）

平成 30 年（2018 年） 7 月 30 日付け横財 F 第 9 号で諮問があった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 横須賀市 F M 戦略プランについて

別冊のとおりとします。

2 計画に関する意見

（1）計画のあり方について

今後も人口減少の進展が見込まれる中、横須賀市の公共施設が置かれている状況は、大変厳しいものだと思います。これまでどおりの考え方では、施設更新費用等、公共施設に関する財源を将来的に確保できなくなることが想定されます。こうした背景について庁内外問わず共有を図り、早急かつ着実に、公共施設の再編を進めてください。

なお、公共施設は、まちを構成する大きな要素でもあります。財政面から施設のあり方を検討していくことは必要なことですが、これからも横須賀市の魅力をよりいっそう高めるために、施設の再編等にあたっては、まちづくりの視点も欠かすことのないようにご留意ください。

（2）計画の推進にあたって

市民利用あつての公共施設であることから、計画の推進にあたっては、市民の声を聴き、協力も得る等、市民と一体となって取り組むことが重要です。

折しも、横須賀市は、中長期的な視点で目指すべき姿のひとつとして、「個性ある地域コミュニティのある都市」を掲げています。また、地域には、自ら美化活動に取り組む団体など、まちづくりに高い関心を持つ市民が多数います。

公共施設の再編、特に、地域に密着した施設の再編にあたっては、そういった市民とともに、公共施設が地域の財産として、有意義な場所となるように、熟考を重ねてください。

（３）計画の進捗状況等について

当計画の進捗状況の評価にあたり、外部有識者等の視点を入れる旨を明記しました。

当計画で掲げた縮減目標の達成は、決して容易なものではありません。目標に向かって着実に進めていくためには、計画の内容について市民と共有を図るとともに、進行管理に第三者が関わることを重要だと考えます。

計画は、策定して終わりではありません。むしろ、策定してからが本番ですので、進捗管理や取組み状況の情報公開を的確に行い、常に評価・見直しをしながら計画を推進してください。

（４）多様なニーズへの対応について

生活様式の多様化に伴い、公共施設に対するニーズも多様化が進んでいます。公共施設は、市民のニーズに応じて整備されてきたため、ニーズが変われば施設のあり方も見直していかなければなりません。

今後さらに人口減少の進展が予測されていますが、そういった中であっても、例えば、共働き世帯の割合や単身世帯の割合が増加しているといったことが生じています。

今後の公共施設のあり方を具体的に検討する際には、あらたな市民ニーズを的確に捉え、柔軟に対応してください。

⑥ 横須賀市FM戦略プラン検討委員会条例

平成30年3月29日

条例第4号

横須賀市FM戦略プラン検討委員会条例をここに公布する。

横須賀市FM戦略プラン検討委員会条例

(設置)

第1条 本市が所有する公共施設(建物(小規模なもの及び上下水道事業の用に供するものを除く。))に限る。)の更新及び再編について定める横須賀市FM戦略プランの策定に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市FM戦略プラン検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 専門的知識を有する者
- (4) 小学校の校長
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(2) FM戦略プランの策定に関する市議会特別委員会

① 名称

FM戦略プラン審査特別委員会

② 開催日程

開催回	日 程	審 査 事 項 等
第1回	平成30年 2月16日(金)	◎特別委員会正・副委員長の選任について
第2回	平成30年 3月5日(月)	◎FM戦略プランについて 別冊 横須賀市FM戦略プラン(骨子素案) 【平成30年(2018年)3月5日版】
第3回	平成30年 5月18日(金)	◎FM戦略プランについて 別冊 横須賀市FM戦略プラン(骨子素案) 【平成30年(2018年)5月18日版】
第4回	平成30年 6月7日(木)	◎請願意見陳述の許否について
第5回	平成30年 6月18日(月)	◎FM戦略プランについて 別冊 横須賀市FM戦略プラン(骨子素案) 【平成30年(2018年)6月18日版】 ◎特別委員会における資料要求について
—	平成30年 7月23日(月)	◎資料提供① ・横須賀市FM戦略プラン(骨子案) 【平成30年(2018年)7月30日版】 ・その他資料
第6回	平成30年 9月11日(火)	◎FM戦略プラン検討委員会意見への対応について 別冊 横須賀市FM戦略プラン(骨子案) 【平成30年(2018年)9月11日版】
—	平成30年 10月9日(火)	◎資料提供② ・横須賀市FM戦略プラン(骨子案) 【平成30年(2018年)10月12日版】 ・その他資料

開催回	日 程	審 査 事 項 等
第 7 回	平成 30 年 11 月 6 日 (火)	◎F M戦略プラン検討委員会意見への対応について 別冊 横須賀市F M戦略プラン（骨子案） 【平成 30 年（2018 年）11 月 6 日版】
—	平成 30 年 11 月 21 日 (水)	◎資料提供③ ・横須賀市F M戦略プラン（骨子案） 【市議会意見・事務局提案対応版】 ・その他資料
第 8 回	平成 30 年 12 月 10 日 (月)	◎F M戦略プラン検討委員会意見への対応について 別冊 横須賀市F M戦略プラン（骨子案） 【平成 30 年（2018 年）12 月 10 日版】
—	平成 31 年 1 月 22 日 (火)	◎資料提供④ ・横須賀市F M戦略プラン（答申案） 【平成 31 年（2019 年）1 月 29 日版】 ・その他資料
第 9 回	平成 31 年 2 月 15 日 (金)	◎F M戦略プランの答申について 別冊 1 横須賀市F M戦略プラン答申 (参考) 別冊 2 公共施設点検マニュアル
第 10 回	平成 31 年 3 月 4 日 (月)	◎F M戦略プラン審査特別委員会最終報告について
—	平成 31 年 3 月 27 日 (水)	◎F M戦略プラン審査特別委員会からの最終審査報告

③ 最終審査報告

平成 31 年(2019 年) 3 月 4 日

横須賀市議会議長 田 辺 昭 人 様

F M戦略プラン審査特別委員長 西 郷 宗 範

F M戦略プラン審査特別委員会最終審査報告書

本委員会に付託された付議事件について、本日をもって審査を終了し、下記のとおり提言することに決定しましたので、委員会規則第19条の規定により報告します。

記

これまで本市は、人口の増加などに応じて多くの公共施設を整備してきた。これら公共施設の多くが建築後30年以上経過しており、今後、老朽化に伴う建てかえや改修などに多額の費用が必要である。しかしながら、人口減少や少子高齢化に伴い、税収の増加が見込めず、一方社会保障費などの歳出は増加しており、公共施設更新における将来負担の大きさが課題となっている。このまま何も対策を講じなければ、建てかえはもとより、改

修をしながら維持することさえ困難となることが予想される。

そのため、本市は、建築物を長寿命化するなど、現在あるストックを有効に活用、そして効率的に運用し、施設に係るコストを低減させていく必要がある。また、公共施設を「ハコ」として捉えるだけではなく、施設の「機能」という視点に着目し、これが、社会状況に応じた市民ニーズに即しているかサービスの量は適正であるかなど、これらを整理することが求められる。そして、本市の特性を生かしたまちづくりの考え方を踏まえた上で、柔軟な発想で施設を集約・複合化するなどして、必要な機能を備えた施設を整備することで、市民の利便性を高め、無駄のない公共サービスを提供しなければならない。

よって、FM戦略プランの策定及び同プランに基づく事業の実施に当たっては、本委員会からの提言として、次の事項に留意されたい。

- 1 同プラン策定の趣旨について、多くの市民理解が得られるよう、同プランの内容・表記はわかりやすく親しみやすいものとするよう努められたい。
- 2 施設面積縮減に向けて公共施設を集約・複合化する際は、機能を充実させることで、市民サービスの量と質を確保されたい。
- 3 新たな施設建設に当たっては、ライフサイクルコストを踏まえ、多様な目的・機能に対応できるよう、建てかえ・改修のしやすさに配慮し

た建築、設備計画とするよう努められたい。

- 4 施設の運用に当たっては、現状の行政目的としている機能にとらわれず、多様な市民ニーズに対応できるよう努められたい。
- 5 民間や近隣自治体の施設整備状況も踏まえ、公民連携はもとより、他自治体との公公連携など広域的視点も考慮しながら、施設配置・機能分担を柔軟に検討されたい。
- 6 売却・貸し出しの見込みがない未利用施設の資産活用については、民間事業者の提案を取り入れ、活用するよう努められたい。
- 7 施設の利用状況を鑑み、適正な施設使用料の基準を設定し、公平性を確保した受益者負担を図られたい。
- 8 施設の空きスペースの活用やリノベーション等も含めた、同プランの考え方を反映したモデルとなる事業に速やかに取り組むよう努められたい。
- 9 施設維持管理については、速やかに老朽化等の状況を把握されたい。また、維持管理に関する委託業務の包括的契約も含め、効率的な管理と経費削減に努められたい。
- 10 同プランと、公共施設等総合管理計画や施設ごとの個別計画を含めた各種計画との整合性を図られたい。
- 11 本市における施設面積の多くを占める小中学校は、教育的視点はもと

より地域コミュニティの拠点としての機能も踏まえ、適正規模・適正配置となるよう検討されたい。

- 12 同プランに基づき、施設ごとに具体的な取り組みを進めるに当たっては、多様な市民の意見を反映するために、その声を聴く場を設け、市民協働の視点で実施されたい。
- 13 同プランの推進に当たっては、将来のまちづくりを踏まえ、総合的・政策的な判断ができる部署を筆頭に、部局間の連携を進められたい。また市の業務遂行体制もファシリティマネジメントの一つと捉え、社会状況の変化に伴い生じる新たな市民ニーズに対応できる効率的・効果的な業務遂行のあり方を検討されたい。
- 14 同プランの進捗管理に当たっては、外部有識者等の第三者の視点を取り入れるとともに、適時適切な情報公開に努められたい。

付 記

本報告に当たって、施設利用における受益者負担については、現時点で同負担の考え方が多くの市民に浸透していなく、そのあり方に関し、さらなる検討の必要がある旨の少数意見（日本共産党）もあった。

(3) 公共施設マネジメント戦略会議

① 設置目的

公共施設（道路、上下水道施設その他の社会基盤施設を含む。）の更新・再編、長寿命化対策等の重要事項を検討するため

② 構成員

- ・市長（委員長）
- ・副市長（副委員長）
- ・上下水道局長
- ・教育長
- ・全部局長

③ 開催状況

・平成 29 年度

開催回	日 程	議 題
第 1 回	平成 29 年 11 月 13 日(月)	◎ファシリティマネジメントの推進方針について ◎追浜駅前地区再開発公共施設検討部会の設置について
第 2 回	平成 30 年 2 月 8 日(木)	◎FM戦略プラン（骨子素案）について

・平成 30 年度

開催回	日 程	議 題
第 1 回	平成 30 年 4 月 24 日 (火)	◎FM戦略プランについて ◎公共施設の安全確保について
第 2 回	平成 30 年 5 月 24 日 (木)	◎FM戦略プランについて ◎公有未利用地等活用検討部会の設置について
第 3 回	平成 30 年 6 月 19 日 (火)	◎FM戦略プランについて
第 4 回	平成 30 年 8 月 20 日 (月)	◎FM戦略プランについて
第 5 回	平成 30 年 9 月 21 日 (金)	◎FM戦略プランについて
第 6 回	平成 30 年 10 月 24 日 (水)	◎FM戦略プランについて ◎消防局庁舎 1 階「あんしんかん」閉館後の利活用（案）について
第 7 回	平成 30 年 11 月 21 日 (水)	◎FM戦略プランについて
第 8 回	平成 30 年 12 月 18 日 (火)	◎FM戦略プランについて
第 9 回	平成 31 年 1 月 16 日 (水)	◎FM戦略プランについて
第 10 回	平成 31 年 2 月 8 日 (金)	◎FM戦略プランの答申について ◎「公共施設点検マニュアル」及び「公共施設保全システム」について
第 11 回	平成 31 年 3 月 27 日 (水)	◎FM戦略プラン（案）について ◎公共施設マネジメント戦略会議の見直しについて

④ 公共施設マネジメント戦略会議設置規程

平成29年11月1日

訓令甲第13号

改正 平成30年3月30日訓令甲第2号

公共施設マネジメント戦略会議設置規程を次のように定める。

公共施設マネジメント戦略会議設置規程

(設置)

第1条 公共施設(道路、上下水道施設その他の社会基盤施設を含む。)の更新、再編、長寿命化対策等の重要事項を検討するため、庁内に公共施設マネジメント戦略会議(以下「戦略会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 戦略会議は、別表に掲げる職員を委員として組織する。

(委員長等)

第3条 戦略会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は市長をもって充て、副委員長は副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副市長事務分担規則(平成29年横須賀市規則第63号)の規定により当該公共施設マネジメントに係る事務を担当する副市長である副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 戦略会議の会議は、委員長が招集する。

2 戦略会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 戦略会議に専門的な事項を検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、専門部会において検討した事項を戦略会議に報告しなければならない。

4 前2項に規定するもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第6条 戦略会議の庶務は、財政部FM推進課において行う。

(平30訓令甲2・一部改正)

(その他の事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令達の日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 公共施設適正化推進本部設置規程(平成27年訓令甲第4号)は、廃止する。

附 則(平成30年3月30日訓令甲第2号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(平30訓令甲2・一部改正)

市長 副市長 上下水道局長 教育長 市長室長 政策推進部長 総務部長 財政部長 文化スポーツ観光部長 渉外部長 税務部長 市民部長 福祉部長 健康部長 こども育成部長 環境政策部長 資源循環部長 経済部長 都市部 長 土木部長 港湾部長 上下水道局経営部長 同技術部長 消防局長 市議 会事務局長 教育委員会事務局教育総務部長 同学校教育部長 選挙管理委員 会事務局長 監査委員事務局長
--

(4) FM戦略プラン検討部会

① 設置目的

公共施設マネジメント戦略会議設置規程第5条に基づく専門部会として、公共施設の更新、再編に向けた考え方、手法等を位置づけるFM戦略プラン策定の具体的な検討を行うため。

② 構成員

以下の所属の課長級職員

部 名	課 名
政策推進部	都市政策研究所
財政部	行財政改革担当【副部会長】
	FM推進課【部会長】
市民部	地域コミュニティ支援課
福祉部	高齢福祉課
こども育成部	こども育成総務課（青少年会館）
都市部	都市計画課
教育総務部	教育政策課

③ 作業チーム

以下の所属の係長級職員を構成員とした、検討部会の実務的な作業を行う組織

部 名	課 名
政策推進部	都市政策研究所
財政部	行財政改革担当
	FM推進課
市民部	地域コミュニティ支援課
	田浦行政センター
福祉部	高齢福祉課
こども育成部	こども育成総務課（青少年会館）
都市部	都市計画課
教育総務部	教育政策課
	学校管理課

④ 開催状況

・平成 29 年度

開催回	日 程	議 題
第 1 回	平成 29 年 11 月 21 日 (火)	・ 検討方針の確認、現状分析
第 2 回※	平成 29 年 12 月 1 日 (金)	・ 基本方針、更新・再編のあり方
第 3 回※	平成 29 年 12 月 21 日 (木)	・ 各施設の将来像（施設種類別、地域別）
第 4 回	平成 30 年 1 月 11 日 (木)	・ 検討経過の整理（課長級）
第 5 回	平成 30 年 2 月 1 日 (木)	・ 検討経過の整理（市長・副市長参加）

・平成 30 年度

開催回	日 程	議 題
第 1 回	平成 30 年 4 月 4 日 (水)	・ FM戦略プラン（骨子素案）について
第 2 回※	平成 30 年 5 月 30 日 (水)	・ FM戦略プラン（骨子素案）について

※作業チーム（係長級による検討会）として開催

※当該ページは、パブリック・コメント手続実施後に、内容を追記します。
このため、下記は、記載イメージです。

2 計画策定に関する市民参加

◎ パブリック・コメント手続の実施結果

(1) 意見等の募集および資料の提供期間

平成 31 年〇月〇日 (〇) から平成 31 年〇月〇日 (〇)

(2) 提出者数と意見件数

提出者数 〇〇人 意見件数 〇〇件

(3) 項目別の意見件数

項 目	件 数
第 1 章 計画策定の目的	
1 計画の目的	〇件
2 FM戦略プランにおける施設検討の視点	—
3 計画の期間・位置付け・対象施設	—
⋮	
その他	〇件
合 計	〇〇件

(4) 意見の概要と市の考え方

No.	意見等（概要）	件数	考え方（対応）
第 1 章 計画策定の目的			
(1)		〇件	
合 計		〇件	

3 FM戦略プラン補足説明

◎ 縮減目標の算出根拠（※本編 76～78 頁関係）

（１）目標設定の期間

目標値全体を達成するための期間を公共施設等総合管理計画の計画期間である 2052 年までとし、この期間を概ね 3 等分したうちの第 1 期を FM 戦略プランの対象期間とします。

対 象 期	期 間
第 1 期【FM戦略プラン】	2019～2029
第 2 期	2030～2041
第 3 期	2042～2052
全体【公共施設等総合管理計画】	2019～2052

（２）縮減目標

目標値は、公共施設等総合管理計画期間中の更新費用について、現状予算による累計と将来推計を比較することで算出します。

なお、更新費用の将来推計は、施設面積が現状と同じ面積で推移することを前提として算出しているため、維持管理費の将来推計も現状と同程度で推移することとなります。このため、現状と将来推計が同じになる維持管理費は、縮減目標の算出に含めないこととします。

① 更新費用

公共施設等総合管理計画の計画期間における施設更新費用について、現状予算の累計とすべての施設を同規模のまま維持した場合の将来推計との関係は、以下のとおりです。

算出手法	金 額	備 考
(A) 現状予算の累計	2,026 億円	59.6 億円/年×34 年間
(B) 将来推計	2,906 億円	85.5 億円/年×34 年間
差額 (A) - (B)	△880 億円	将来推計が約 30%超過

図
3
・ 119
1 頁
参
照

② 維持管理費

上記①と同様に、施設を現状と同規模で維持し続けた場合の維持管理費は、現状予算の累計と同額として推計します。

算出手法	金 額	備 考
現状予算の累計＝将来推計	1,870 億円	55 億円/年×34 年間

図
3
・ 119
1 頁
参
照





前記①及び②から、公共施設等総合管理計画期間中（～2052 年）の目標値は、以下のとおりとします。

金 額	割 合
△880 億円	更新費用の将来推計の△30%

③ 目標値の達成手法

目標値を達成するために、以下の 2 つのアプローチにより費用縮減に取り組めます。

ア 人口減少に応じた建替え面積減による縮減・・・△470 億円（△16%）

本市の人口は、ピーク時の 1990 年（国勢調査人口）と比べ、2035 年（2052 年までの概ね中間点）には 23%減となることが見込まれています。これに合わせて、今後建替える施設の面積は、現有規模の 23%減を原則とします。

なお、この縮減を行った場合でも、一人当たりのサービス量（施設面積）は、現状と同程度に保つことができます。

更新費用推計	2,906 億円	内 建 替 え：約 2,045 億円	この 23% =470 億円 (16%)
		訳 大規模改修：約 861 億円	

イ 上記ア以外の取組みによる縮減・・・△410 億円（△14%）

2052 年までの縮減目標は、△880 億円（△30%）であるため、上記アの手法による目標値（△470 億円（△16%））を除いた分について、第 7 章の「計画期間中に実施する具体的な取組み」等によって達成を目指します。

- ・ 計画期間中に実施する具体的な取組み
施設の維持管理費縮減、施設の集約・複合化、使用料の見直し、
公民連携 等



手 法	金 額	割 合
ア 人口減少に応じた建替え面積減	△470 億円	△16%
イ 上記ア以外の取組み	△410 億円	△14%

④ 各期間の目標値

③で位置づけた取組み手法による縮減額を、以下のとおり第1期～第3期に配分します。

ア 人口減少に応じた建替え面積減による縮減

縮減される470億円・16%を第1期～第3期における建替え予定面積の割合に応じて配分すると、以下のとおりとなります。

対象期	金 額	割 合
第1期 【FM戦略プラン】	△14億円	△0.5%
第2期	△125億円	△4.5%
第3期	△331億円	△11%
合 計	△470億円	△16%

図
3
・
119
2
頁
参
照

イ 上記ア以外の取組みによる縮減

維持管理費縮減や使用料の見直しなど、累計されていく取組みについては、早期に取り組むメリットが大きいことから、第1期、第2期の比重を高くし、410億円・14%を以下のとおり配分します。

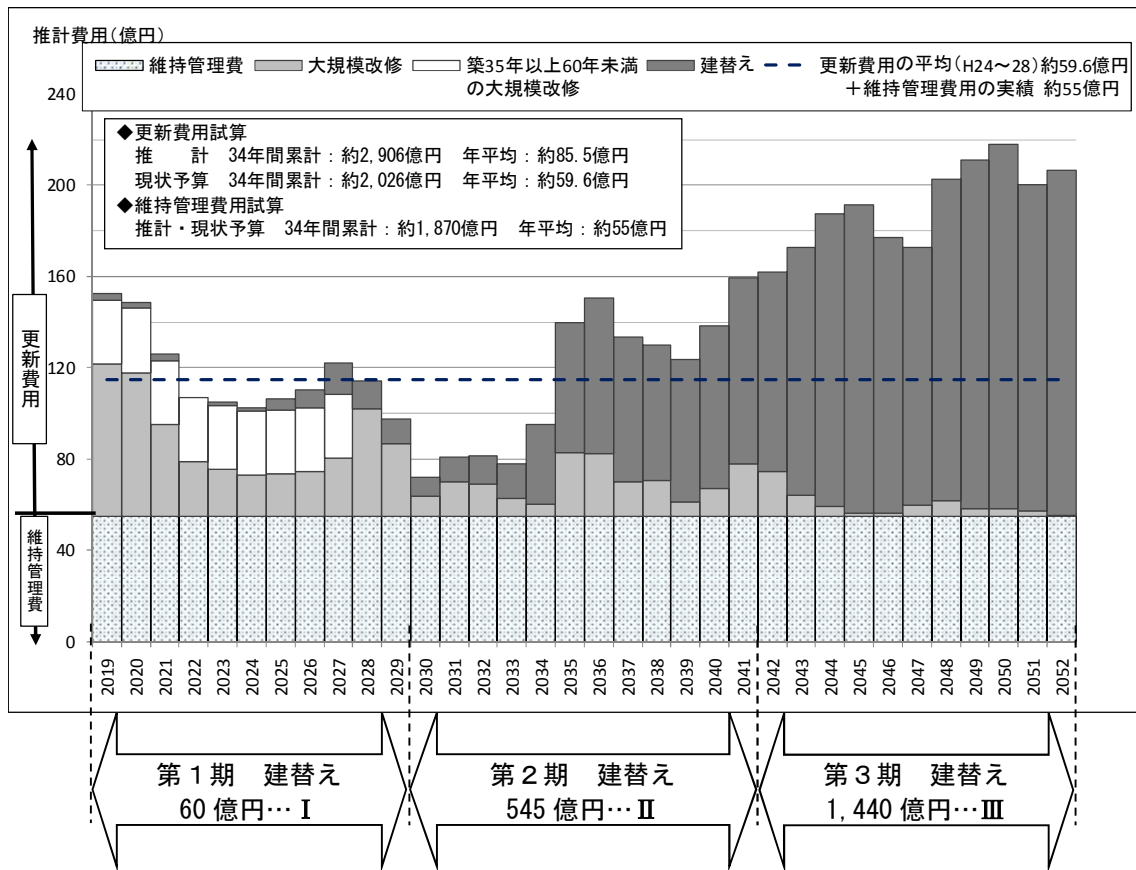
対象期	金 額	割 合
第1期 【FM戦略プラン】	△161億円	△5.5%
第2期	△132億円	△4.5%
第3期	△117億円	△4%
合 計	△410億円	△14%



上記ア及びイを合計して、更新費用の縮減目標値は以下のとおりとします。

対 象 期	期 間	目 標 値					
		金 額 (億円)			割 合 (%)		
		計	【内 訳】		計	【内 訳】	
			①	②		①	②
第1期 【FM戦略プラン】	2019～ 2029	△175	△14	△161	△6	△0.5	△5.5
第2期	2030～ 2041	△257	△125	△132	△9	△4.5	△4.5
第3期	2042～ 2052	△448	△331	△117	△15	△11	△4
合 計 【総合管理計画】	2019～ 2052	△880	△470	△410	△30	△16	△14

【図 3 - 1 更新費用等の将来推計】



【図 3 - 2 人口減少(2035年：△23%)に応じて建替え面積縮減した場合の推計】

